

東秩父村地域防災計画

令和 5 年 3 月

東秩父村防災会議

東秩父村地域防災計画

昭和 5 0 年代 作成

平成 7 年度 改訂

平成 2 0 年 3 月 改訂

平成 2 8 年 3 月 改訂

平成 3 1 年 4 月 一部修正

令和 4 年 6 月 一部修正

令和 5 年 3 月 改訂予定

〔目 次〕

第1編 総則	1
第1節 計画の策定	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 計画の構成	1
第4 計画の運用等	2
第5 計画の用語	3
第2節 東秩父村の概況	5
第1 自然的条件	5
第2 社会的条件	7
第3 災害履歴	10
第3節 被害想定	11
第1 地震被害想定	11
第2 浸水想定	13
第3 土砂災害	14
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第1 東秩父村及び関係機関	15
第2 埼玉県	16
第3 指定地方行政機関	18
第4 自衛隊	19
第5 指定公共機関	20
第6 指定地方公共機関	20
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	21
第5節 住民及び事業者の責務	22
第1 住民の果たす役割（自助）	22
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）	22
第2 事業者の果たす役割	23
第6節 防災対策の基本方針	24
第1 地震災害	24
第2 風水害等	25
第2編 風水害対策編	26
第1章 災害予防計画	26
第1節 村の防災力の強化	26
第1 活動体制の強化	26
第2 緊急対応活動のための準備	31
第3 生活維持活動のための準備	40
第2節 被害防止対策の推進	48

第 1	浸水災害の予防	48
第 2	土砂災害の予防	49
第 3	雪害の予防	54
第 4	竜巻等の突風対策	57
第 3 節	住民の自主防災力の向上	60
第 1	防災教育	60
第 2	防災訓練	63
第 3	災害時の要配慮者の安全確保	66
第 4	自主防災組織等の整備	73
第 5	災害ボランティア活動のための環境整備	76
第 2 章	風水害応急対策計画	78
第 1 節	活動体制の確立	78
第 1	村の活動体制	78
第 2	職員の動員計画	84
第 3	情報通信手段の確保	86
第 4	広域応援要請	89
第 5	自衛隊の災害派遣要請	92
第 6	ボランティアとの連携	96
第 7	災害救助法の適用	98
第 8	自主防災組織等の活動体制	101
第 2 節	警戒活動期の応急対策活動	103
第 1	風水害に関する情報の収集・伝達	103
第 2	水防・土砂災害防止活動	111
第 3	避難活動	114
第 3 節	初動対応期の応急対策活動	121
第 1	災害情報の収集・伝達・共有	121
第 2	広報活動	126
第 3	救急救助活動	129
第 4	医療救護活動	131
第 5	交通対策	134
第 6	緊急輸送手段の確保	137
第 7	給水活動	139
第 8	食料の供給	141
第 9	生活必需品等の供給・貸与	144
第 10	要配慮者の安全確保	146
第 11	遺体の取扱い	149
第 12	障害物の除去	152
第 13	孤立集落対策	154
第 4 節	救援期の応急対策活動	156

第1	災害情報の収集・伝達・共有	156
第2	広報広聴活動.....	157
第3	避難所の運営.....	159
第4	防疫及び保健衛生	162
第5	廃棄物対策	166
第6	応急住宅対策.....	169
第7	文教・保育対策	171
第8	商工・農林業対策	174
第3章	災害復旧復興計画	175
第1節	災害復旧計画	175
第1	災害復旧事業計画の作成	175
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	175
第2節	災害復興計画	178
第1	災害復興対策本部の設置	178
第2	災害復興計画の策定.....	178
第3	災害復興事業の実施.....	178
第3節	生活再建等の支援計画.....	179
第1	被災者の生活確保	179
第2	被災者への融資等	179
第3	被災者生活再建支援制度	185
第4	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	187
第5	義援（見舞）金品の受入れ・配分計画	191
第6	罹災証明書の発行	192
第7	被災者台帳の作成	192
第3編	震災対策編	193
第1章	震災予防計画	193
第1節	村の防災力の強化	193
第1	活動体制の強化.....	193
第2	緊急対応活動のための準備.....	193
第3	生活維持活動のための準備.....	195
第4	調査研究.....	197
第2節	災害に強いまちづくりの推進.....	199
第1	建築物・施設等の安全化	199
第2	防災空間の確保.....	202
第3	地震火災の予防.....	203
第4	宅地等の安全対策	205
第3節	住民の自主防災力の向上.....	206
第1	防災教育.....	206
第2	防災訓練.....	206

第3	災害時の要配慮者の安全確保	207
第4	自主防災組織等の整備	207
第5	災害ボランティア活動のための環境整備	207
第2章	震災応急対策計画	209
第1節	活動体制の確立	209
第1	村の活動体制.....	209
第2	職員の動員計画	212
第3	情報通信手段の確保.....	213
第4	広域応援要請.....	213
第5	自衛隊の災害派遣要請	213
第6	ボランティアとの連携	213
第7	災害救助法の適用	213
第8	自主防災組織等の活動体制	214
第2節	初動対応期の応急対策活動.....	216
第1	災害情報の収集・伝達・共有	216
第2	広報活動	219
第3	消防活動	219
第4	救急救助活動.....	221
第5	医療救護活動.....	221
第6	交通対策	221
第7	緊急輸送手段の確保.....	221
第8	給水活動	221
第9	食料の供給	222
第10	生活必需品等の供給・貸与	222
第11	要配慮者の安全確保.....	222
第12	遺体の取扱い	222
第13	障害物の除去	222
第14	孤立集落対策	222
第15	ライフラインの応急対策	223
第16	公共施設の応急対策	225
第17	帰宅困難者対策.....	227
第3節	救援期の応急対策活動.....	228
第1	災害情報の収集・伝達・共有	228
第2	広報広聴活動.....	228
第3	避難所の運営.....	228
第4	防疫及び保健衛生	228
第5	廃棄物対策	228
第6	応急住宅対策.....	228
第7	文教・保育対策	228

第8 商工・農林業対策	228
第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	229
第1 趣旨	229
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	230
第3章 震災復旧復興計画	233
第1節 災害復旧計画	233
第2節 災害復興計画	233
第3節 生活再建等の支援計画.....	233
第4編 事故災害・その他災害対策編.....	234
第1章 事故災害対策計画	234
第1節 村で懸念される事故災害.....	234
第2節 林野火災対策計画	236
第3節 危険物等災害対策計画.....	240
第1 危険物等災害応急対策計画.....	240
第2 高圧ガス災害応急対策計画.....	241
第3 火薬類災害応急対策計画	242
第5 毒物・劇物災害応急対策計画	243
第4節 広域放射能汚染対策計画.....	244
第5節 農業災害対策計画	247
第6節 道路災害対策計画	249
第7節 航空機事故対策計画.....	252
第2章 その他災害等対策計画.....	254
第1節 村で対象とするその他災害等.....	254
第2節 火山噴火降灰対策	255
第3節 複合災害対策	258
第1 基本方針	258
第2 事前対策	258
第3 応急対策	258
第4節 広域応援	260
第1 基本方針	260
第2 事前対策	260
第3 応急対策	260
第5節 シビアコンディションへの対応.....	262
第1 シビアコンディションを設定する目的	262
第2 シビアコンディションへの対応	262
第3 シビアコンディションの共有と取組の実施	262

第1編 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、東秩父村防災会議が作成する計画であり、東秩父村の地域にかかる災害について、村及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、村の地域に係る防災に関し、村の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

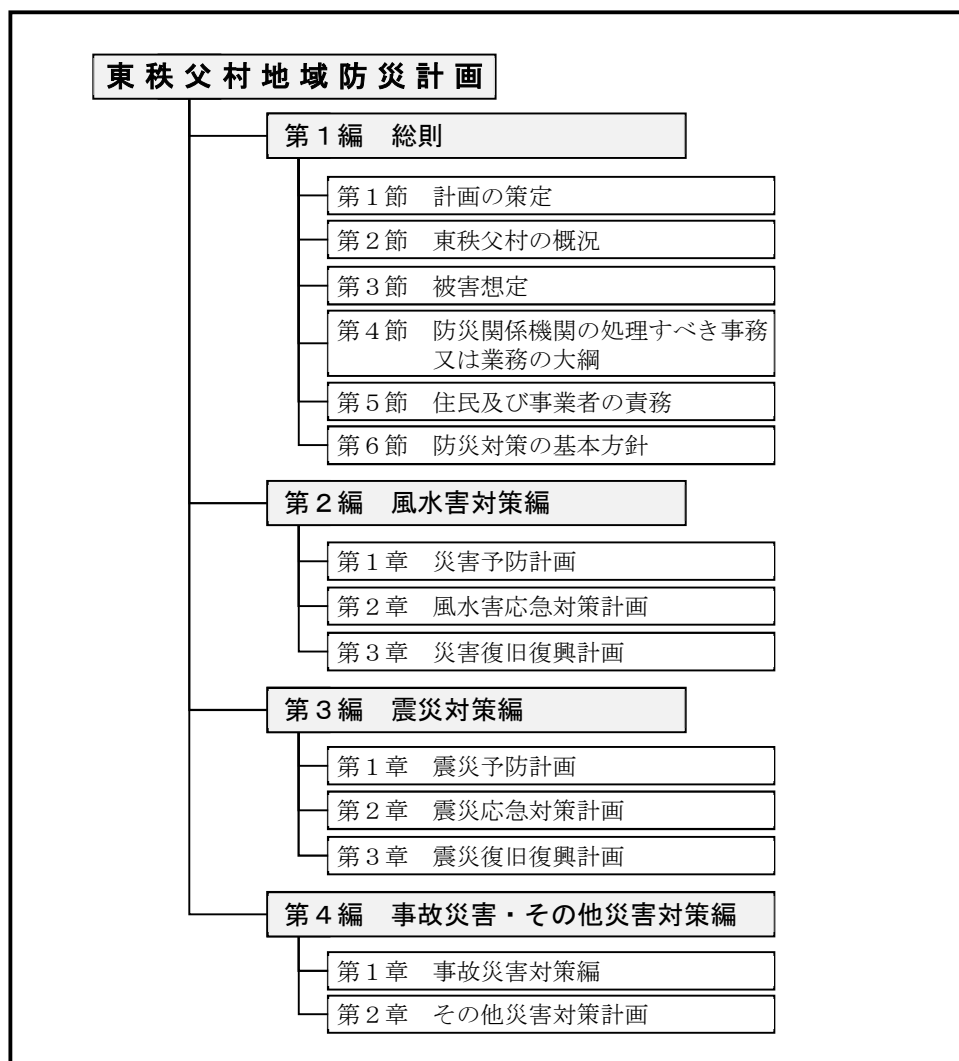
この計画は、村及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき村長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、村が定める防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

第3 計画の構成

この計画は、村における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■東秩父村地域防災計画の構成



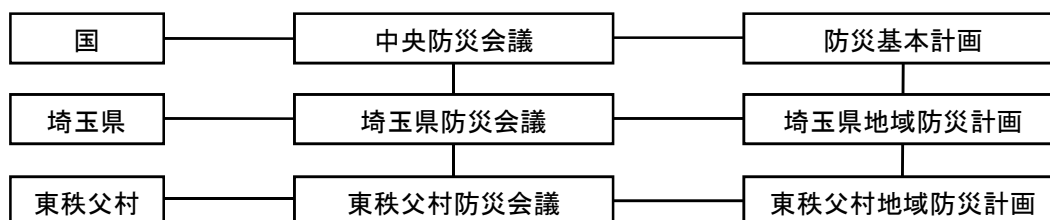
第4 計画の運用等

1 他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、村の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び村の防災会議及び防災計画の関係



（２）東秩父村総合振興計画との関係

現在運用されている第6次東秩父村総合振興計画（前期基本計画）は、令和3年度から令和6年度を計画期間として、10年後のありたい姿として「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」を掲げ、防災・環境分野において「自然環境と生活環境の調和がとれた安心・安全な村」を目指している。

総合振興計画は、村づくりのための指針となる最上位の計画であることから、地域防災計画の修正においては、計画に位置づけられる各種の施策と整合を図るものとする。

（３）東秩父村国土強靱化地域計画との関係

東秩父村国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、村で起こりうる大規模な自然災害等のあらゆるリスクを想定し、最悪の事態に陥ることを避けるための村づくりの方向性を示した計画である。また、計画は施設の整備や耐震化といったハード対策だけでなく、防災教育の充実や防災活動への支援などのソフト対策を村の状況等に合わせて組み合わせ、村が取り組むべき対策を幅広く位置付けている。

したがって、本計画は国土強靱化地域計画に示された村づくりの方向性と整合を図るものとする。

2 計画の修正

村及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

3 計画の習熟・訓練

村の各部局及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、東秩父村地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、住民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の住民への周知を徹底する。

4 計画の効果的推進

男女双方の視点に配慮した防災を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【 第1編 総則 】

第1章 災害予防計画 / 第1節 計画の策定

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 村 | 東秩父村 |
| 2 | 村防災計画 | 東秩父村地域防災計画 |
| 3 | 県 | 埼玉県 |
| 4 | 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 5 | 村本部 | 東秩父村災害対策本部 |
| 6 | 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 7 | 災対法 | 災害対策基本法 |

第2節 東秩父村の概況

第1 自然的条件

1 位置

本村は埼玉県西部、都心から60km圏に位置し、東西7.7km、南北10.5km、総面積37.06km²で、東は比企郡小川町、西は秩父市と秩父郡皆野町、南は比企郡ときがわ町、北は大里郡寄居町に接している。

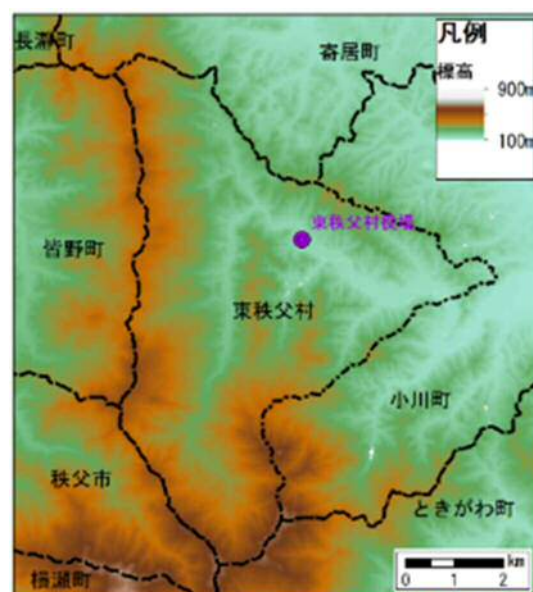


資料)「令和3年(2021年)埼玉県統計年鑑」(令和4年1月、埼玉県総務部統計課)

2 地形

本村は、外秩父山地などの山々に囲まれたほぼ正三角形の地域で、最小標高は小川町境の槻川付近で約120m、最大標高は村最南端の秩父市・ときがわ町境付近で874mとなっており、約750mの標高差がある。村は横瀬町、皆野町などとともに秩父郡に属しているが、郡内他町とは外秩父山地を隔てて接しているため、生活圏は小川町などと同じ比企圏域に含まれる。

地質は輝緑凝灰岩、チャート、石墨片岩、緑色片岩に分けられる。その中で象ヶ鼻一朝日根断層が槻川沿いに見られる。この断層は、地すべり性の崩壊が生じやすい。

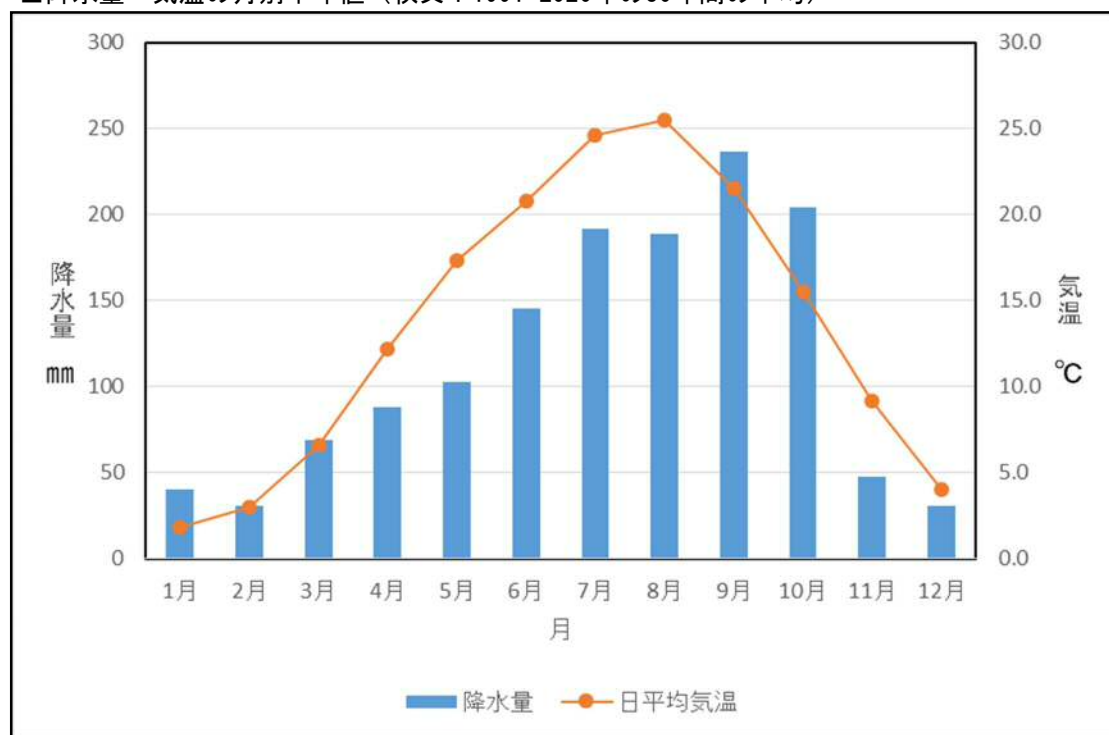


資料)「基盤地図情報 数値標高モデル(国土地理院)から作成」

3 気象

秩父地域を代表する気象官署（秩父特別地域気象観測所）の気象観測データによると、日平均気温の平年値（1991～2020年の平均値）の最低は1月の1.8℃、最高は8月の25.5℃となっている。月間降水量の平年値は、台風や秋雨の影響で9月が平均236.7mmと最も多く、12月が平均30.7mmで最も少なくなっている。

■降水量・気温の月別平年値（秩父：1991～2020年の30年間の平均）



項目 月	降水量	平均気温(℃)			平均風速
	(mm)	日平均	日最高	日最低	(m/s)
1月	40.3	1.8	8.9	-3.8	1.7
2月	30.8	3.0	10.0	-2.9	1.8
3月	69.0	6.6	13.5	0.7	1.9
4月	88.0	12.2	19.1	5.9	1.9
5月	102.4	17.3	23.8	11.5	1.7
6月	145.4	20.8	26.0	16.5	1.5
7月	192.0	24.6	29.8	20.6	1.5
8月	188.4	25.5	31.0	21.5	1.5
9月	236.7	21.5	26.4	17.7	1.3
10月	204.1	15.5	20.8	11.3	1.2
11月	47.5	9.2	15.9	4.0	1.2
12月	30.7	4.0	11.2	-1.6	1.5
年間	1375.3	13.5	19.7	8.5	1.6

資料)「気象庁ホームページ」

第2 社会的条件

1 人口

(1) 総人口

本村の人口は減少傾向にあり、昭和60年には約4,600人だったが、令和2年には約2,700人となって、約1,900人の人口減少となっている。一方で、世帯数は昭和60年から令和2年にかけてやや減少しており、およそ1,000～1,100世帯程度で推移している。村における1世帯当たり人員は、昭和60年の4.28人から令和2年には2.74人と減少傾向にある。

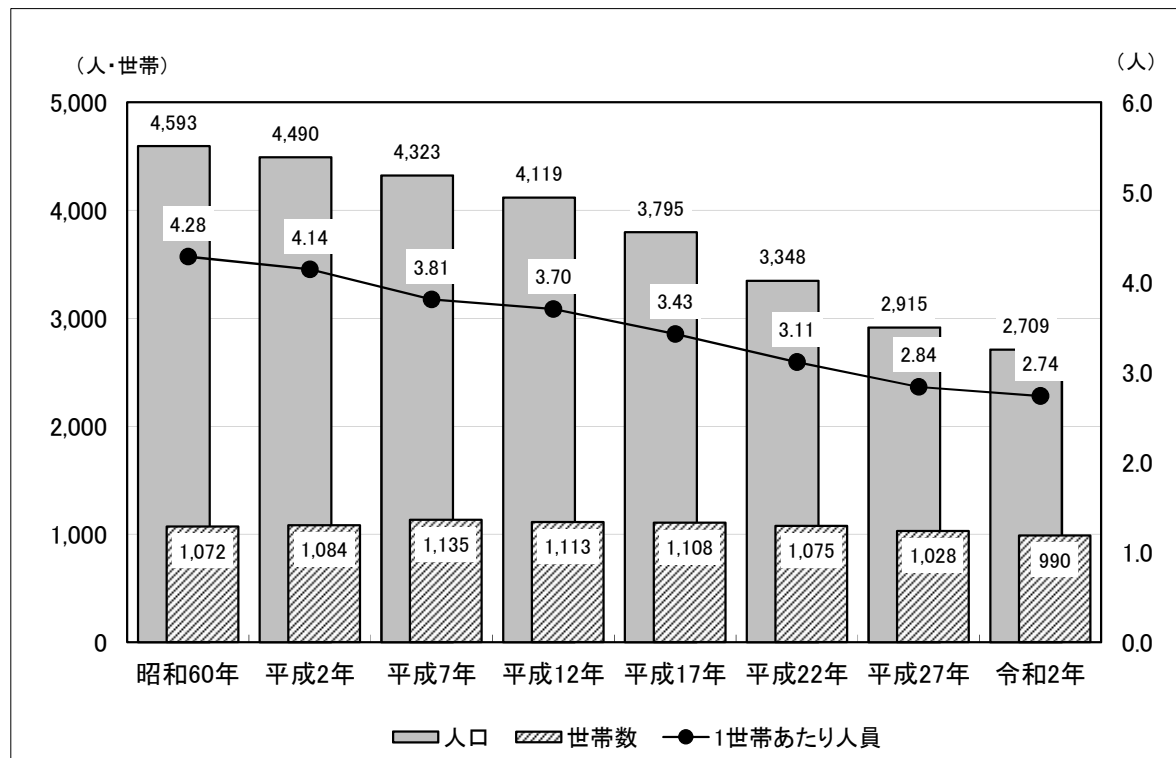
■人口・世帯数等の推移

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和60年 (1985)		1,072	4,593	4.28	123.9
平成2年 (1990)		1,084	4,490	4.14	121.2
平成7年 (1995)		1,135	4,323	3.81	116.6
平成12年 (2000)		1,113	4,119	3.70	111.1
平成17年 (2005)		1,108	3,795	3.43	102.4
平成22年 (2010)		1,075	3,348	3.11	90.3
平成27年 (2015)		1,028	2,915	2.84	78.7
令和2年 (2020)		990	2,709	2.74	73.1

注) 人口密度は、村の面積を37.06km²として算定した。

資料) 総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

■人口・世帯数等の推移



(2) 年齢別人口

本村の人口は、令和2年10月1日現在2,709人（国勢調査）で、そのうち年少人口（0～14歳）が6.4%、生産年齢人口（15～64歳）が47.1%、老年人口（65歳以上）が46.5%となっている。また、老年人口のうち75歳以上の割合は24.7%である。

■年齢別人口

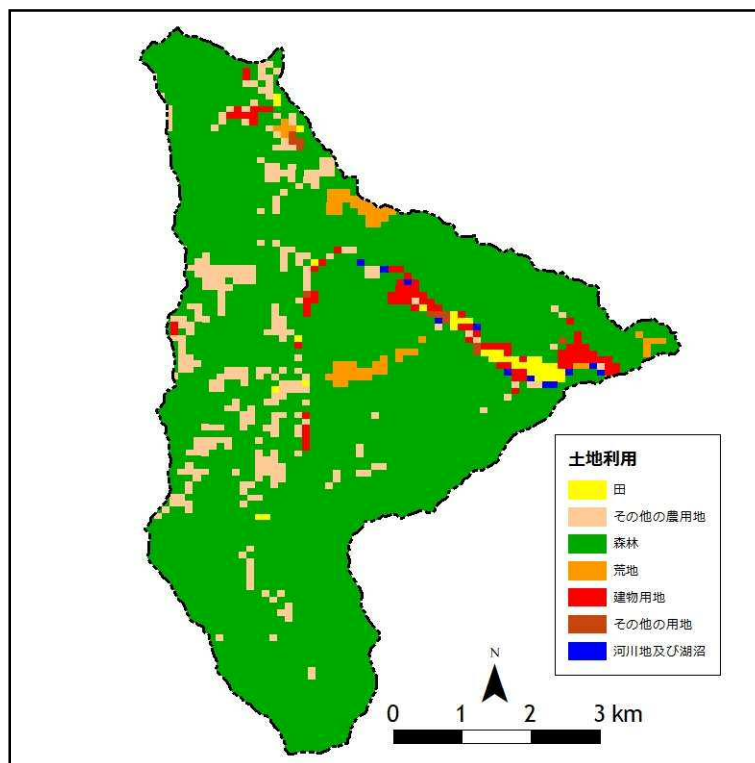
区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	173	6.4	84	89
生産年齢人口	15～64歳	1,275	47.1	658	617
老年人口	65歳以上	1,261	46.5	610	651
	（75歳以上）	（670）	（24.7）	（284）	（386）
合 計		2,709	—	1,352	1,357

資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」（令和3年11月30日公表）

2 土地利用

本村の土地利用を地目別面積割合で見ると、山林が最も多く全体の約80%を占め、以下順に、その他の農用地、建物用地、荒地、田、その他の用地となっている。

■土地利用図



資料）「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）」

（国土交通省：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b.html>）から作成

本村の幹線道路は、主要地方道熊谷小川秩父線（県道 11 号）が、東に隣接する小川町から槻川に沿う形で村内を通過し、秩父市へ通じている。また、一般県道 294 号（坂本寄居線）が村内から北上する形で寄居町へ、一般県道 361 号（三沢坂本線）が村内から西に隣接する皆野町へと通じている。

村の主な公共交通は、路線バス、交通空白地有償運送となっている。

[illegible]

– 9 –

第3 災害履歴

1 地震

近年、埼玉県に大きな地震被害をもたらした地震としては、1923年9月1日の関東大震災、1931年9月21日の西埼玉地震があげられる。西埼玉地震は本村に隣接する寄居町付近が震源とされているが、被害の大部分は利根川及び荒川流域の沖積層地帯で発生し、地盤の強固な秩父山地での被害はほとんどなかったと報告されている。

■東秩父村における過去の地震被害

発生年月日	マグニチュード	地震呼称	本村の被害状況
1931. 9. 21	6. 9	西埼玉地震	【旧大河原村】 ・ 軽傷者1人

資料：「西埼玉強震報告」埼玉県熊谷測候所

2 風水害

本村における河川は、山地の谷沿いを流下することから近年は大きな浸水被害は発生していない。一方で標高差が大きく傾斜地が多いことから土砂災害の危険性が高い地域となっている。

■東秩父村における過去の風水害

発生年月日	風水害呼称	本村の被害状況
1947. 9. 14～15	カスリーン台風	秩父地方で611mm(2日間降雨) ・ 流出家屋8、倒壊2、半壊2、水車流失8 ・ 浸水家屋98
1966. 9	台風26号	熊谷地方気象台で最大瞬間風速41m ・ 住宅損壊2、半壊49、一部損壊204 ・ 床上浸水3、床下浸水63、非住家損傷1 ・ 重傷3、軽傷1
1982. 8. 1	台風10号	日最大雨量388mm ・ 床下浸水3、道路被害30箇所
2014. 2. 14～16	平成26年豪雪	秩父で98cmの積雪 ・ 降雪による停電、携帯電話の通信障害
2019. 10. 12	令和元年東日本台風 (台風19号)	大内沢観測所の総雨量534mm、時間最大42mm 白石観測所の総雨量754. 5mm ・ 断水（旧西地区、萩平地区） ・ 床下浸水、床上浸水 ・ 家屋の倒壊(倒木)、家屋損傷(土砂等) ・ 橋りょうの損傷、県道11号通行止め ・ 土砂崩れ多数

資料：「東秩父村地域防災計画」（平成31年4月 一部修正）

「2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（第2報）」（内閣府防災情報）

「広報東ちちぶ」（2019年11月1日発行、NO. 549）

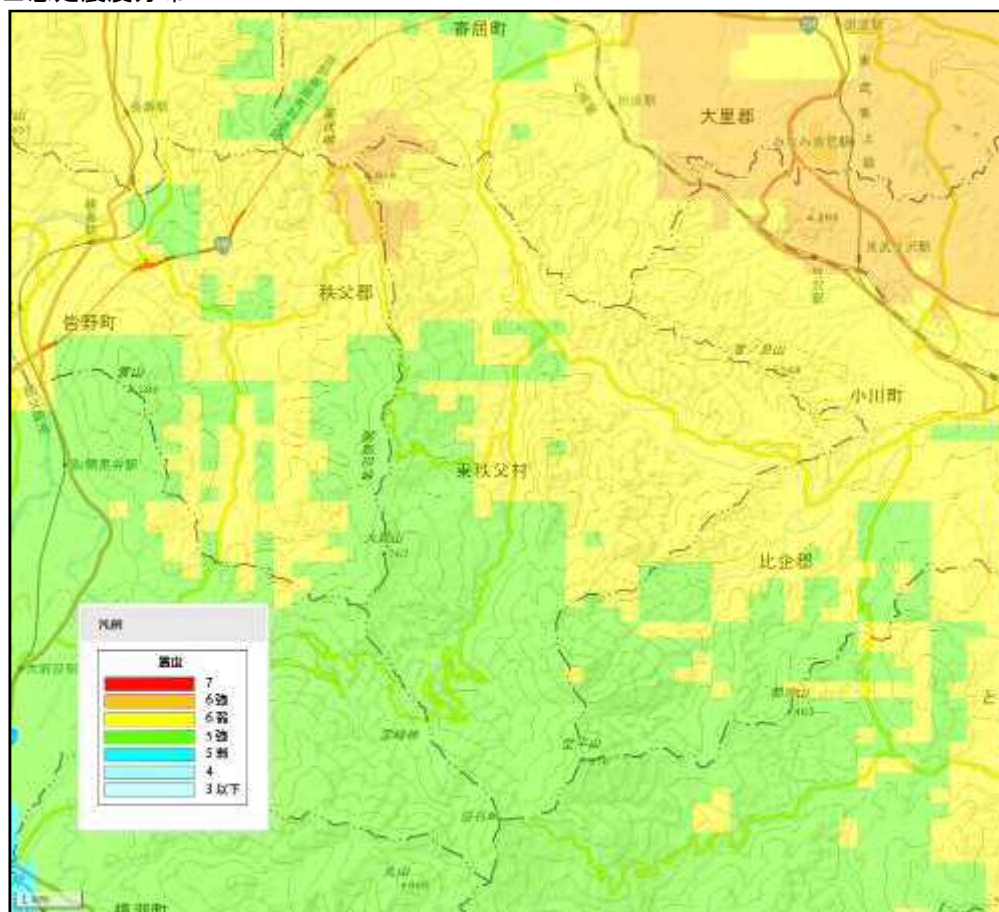
第3節 被害想定

第 1 地震被害想定

1 想定震度

平成 25 年度に埼玉県が公表した地震被害想定調査結果において、東秩父村に最も大きな被害を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」の想定震度は、北部の一部で震度 6 強、北部～中央部で震度 6 弱、南部で震度 5 弱と想定されている。

■想定震度分布



資料) 埼玉県ホームページ「被害分布図画像データ」

2 被害想定

関東平野北西縁断層帯地震における被害想定結果は次表のとおりで、人的被害として死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 11 名が、建物被害として全壊棟数 10 棟、半壊棟数 80 棟が想定されている。

■関東平野北西縁断層帯地震における被害想定結果

想定項目		想定結果
震度		5強～6強
建物被害	全壊数（揺れ＋急傾斜）	10棟
	半壊数（揺れ＋急傾斜）	80棟
	焼失棟数	0棟
人的被害 ^{注1)}	死者	1人
	重傷者	1人
	軽傷者	11人
避難者数 ^{注2)}	1日後	29人
	1週間後	42人
	1か月後	58人
帰宅困難者数 ^{注3)}		304人
ライフライン	上水道（1日後の断水人口）	818人
	下水道（機能支障人口）	処理区域なし
	都市ガス（供給停止件数）	供給地域なし
	電力（1日後の停電人口）	96人
	電話（不通回線数）	1回線
震災廃棄物量		2,000トン

注1) の項目に関しては、冬5時の結果

注2) の項目に関しては、冬18時の結果

注3) の項目に関しては、内閣府手法（出典：南海トラフの巨大地震の被害想定第二次報告，内閣府）による平日12時の結果、なお、休日に発生した場合、村における帰宅困難者は519人に上る

資料：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」

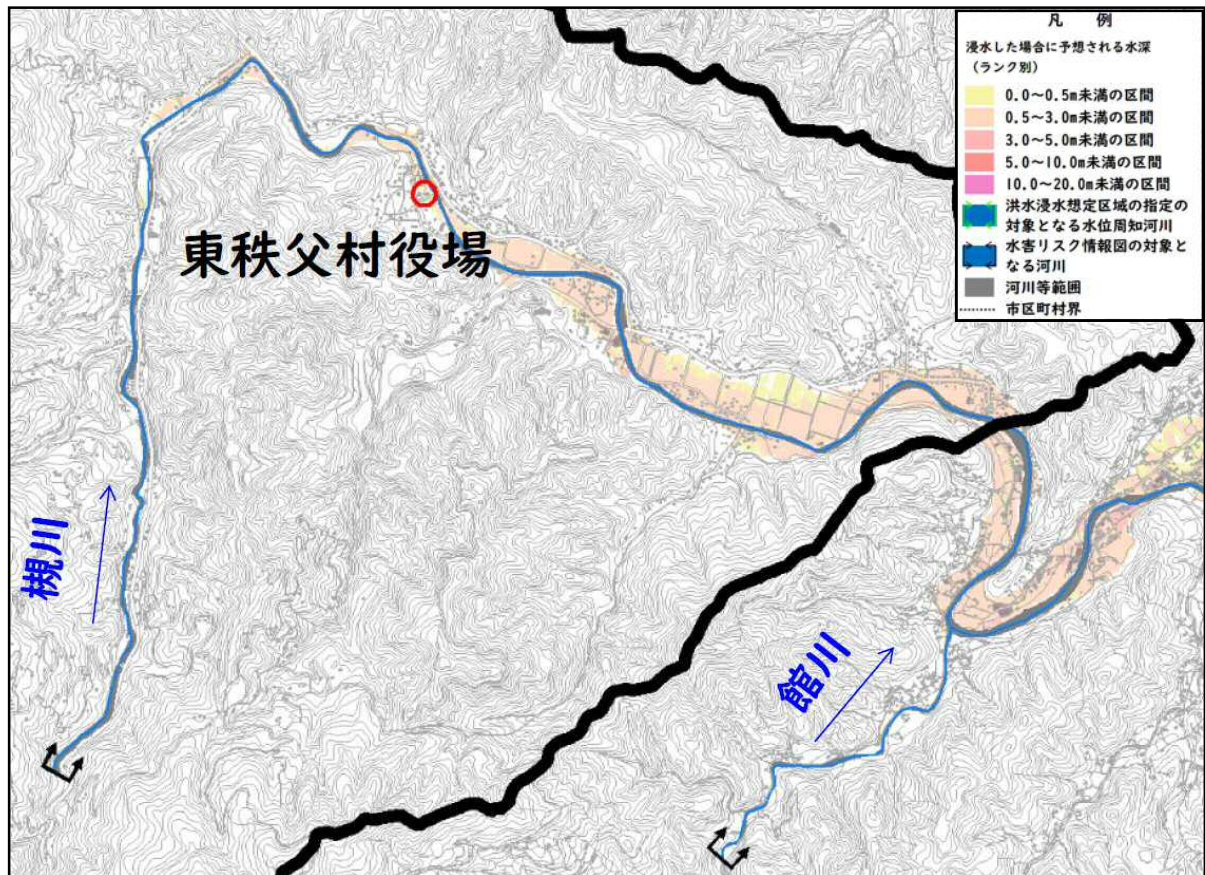
第2 浸水想定

埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の県管理河川について、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域を水害リスク情報図として公表している。村内を流れる県管理の一級河川槻川は、洪水予報河川・水位周知河川に指定されていないが、県によって水害リスク情報図が公表されている。

水害リスク情報図によれば、村内には最大で0.5～3.0m未満の浸水想定区域があり、主に槻川沿いの耕作地等が該当している。（詳細は令和4年4月発行のハザードマップ参照）

なお、村内には埼玉県の「農業用ため池データベース」に登録された農業用ため池は存在しない。

■水害リスク情報図



資料)「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」一部抜粋

第3 土砂災害

村域は大部分が山地で標高差が大きいため、これまで台風や大雨によって土砂崩れが発生している。村内には土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が218箇所指定されている。（平成28年3月現在、詳細は令和4年4月発行のハザードマップ参照）

資料編 ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



資料)「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）」

（国土交通省：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-v1_3.html）から作成」

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 東秩父村及び関係機関

村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

1 東秩父村

機関の名称	事務又は業務の大綱
東秩父村	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2) 警報の伝達及び避難情報に関すること (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること 3 災害復旧 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防御するための施設の新設及び改良に関すること

2 消防機関

消防機関は、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
比企広域消防本部 小川消防署東秩父分署	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 消防知識の啓発、普及に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 火災発生時の消火活動に関すること (7) 水防活動の協力に関すること (8) 被災者の救助、救援に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
比企広域市町村圏組合 東秩父消防団	(1) 消火活動に関すること (2) 水防活動に関すること (3) 救助、救援活動に関すること (4) 消防知識の啓発、普及に関すること (5) その他災害活動に関すること

3 一部事務組合

村が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
小川地区衛生組合	(1) 災害時におけるごみの処理に関すること (2) 災害時におけるし尿処理に関すること (3) 施設の防御及び復旧に関すること
比企広域市町村圏組合 東松山斎場	災害時における火葬に関すること

第 2 埼玉県

県は、基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第 4 条第 1 項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 (1) 警報の発令に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
川越比企地域振興センター	(1) 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び県災害対策本部長への報告に関すること (2) 被災地における防災関係機関との連絡調整に関すること (3) 担当区域内の災害応急対策の把握に関すること (4) 防災基地の開設に関すること (5) 市町村災害対策本部活動の支援に関すること (6) その他県災害対策本部長の指示に基づく事項に関すること
東松山保健所	(1) 保健衛生関係の情報収集に関すること

第1章 災害予防計画 / 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(2) 医療品等の備蓄及び調達に関すること (3) 感染症に係る調査指導及び防疫活動に関すること (4) 医療機関等の保健医療活動の調整支援 (5) 医療救護班の編成及び派遣に関すること (6) 動物愛護、特定動物飼養施設に関すること (7) 飲料水・食品の衛生、指導に関すること
東松山農林振興センター	(1) 農作物及び耕地の被害状況調査に関すること (2) 災害時の営農資機材の確保に係る連絡調整に関すること (3) 災害時における農作物等に係わる管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 土地改良施設の災害応急対策に係る支援に関すること (5) 災害による被害農林業者等に対する資金の融通及び条例に基づく助成措置に関すること
寄居林業事務所	(1) 治山・森林管理道、林業施設の調査に関すること (2) 地すべり防止事業に関すること (3) 災害対策及び事業の実施に関すること山地災害の被害状況の調査に関すること
東松山県土整備事務所	(1) 県の所管に係わる河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること (2) 排水場施設の総括的な保全に関すること (3) 降水量、水位等の観測情報に関すること (4) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること (5) 水防管理団体との連絡指導に関すること (6) 河川、道路等における障害物の除去に関すること
西部教育事務所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関すること (2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること (3) 教科書及び教材等の配給に関すること (4) 重要文化財の保護に関すること (5) 災害地の学校の給食指導に関すること
西部福祉事務所	(1) 要配慮者の安全に関すること (2) 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること
東松山環境管理事務所	(1) 一般廃棄物処理施設の被害状況確認に関すること (2) 一般廃棄物処理に関する広域処理体制の調整に関すること (3) がれき処理に関する調整、情報の収集、提供及び相互の協力体制に関すること (4) がれきの処理に関すること
小川警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通の秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防、検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

第 3 指定地方行政機関

国は、基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第 3 条第 1 項)

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局 (埼玉県拠点)	《災害予防》 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関すること 《災害応急対策》 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 《災害復旧》 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東運輸局 埼玉運輸支局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること (3) 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省 関東地方整備局	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 《災害予防》 (1) 震災対策の推進に関すること (2) 危機管理体制の整備に関すること (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること (4) 防災教育等の実施に関すること (5) 防災訓練に関すること (6) 再発防止対策の実施に関すること 《災害応急対策》 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること (2) 活動体制の確保に関すること (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること (7) 緊急輸送に関すること (8) 二次災害の防止対策に関すること (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること (10) 地方公共団体等への支援に関すること (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること 《災害復旧・復興》 (1) 災害復旧の実施に関すること (2) 都市の復興に関すること (3) 被災事業者等への支援措置に関すること

第4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	《災害派遣の準備》 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること 《災害派遣の実施》 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

【 第 1 編 総則 】

第 1 章 災害予防計画 / 第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 5 指定公共機関

指定公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第 6 条第 1 項)

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) (東秩父郵便局、槻川郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く)を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
NHKさいたま放送局	(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東京電力パワーグリッド (株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第 6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第 6 条第 1 項)

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県トラック協会 小川・松山支部	災害時におけるトラックによる救助物資の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関するこ
株式会社テレビ埼玉	(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
株式会社エフエムナック ファイブ	(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること

第1章 災害予防計画 / 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県LPガス協会	(1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(一社)比企医師会 比企郡市歯科医師会 小川薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
埼玉中央農業協同組合	(1) 村が実施する農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農産物の需給調整に関すること
埼玉県中央部森林組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
東秩父村商工会	(1) 村が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
埼玉県建設業協会比企支部	(1) 村が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること (4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること
東秩父村社会福祉協議会	(1) 避難行動要支援者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
社会教育団体	村が実施する応急対策についての協力に関すること

資 料 編 ・ 防災関係機関連絡先一覧

第5節 住民及び事業者の責務

第1 住民の果たす役割（自助）

住民は、自助・共助の意識に立って、災害時は相互に協力し、住家若しくは使用する建物の安全性を図るものとし、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

また、災害に強い地域づくりを担う一員として、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

1 平常時の役割

- 1 防災に関する学習
- 2 火災の予防
- 3 防災用品、非常持出品の準備
- 4 家庭内での備蓄（最低3日間（奨励1週間）分を目標）
- 5 ローリング備蓄（備蓄品を普段から多めに常備し、使用しながら買い足すこと）の実施
- 6 家具類の転倒・落下・移動防止対策（家具の配置見直し等）
- 7 ガラスの飛散防止対策
- 8 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- 9 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- 10 村の実施する防災訓練への参加
- 11 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政区の活動等）への参加
- 12 住宅の耐震化
- 13 地震保険への加入
- 14 緊急地震速報の受信
- 15 災害用伝言ダイヤル等の手段の確保

2 災害時の役割

- 1 初期消火
- 2 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 3 自主防災活動への参加、協力
- 4 避難所でのゆずりあい
- 5 村、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 6 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

自主防災組織は、日頃から防災訓練や防災学習等により共助に関する意識を高める取組等を進め、災害発生時は防災関係機関が行う防災活動に協力するものとする。

1 平常時の役割

- 1 防災に関する知識の普及及び啓発
- 2 地区内の危険箇所の把握
- 3 避難所及び避難路の確認
- 4 地区内の要配慮者の把握
- 5 消火訓練の実施
- 6 避難誘導訓練の実施
- 7 救援救護訓練の実施
- 8 地元商店街等との連携
- 9 防災資機材の備蓄及び管理

2 災害時の役割

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 火災の初期消火並びに村本部及び関係機関の連絡 |
| 2 | 人員の確認及び地域住民の避難誘導 |
| 3 | 要配慮者の保護及び安全確保 |
| 4 | 負傷者の応急救護及び救護班との連携 |
| 5 | 避難所開設、運営への協力 |
| 6 | 被害状況及び災害情報の収集・報告・広報 |
| 7 | 救援物資の受入及び配分 |
| 8 | 食料及び飲料水の調達及び配分 |
| 9 | 防災資機材の活用 |

第2 事業者の果たす役割

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第6節 防災対策の基本方針

村の防災対策は、村において起こりうる最大規模の災害により生じる被害規模及びその内容を具体的に把握し、その被害を可能な限り低減させる「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」を策定するものとする。

第1 地震災害

1 県の震災対応の方針

県が実施した地震被害想定によれば、県に及ぼす被害は関東平野北西縁断層帯地震が最大となり、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がる結果となっている。しかしながら、今後30年以内の地震発生確率は0%~0.008%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる複合災害の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理している。

一方、東京湾北部地震は、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率が70%とされており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの想定3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）の対応は、東京湾北部地震の対応に包含されている。

2 村の震災対応の方針

（1）「関東平野北西縁断層帯地震」に対する防災対策

村の震災対応は、村において最も影響の大きい地震被害への対策を講じるという観点から、次表に示す「関東平野北西縁断層帯地震」に対応した防災対策を策定する。

（2）広域応援に関する方針

村においては「関東平野北西縁断層帯地震」による地震被害が最も大きくなるが、平野部他市町の被害に比べればその程度は小さいことが想定されている。

また、県が地震対策の目標と定めている「東京湾北部地震」が発生した場合でも、村では帰宅困難者の発生があるものの、それ以外の項目において被害の発生は予測されていない。

そのため、村は、村域で発生した地震被害に迅速に対応するとともに、応援協力体制をいち早く整え、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

■関東平野北西縁断層帯地震における被害想定結果

想定項目		想定結果	主な防災対策
建物被害	全壊数	10棟	▶ 耐震化の促進 ▶ 被災建築物危険度判定体制の整備
	半壊数	80棟	
人的被害	死者	1人	▶ 初動医療体制の整備 ▶ 医療救護班の派遣体制の整備 ▶ 後方医療機関への搬送体制の整備
	重傷者	1人	
	軽傷者	11人	
避難者数	1日後	29人	▶ 指定避難所の整備 ▶ 飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ▶ 避難所運営マニュアルの整備
	1週間後	42人	
	1か月後	58人	
帰宅困難者数		304人	▶ 一時滞在施設の確保 ▶ 飲料水・食料備蓄の推進
ライフライン	上水道（1日後の断水人口）	818人	▶ 飲料水の備蓄
	電力（1日後の停電人口）	96人	▶ 防災拠点における非常電源の確保
	電話（不通回線数）	1回線	▶ 多様な情報伝達手段の整備
震災廃棄物量		2,000トン	▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置き場候補地の選定

資料：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」

第2 風水害等

1 水害対応の方針

県管理河川である槻川は県によって水害リスク情報図が作成され、村内には最大で0.5～3.0m未満の浸水想定区域が存在する。村は、浸水想定区域の周知に努めるとともに、避難情報の発令体制、指定避難所の整備に努める。また、大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を抑制するため、側溝などの雨水排水施設の整備を進める。

2 土砂災害対応の方針

土砂災害は前触れもなく発生する地震災害と異なり、台風や前線に伴う豪雨によって発生する。そのため、村は、台風の接近等が予想される場合には関係機関と連携し、早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

また、避難行動については、災害が発生した時点で安全確保ができていることが基本となることから、災害発生のおそれのある時期を見越し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように避難情報を発令するなど、警戒避難体制の整備に努める。

3 雪害対応の方針

雪害は、冬季の発達した低気圧などによってもたらされることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、村は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、住民への的確な情報提供に努める。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 村の防災力の強化

第1 活動体制の強化

実施機関

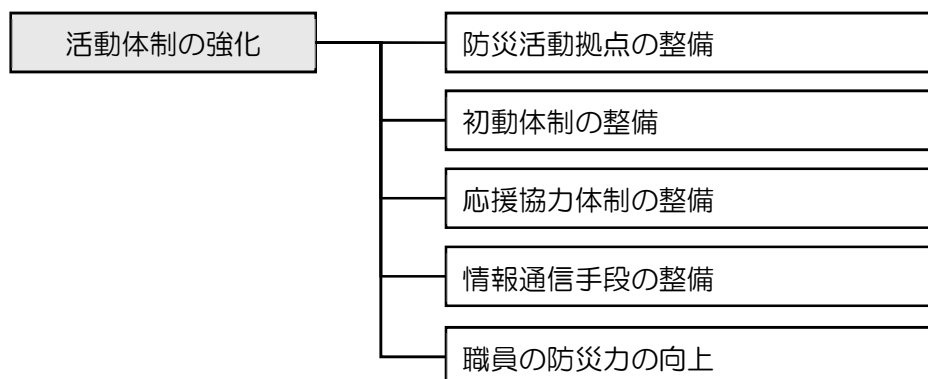
村	総務課
関係機関	

基本的な考え方

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、村本部を設置する東秩父村役場庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、救援活動の拠点となる避難所等の施設を防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を進める。

村のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況を想定し、他市町村や関係機関等との相互応援協定の締結を進め、受援計画を策定するとともに受け入れ体制を整備する。

施策の体系



1 防災活動拠点の整備

(1) 防災活動拠点の指定

村は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を防して位置づけ、必要な整備を推進する。

■村の防災活動拠点

種別	施設	備考
災害対策活動拠点	東秩父村役場	代替施設：保健センター コミュニティセンターやまなみ
避難拠点	指定避難所	指定避難所：8箇所 福祉避難所：保健センター

受援物資集積所	東秩父村役場 東秩父中学校	災害対策活動拠点を兼ねる 指定避難所を兼ねる
物資集積拠点	ふれあい広場	屋外グラウンド
物資輸送拠点	ふれあい広場	ヘリコプター離着陸場
医療活動拠点	保健センター	福祉避難所を兼ねる
自衛隊活動拠点	東秩父村役場 コミュニティセンターやまなみ	災害対策活動拠点を兼ねる

（２）防災活動拠点の整備

防災活動拠点においては以下のような整備を行う。

ア 施設の耐震化

防災活動拠点の各施設は、耐震診断結果に基づき改築、補強工事等を行い、拠点機能の維持を図る。

イ 防災設備の整備

防災活動拠点では、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等の整備を図る。また、長期停電に備え、非常用自家発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。

ウ 通信手段の確保

防災活動拠点間の連絡体制を確保するため、防災情報通信システム等の通信手段の整備を進める。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進するほか、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

エ 食料等の備蓄

村役場には災害応急対策要員用の食料、生活必需品、医薬品等の備蓄を進める。また、指定避難所等には防災備蓄倉庫を設置し、避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

2 初動体制の整備

（１）初動職員の確保

村は、確実な応急対策実施のため、村本部の設置等、初動体制の確立に万全を期すため、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

ア 職員の役割

職員は、「初動活動マニュアル」を参照し、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 避難所参集職員の確保

大雨・洪水警報や土砂災害警戒警報等の発表後に、迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を定めておく。指定された職員は、参集場所、避難所開設の手順等を十分習熟するよう努める。

（２）警戒体制・非常体制（村本部設置）の整備

ア 配備体制の明確化

応急対策を的確に実施するため、職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制、班体制を整備するとともに、災害時の職員の健康管理や交替要員の確保等についても十分検討しておく。

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

イ 避難情報の発令基準の検討

村は、避難情報の発令から住民の避難完了までに要する時間を把握し、降雨量、気象警報の発表状況等に応じた適切な避難情報の発令基準について検討しておく。

ウ 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

3 応援協力体制の整備

(1) 他市町村との相互応援

村は、村の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、県内外の市町村と相互応援協定の締結を図るものとする。

村は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(2) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

村は、他の公共団体における専門技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県と連携し、あらかじめ受入体制を整備する。

(3) 防災関係機関の応援協力

村は、村の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、防災関係機関と応援協定を締結しておく。

資 料 編 ・ 災害時における東秩父村と小川郵便局及び東秩父郵便局の協力に関する覚書
--

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ② 災害時における広報等に協力すること。
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④ 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること。

(5) 応援受入体制の整備

村は、国、県等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための受入れ手順等について定めた受援計画を作成している。計画は、村の防災体制や所有施設、社会情勢等により必要に応じて修正・更新していく。

また、以下の応援受入に対する体制を整備するものとする。

- ア 情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定
- ウ 応援要請手続き等のマニュアル化と職員への周知

エ 平常時から他の地方公共団体との受援訓練の実施及び情報共有

4 情報通信手段の整備

災害時においても通信機能を確保するため、過去の災害時の教訓等を踏まえ、通信網の整備、施設の耐震性の確保、多ルート化等のハード面の整備を推進するとともに、災害情報の迅速な処理など、災害指揮情報のIT化を推進し、災害に強い防災情報システムの構築を図る。

(1) 通信施設の現況

村が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。

- ア 県防災行政無線
- イ 防災情報通信システム
- ウ 無線（消防団配備及び建設課に設置）
- エ 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

(2) 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずるものとする。

ア 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保し、定期的にメンテナンスを行う。また、停電に備え消防本部、消防署、及び分署へ非常用電源を計画的に更新整備していく。

イ 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

ウ 通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、村役場が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

5 職員の防災力の向上

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図る。

(1) 村職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる村職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。

ア 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。

イ 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施

【 第2編 風水害対策編 】

第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

する。

ウ 防災機器操作の習熟

救出資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(2) 災害時職員対応マニュアルの活用

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した初動活動マニュアルを作成し、周知を図る。初動活動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

ア 初動参集

イ 参集途上の情報収集

ウ 救助、応急手当

エ 初期消火

オ 避難誘導

カ 災害情報の取りまとめ

キ 広報活動

ク その他必要な事項

(3) 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、家具の固定、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

第2 緊急対応活動のための準備

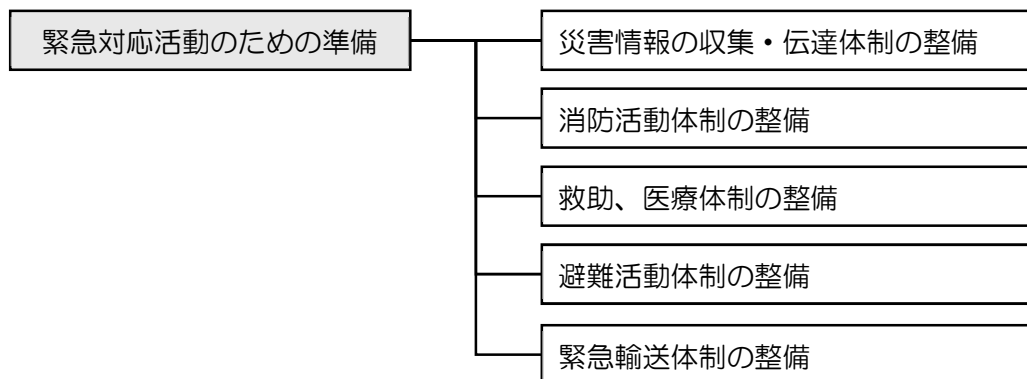
実施機関

村	総務課、保健衛生課、住民福祉課、建設課
関係機関	消防本部

基本的な考え方

災害発生時に、的確な応急対策を行うためには、迅速かつ正確な被害情報の収集が重要である。このため、村は村内各地区との通信及び県等の外部機関との通信を確保するため、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。さらに、収集した被害情報に基づく被災者の救出救助活動、医療救護活動、避難活動等を実施する体制を整備するとともに、応急対策活動を支える村外からの支援を、円滑に受け入れるための緊急輸送体制を整備する。

施策の体系



1 災害情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。また、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たるものとする。

- ア 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- イ 防災情報通信システム
- ウ 既存の災害情報システム（村テレメーターシステム等）とのオンラインリンクシステム
- エ タクシー無線等の情報システム
- オ 駆けつけ通報等

(2) 情報伝達体制の整備

村は、避難所、村出先機関等の防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

(3) 災害通信施設の整備・活用

【第2編 風水害対策編】
第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、災害通信施設の整備等を図る。

ア 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

イ 災害時優先電話の周知

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、あらかじめ村役場、小・中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてN T Tに登録している。

村は、平素から職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

資 料 編 ・ 災害時優先電話設置状況一覧

ウ 消防防災情報通信施設

消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。

エ 村ホームページの整備

村は、村ホームページで「東秩父村ハザードマップ」「指定緊急避難場所・指定避難所」等の防災情報を住民に提供している。災害時には、災害情報の提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

オ 緊急速報エリアメールやソーシャルネットワークサービスの活用

村は、住民に対して、インターネット回線等を通じた緊急速報エリアメールやソーシャルネットワークサービスを活用し、災害直後から注意喚起や初動期対応や速やかな情報提供を行う。

カ タブレット端末の全戸配備

村は、防災情報システム専用のタブレット型端末を村内の各世帯へ配付し、防災情報を配信している。災害時の確実な情報伝達のため、平時からタブレット端末の点検活動を進める。

2 消防活動体制の整備

村、比企広域消防本部及び東秩父消防団は、大規模・特殊災害に対応するため、消防組織体制の確立と感染症防止対策を含めた施設・設備の整備・充実を推進するとともに、消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づく体制を目標とした消防力の充実を図る。

（1）消防資機材の整備

比企広域消防本部及び東秩父消防団は、災害対策に有効な消防資機材などの充実を図る。

村は、県と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

（2）消防水利等の整備

村は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、防火水槽の整備等に努める。

（3）消防団の充実・強化

村は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図るものとする。

ア 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施

- イ 消防団員に対する教育訓練の実施
- ウ 消防団の活動拠点施設の整備
- エ 女性消防団員の加入促進
- オ 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進
- カ 公務員の消防団員との兼職

(4) 消防団拠点施設の整備

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、各地域における消防団拠点施設の確保に努める。

(5) 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合、本村消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

3 救助、医療体制の整備

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

(1) 救急救助体制の整備

村、消防本部及び消防団は、消防署、消防団及び自主防災組織における防災資機材の整備を行うとともに、消防団員、住民に対する救出救護訓練を実施し、消防団、自主防災組織等を中心とした救急救助体制の整備を図る。

ア 資機材の備蓄

防災資機材を用いて行う救助活動は発災後直ちに行う必要があるため、即応が可能な村が備蓄を行う。防災資機材は、速やかな確保のため分散配置が望ましいことから、行政区単位での備蓄場所の整備を検討していく。また、定期点検や防災訓練等を通じて、防災資機材等の備蓄の更新及びメンテナンスを行う。

イ 防災資機材の備蓄計画の策定

村は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定し、必要に応じて更新していく。その際、行政区単位での備蓄体制を整備する。

(2) 初動医療体制の整備

ア 医療体制の整備

村は、比企医師会、比企郡市歯科医師会、小川薬剤師会、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署及び村内の行政区と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

○救護所の整備

○医療救護班の編成

○医療救護班の出動

○自主防災組織等による自主救護体制の整備

○備蓄医薬品の種類及び数量の確保

イ 自主防災組織等による自主救護体制の整備

【第2編 風水害対策編】

第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

① 活動支援計画の策定

村は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

② 応急救護能力の強化

村は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

ウ 医薬品等の備蓄体制の強化

災害発生直後に、救護班の派遣等、早急に医療体制を編成するため、村本部に医療用資機材、医薬品を備蓄する。

エ 保健所、埼玉DMA T等への要請手続きの周知

村は、保健所や埼玉DMA T、医師会等の医療機関に、災害の発生により要請の必要性が生じた場合に備え、連絡先や要請手順等をあらかじめ確認し、職員への周知を図る。

(3) 後方医療体制の整備

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。

ア 後方医療機関

県は、災害拠点病院を22病院、うち3病院を災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」として整備している。また、保健所管内別に救急医療病院を指定している。

イ 後方医療機関との連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と比企広域消防本部小川消防署東秩父分署等間における十分な情報連絡機能を確保するべく、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

ウ 搬送体制の整備

医療救護所から村外への搬送が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

複数の負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。また、負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(4) 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災者の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響は大きいと想定されるため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

ア 巡回健康相談体制の整備

村は、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

イ メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

ウ 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

(5) 医療救護資機材、医薬品の確保

ア 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

村は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定し、必要に応じて更新していく。

イ 医療救護資機材、医薬品の備蓄

村は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

ウ 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

村は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、小川薬剤師会、医薬品等取扱い業者と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。

4 避難活動体制の整備

村は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所及び施設を、洪水、地震等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所、指定避難所として指定する。

村は、災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大や崖崩れ等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

(1) 避難所等の指定

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

村は、発生しうる災害の想定を踏まえ、災害の危険が及ばない公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設を対象に、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所等として指定し、住民に周知する。

なお、指定緊急避難場所は、浸水、土砂災害等から住民が緊急的に避難する場所及び施設であり、一定期間滞在する場としては適切でない場所を含めて検討する。

また、現在の指定避難所が、住民等を受け入れる場所として適切かどうか随時確認を行い、指定又は解除を行っていく。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分

区分	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する施設、又は災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する施設として指定する。

イ 福祉避難所の指定

村は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として福祉避難所を指定する。

福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

また、要配慮者のための生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等と、災害時の受入体制及び移送体制等が確保できるよう、協定を締結することを検討しておく。

資料編 ・避難所等一覧

（2）避難所等の整備

避難所の整備にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」に基づき整備を行うとともに、以下の点に留意して整備を行うものとする。

ア 災害に対する安全性の確認

避難所に指定した施設については、災害に対する安全性を点検し、避難所の開設時の判断資料とするほか、対象地域の住民に対しても周知する。村は、地域性、施設及び周囲の安全性、被害想定を踏まえた収容人員等を考慮し、指定避難所及び福祉避難所を指定する。

イ 避難所における良好な生活環境の確保

- ① 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- ② 指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- ③ 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- ④ 指定避難所は、要配慮者が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ、エレベーター、手すり等を整備するなど施設のバリアフリー化を推進する。

ウ 感染症対策用資材の備蓄

村は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・ 基本的な感染症対策用：マスク、除菌剤、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・ 避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- ・ 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、レインコート、フェイスシールド など
- ・ その他資材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など

(3) 避難計画の策定

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく。また、行政区等による避難組織の確立に努め、防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底を図る。

避難計画作成上の留意事項

- 1 避難情報を発令する基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- 4 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 指定避難所の管理・運営に関する事項
 - (1) 管理・運営体制の確立
 - (2) ボランティアの受入れ
 - (3) 避難収容中の秩序保持
 - (4) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (5) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (6) 避難者に対する各種相談業務
- 6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
① 掲示板、パンフレット等の発行 ② 防災情報通信システム ③ 住民に対する巡回指導 ④ 防災訓練等 ⑤ ホームページ	① 防災情報通信システム、広報車による周知 ② 避難誘導員による現地広報 ③ 行政区を通じた広報

(4) 各施設の避難計画

ア 防災上重要な施設の避難計画

工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ・ 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ・ 不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ・ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、村、警察署、消防署との連携等

イ 学校等の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアル等を策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、村地域防災計画に基づき、消防署、警察署、村及び行政区等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(5) 避難路の確保

村は、多くの住民が避難に使用すると予想される道路を避難路として指定を図っていく。

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、村に協力するよう努める。

(6) 避難所運営計画の策定

村は、以下の点に留意し、避難所運営計画の策定・見直しを行う。

- ア 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ウ 避難所の管理・運営体制
- エ 福祉避難所の設置
- オ 村本部との情報連絡体制
- カ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- キ 被災者の自立支援

(7) 住民への周知

村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくこととする。

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- ア 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- イ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。

ウ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

(8) 避難所管理・運営マニュアルの作成

村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。

5 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の指定

ア 県による指定

県は、地震災害時の緊急輸送道路として、村の地域において第二次緊急輸送道路を指定している。

■村の地域における県指定緊急輸送道路

種 別	道 路 種 別	路 線 名	区 間
第二次緊急輸送道路	一般県道	熊谷小川秩父線	小川町大塚（農協前交差点） ～東秩父村役場

イ 村による指定

村は、県指定の緊急輸送道路と村内の拠点施設（役場庁舎、指定避難所、臨時ヘリポート、物資輸送拠点等）を結ぶ緊急交通路を確保し、道路の整備・改修や橋梁の耐震化により道路機能の強化を図る。また、緊急輸送道路の迂回路となる村道については、必要性を総合的に勘案し、補助事業を活用しながら計画的な道路網整備及び老朽化した橋梁の補修・維持管理を推進する。

(2) 緊急輸送体制の整備

災害時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

ア 輸送施設・拠点の確保

村は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活用に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点、集積拠点をあらかじめ指定する。

イ 道路啓開体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平素から道路啓開について各道路管理者や埼玉県建設業協会比企支部等と協力体制の構築に努める。

ウ 輸送手段の確保

村は、車両等が不足する場合に備えて、車両等の調達や輸送機関との連携体制を整備するとともに、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておくものとする。

エ 村有車両の事前対策

災害時における村有車両の配車体制を検討するとともに、緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行う。

第3 生活維持活動のための準備

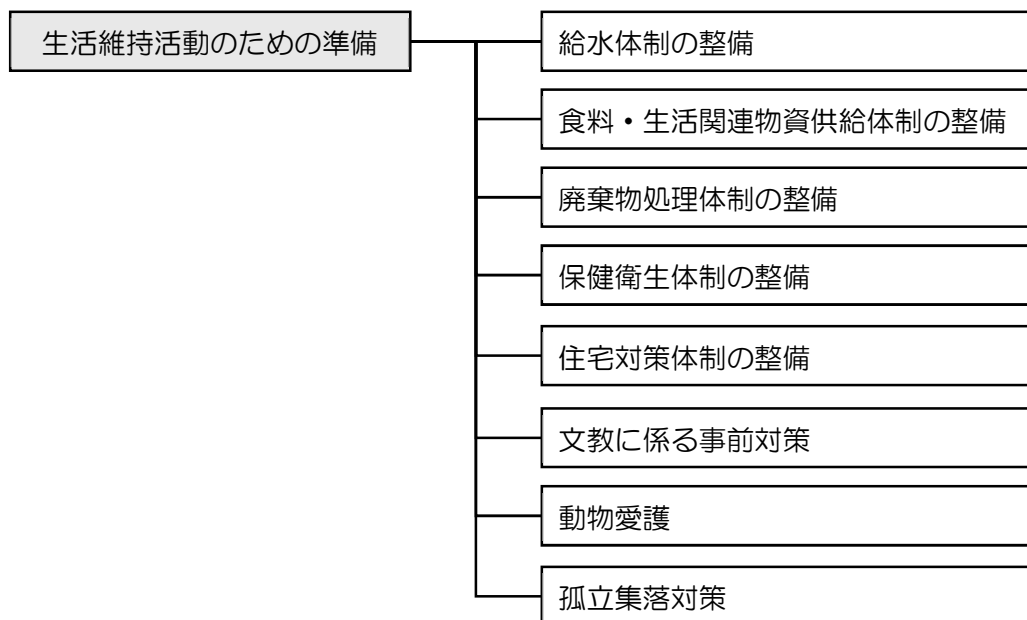
実施機関

村	総務課、住民福祉課、建設課、保健衛生課、教育委員会
関係機関	

基本的な考え方

村は、災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

施策の体系



1 給水体制の整備

(1) 1日当たり目標水量

県の想定に準ずることを基本とし、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点北）」による最大断水人口（179人）を想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に必要な最小水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(2) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

村は、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定し、必要に応じて更新していく。

イ 応急給水資機材の備蓄

村は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

■ 応急給水資機材の備蓄

品目	・給水タンク ・ポリ袋 ・その他
備蓄場所	・東秩父村役場 ・清正公山浄水場 ・旧比企広域消防本部小川消防署東秩父分署

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

村は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 耐震性貯水槽の整備

村は、近くに浄水場等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

オ 検水体制の整備

村は、井戸、プール、防火水槽、沈澱池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

2 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模な災害が発生した直後の住民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

(1) 食料の備蓄、調達体制の整備

ア 食料の備蓄

① 備蓄目標数量

備蓄目標は、「関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点北）」（1日後ピーク時避難人口：29人）に基づき、避難者用を村と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、村または県の災害救助従事者用を3日分以上とする。

なお、村民備蓄は最低3日間（奨励1週間）分を目標とする。

供給対象者	村	県	住民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分
災害救助従事者	3日分	3日分	——

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると、次のとおりである。

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

- 主食品……………アルファ米、缶入パン、レトルトがゆ、クラッカー等
- 乳児食……………粉ミルク、離乳食等
- その他……………ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

② 要配慮者への配慮

幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、村は、口への入れやすさや日常生活に近い食事などについても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者に対しては、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、村がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布するなどの支援を行う。

③ 備蓄場所

村は、指定避難所及び村役場等を備蓄場所として整備するとともに、村内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

④ 食料備蓄計画の策定

村は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料備蓄計画を策定し、必要に応じて更新していく。

⑤ 食料の備蓄

村は、食料備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、住民に対しても最低3日間（1週間分を推奨）の備蓄を行うよう、村広報紙等を通じて啓発する。

イ 食料の調達

① 食料の調達計画の策定

村は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定しておく。

② 食料の調達体制の整備

村は、大規模災害発生時に円滑に食料等を調達できるよう、近隣の他市町、村内の食料生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 食料の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平素から生産者、販売業者、輸送業者と十分に協議しておくとともに、村内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 食料集積地の指定

村は、災害時に村内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、災害時に迅速、適切に受入れ、配分等が実施できるよう集積所を定め、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

（2）生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

ア 生活必需品の備蓄

① 備蓄目標数量

備蓄目標は、「関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点北）」（1日後ピーク時避難人口：29人）

に基づき、避難者用を村と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上とする。

なお、村民備蓄は最低3日間（奨励1週間）分を目標とする。

② 備蓄品目

住民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮したものや、要配慮者や女性に配慮したものとする。

a 毛布、タオル	b 下着、靴下	c 簡易食器	d 懐中電灯
e ラップフィルム	f 石鹸	g おむつ（子供用、大人用）	
h 生理用品	i ウェットティッシュ		
j 使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、トイレ衛生用品			
k 更衣室用ボックス、避難所シート、簡易間仕切り			

③ 備蓄場所

村は、避難所に指定されている施設及び村役場等を備蓄場所として整備するとともに、村内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

④ 生活必需品備蓄計画の策定

村は、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品備蓄計画を策定し、必要に応じて更新していく。

⑤ 生活必需品の備蓄

村は、生活必需品備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。また、住民に対しても最低3日間（1週間分を推奨）の備蓄を行うよう、村広報紙等を通じて啓発する。

イ 生活必需品の調達

① 生活必需品の調達計画の策定

村は生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

② 生活必需品の調達体制の整備

大規模災害発生時に円滑に調達できるよう、近隣の他市町、村内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、近隣の他市町、村内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 生活必需品集積所の指定

村は、村内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、災害時に迅速、適切に受入れ、配分等が実施できるよう、集積所を定め、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

3 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設やし尿処理施設の損壊による処理機能の低下が想定される。

このため、発生したごみ、し尿や災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

村は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「東秩父村災害廃棄物処理計画」を平成 31 年 1 月に策定している。計画は、県の被害想定の見直しや小川地区衛生組合の処理体制により、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) し尿及び生活系ごみ処理体制の整備

村は、災害発生時において、し尿及び生活系ごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から小川地区衛生組合と連携のもと、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害発生時においても適切な廃棄物処理に対応できる体制の確保に努める。

(3) 仮置場（一時集積場所）の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物の焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、村は、災害廃棄物発生量の推計及び必要となる仮置場の面積を算定するとともに、災害発生時には、既に選定済の仮置場候補地の中から仮置場を決定し、速やかな開設を行う体制を整備する。

4 保健衛生体制の整備

大規模災害の発生時には、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。また、村は、柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者との協定を締結する等の事前対策を進める。

(1) 防疫体制の整備

村は、保健所と協力し、災害時の防疫活動を円滑に行うため、平常時から防疫活動組織を明確にし、所要人員の動員計画等の作成に努める。

また、災害時の防疫活動に必要な消毒機材、消毒剤等の整備及び品質管理並びに緊急入手先の検討等を行うとともに、職員に対し、機材及び薬剤の使用方法的周知を図るものとする。

(2) 遺体の埋・火葬体制の整備

ア 資材の確保

災害時に柩、棺等の葬祭用品や遺体搬送車両が不足する場合に備えて、村は、全国霊柩自動車協会埼玉県支部と協定を締結している。村は、支援要請が円滑に実施できるように協定内容の充実を図るとともに、必要に応じて新たな協定の締結に努める。

イ 遺体安置所の整備

大規模な災害時には複数市町村で多数の死者が発生し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、村は、一時的に遺体を安置できるよう、平時から候補施設を選定し、必要

資材等を備蓄するとともに、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にしておく。

5 住宅対策体制の整備

災害発生後の住民の生活再建を迅速に実施するためには、被災者の生活環境を早期に復旧させることが重要である。村は、被災者への速やかな罹災証明書発行、応急仮設住宅建設等の住宅対策実施体制を整備する。

(1) 罹災証明書発行体制の整備

村は、罹災証明書が遅滞なく交付できるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(2) 危険度判定体制の整備

村は、県及び建築関係団体等と連携し、住民の安全確保を図るため、被災した建築物及び宅地等の危険度を判定するための体制を整備する。

ア 人材の育成

村は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定に関する各種制度の普及啓発を行うとともに、県及び建築関係団体等が実施する講習会等への参加を呼びかけるなど、人材の育成に努める。

イ 実施体制の整備

村は、被災後速やかに住家の被害状況調査を行えるよう、職員への技術的指導や各判定士等の受入れ体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の事前対策

ア 用地選定

村は、以下の応急仮設住宅適地の基準に従い、応急仮設住宅建設用地とする。ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努める。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・ 飲料水が得やすい場所 | ・ 土砂災害の危険個所等に配慮した場所 |
| ・ 保健衛生上適当な場所 | ・ 工事車両のアクセスしやすい場所 |
| ・ 交通の便を考慮した場所 | ・ 既存生活利便施設が近い場所 |
| ・ 住居地域と隔離していない場所 | ・ 造成工事の必要性が低い場所 |

イ 適地調査

村は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

ウ 設置事前計画

村は、応急仮設住宅の設置事前計画（着工時期、入居基準、管理基準、要配慮者に対する配慮事項等を定めたもの）を作成するよう努める。

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

エ 建設可能戸数の事前把握

応急仮設住宅の建設戸数は、村において想定される地震被害の全壊棟数を参考に、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

オ 資機材、人員の確保体制の整備

村は、仮設住宅が速やかに建設されるよう、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保体制の整備を図る。

6 文教に係る事前対策

(1) 応急教育計画の策定

ア 村は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくこととする。

(2) 文化財等予防対策

村教育委員会は、指定文化財等について、火災、風水害等による被災を防止するため、県、消防機関、警察署等と連携し、平時から管理を強化するよう所有者、管理者等に対して指導を行う。

7 動物愛護

災害時において保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平時より飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発等を行う。

(1) 所有者明示に関する普及啓発

村は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについての普及啓発活動を推進する。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがあることから、村は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ること慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うことなどについての普及啓発活動を推進する。

8 孤立集落対策

大規模災害等が発生した場合、特に山間地域の集落が孤立する恐れがある。そうした場合であっても、孤立地域内の住民生活等に与える影響を最小限に抑えることが重要であり、村は、そのために必要となる予防対策を実施する。

(1) 孤立集落が必要とする支援

村は、必要に応じて関係団体等と協議を行い、孤立集落が必要とする支援（種類、要請手段、調達方法等）内容について、あらかじめ想定しておく。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

村は、過去の土砂災害等の発生履歴等を参考に、大規模災害等で孤立しやすい地域を選定し、あらかじめ地域の世帯数や連絡者（行政区長等）を把握しておく。

（３）救援体制の整備

ア 通信手段の事前準備

村は、孤立するおそれのある地域の学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関等に対して、それらの持つ連絡手段を事前に確認するとともに、災害時における活用について調整するよう努める。

イ 通信手段の多重化

村は、孤立するおそれのある地域に対して、一般加入電話を災害時優先電話として指定するよう要請するとともに、固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

ウ 物資輸送手段の確保

村は、孤立するおそれのある地域内において、あらかじめ救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地について検討する。

（４）地域コミュニティによる支援機能の強化

村は、地域が孤立した場合であっても地域内の住民による共助の取り組みが重要であるといった観点から、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

（５）食料備蓄の奨励

村は、孤立するおそれのある地域に対して、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるように、飲料水や食料の備蓄について周知を図る。

第2節 被害防止対策の推進

第1 浸水災害の予防

実施機関

村	総務課、建設課
関係機関	県

基本的な考え方

村は荒川の上流部、支川である槻川の源流域にあたる。山間部であり河川は谷筋を流下するため、集落の標高は可道面よりも高く、荒川中・下流域で想定される堤防等の破堤・越流による水害（外水氾濫）のおそれはない。

一方で、近年の集中豪雨により、村域において内水氾濫が発生している。村では、水害の予防を内水氾濫対策と位置づけ、過去において発生した浸水被害等に基づき、危険箇所の周知等について定める。

施策の体系

浸水災害の予防

危険箇所の周知

避難情報発令の検討

1 危険箇所の周知

村は、浸水被害の軽減を図るために、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される箇所や避難場所等に関する情報を示したハザードマップを作成し、村ホームページにより住民に情報提供を行っている。過去に被害が発生した箇所については、被害発生時の気象状況、土地利用状況、住戸の立地状況等を整理することにより、同一箇所における浸水被害発生危険性を把握しておく。

2 避難情報発令の検討

村内を流れる県管理の一級河川槻川は、洪水予報河川・水位周知河川には指定されていないが、県によって水害リスク情報図が公表され、主に槻川沿いの耕作地において最大で 0.5～3.0m 未満の浸水想定区域が指定されている。村は、浸水想定区域内の住家の立地状況を把握し、住家の浸水被害が想定される場合は避難情報発令の対象地域とすることを検討する。

第2 土砂災害の予防

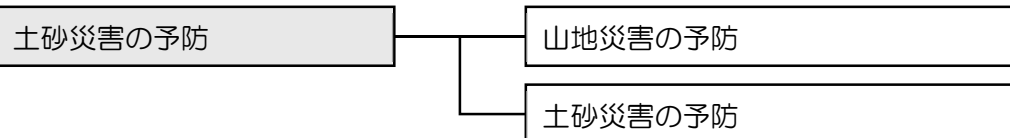
実施機関

村	総務課、建設課、住民福祉課、産業観光課
関係機関	県

基本的な考え方

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するとともに警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

施策の体系



1 山地災害の予防

治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより山地災害を防止するものであり、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

(1) 治山事業の基本方針

林野庁の指導により平成16年度に策定した治山事業実施方針に基づき、治山施策を総合的かつ有機的に推進する。

■ 治山事業の基本方針

項目	内容
災害に強い安全な地域づくり	豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。
水源地域の機能強化	良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。
豊かな環境づくり	安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

（2）治山事業の法的位置付け

治山事業は、保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業からなり、それぞれ「森林法」（昭和26年法律第249号）及び「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）の規定に基づき実施されている。

（3）山地災害危険地区の予防対策

山地災害は、集中豪雨や台風による崩壊土砂の流出、地すべり、山腹崩壊等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、県は、山地災害の発生する危険度が高い地区において、山地災害危険地区の調査・公表を行っており、それぞれ「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」及び「地すべり危険地区」が定められている。なお、山地災害危険地区は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として設定しているもので土地の利用に制限がかかるものではない。

ア 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図る。

イ 山地災害危険地区の情報提供及び住民の安全確保

村は、山地災害危険地区を地域防災計画に明記するとともに、これら地区に関する資料を提供し地域に密着した情報の周知を図るとともに、気象情報や避難情報等を迅速かつ的確に住民に伝達できる体制を確立する。

資料編	・山腹崩壊危険地区 ・崩壊土砂流出危険地区 ・地すべり危険地区
-----	---------------------------------------

2 土砂災害の予防

土砂災害の防止に係る法律は、次表に示すように土砂災害防止施設の設置など主にハード対策による砂防事業等を定めた「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地法」と、警戒避難体制の確立等のソフト対策について定めた「土砂災害防止法」がある。

区分	法律名	法律で指定する区域	関係する箇所等
ハード対策	砂防法	砂防指定地	土石流危険渓流
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり危険箇所
	急傾斜地法 ^{※1}	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所
	森林法	保安林	山地災害危険地区 ^{※3}
ソフト対策	土砂災害防止法 ^{※2}	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	土砂災害危険箇所 ^{※4}

注1）「法律」欄に記載されている「急傾斜地法」及び「土砂災害防止法」の正式名称は、次のとおりである。

※1 急傾斜地法：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2 土砂災害防止法：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

注2）「法律で指定する区域」のうち、「砂防指定地」及び「地すべり防止区域」は国土交通大臣が指定し、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害（特別）警戒区域」は知事が指定する。

注3)「※3山地災害危険地区」は、林野庁の要請により県が調査・公表したもので法的な位置づけはないが、それぞれ「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」及び「地すべり危険地区」が定められている。

注4)「※4土砂災害危険箇所」は、国土交通省の要請により県が調査・公表したもので法的な位置づけはないが、それぞれ「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」及び「急傾斜地崩壊危険箇所」が定められている。

(1) 土石流災害の予防

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。村内の土石流危険渓流は59渓流ある。

資料編 ・ 土石流危険渓流箇所

ア 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議のうえ砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。現在、村には26箇所の砂防指定地がある。

資料編 ・ 砂防指定地

イ 土石流対策

① 砂防事業の推進

村内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や、保全対象となる人家が多く、公共施設等が存在する渓流、その他要配慮者関連施設や避難所等が存在する渓流などについて、県へ砂防事業の実施を要望するとともに、県が行う砂防ダム・堰堤等の設置に対し、協力する。

また、大規模地震等により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃渓流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、渓流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

② 土石流危険渓流の周知

村は、住民に対し土石流危険渓流に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(2) がけ崩れの予防

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、その斜面が崩れた場合、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は、村長の意見を聴いて「急傾斜地崩壊危険区域指定基

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第2節 被害防止対策の推進

準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

村内に急傾斜地崩壊危険箇所は74箇所ある。

資料編 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所

イ 急傾斜地崩壊防止対策

① 対策事業の推進

村は、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所について、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して区域の指定、対策工事の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

② 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

村は、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(3) 地すべり災害の予防

本村は急峻な地形で、地すべり危険箇所が 14 箇所、地すべり危険地区が 21 箇所、地すべり防止区域が 8 箇所ある。未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

資料編 ・ 地すべり危険箇所（国土交通省所管） ・ 地すべり危険地区 ・ 地すべり防止区域（国土交通省所管） ・ 地すべり防止区域（農林水産省所管）

ア 地すべり対策事業への協力

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。

国土交通大臣及び農林水産大臣は「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

村は、村内の地すべり危険箇所において、県に対し地すべり調査を要請するとともに、地すべり防止区域の指定基準を満たす場合は、区域の指定、地すべり対策事業の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

イ 地すべり危険箇所等の周知

村は、住民に対し、地すべり危険箇所等に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(4) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害危険箇所について、下記の警戒避難体制の整備に努める。

ア 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

本村には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されているため、村防災会議は、「避難情報に関するガイドライン」を活用して、当該区域ごとに以下の警戒避難体制について定める。

① 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

- ② 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ③ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ④ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- ⑤ 避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 住民への周知等

- ① 情報伝達方法等の周知

村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民への周知を図る。また、県が実施する基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずることとする。

- ② 緊急時の避難誘導方法に関する周知

村は、避難情報が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合を考慮し、日頃から住民に対して、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内待避等を行うべきことに関する周知を図る。

ウ その他予防対策

- ① 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施する。
- ② 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ③ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ④ 予報又は警報の発令基準、警戒避難基準雨量等を住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

第3 雪害の予防

実施機関

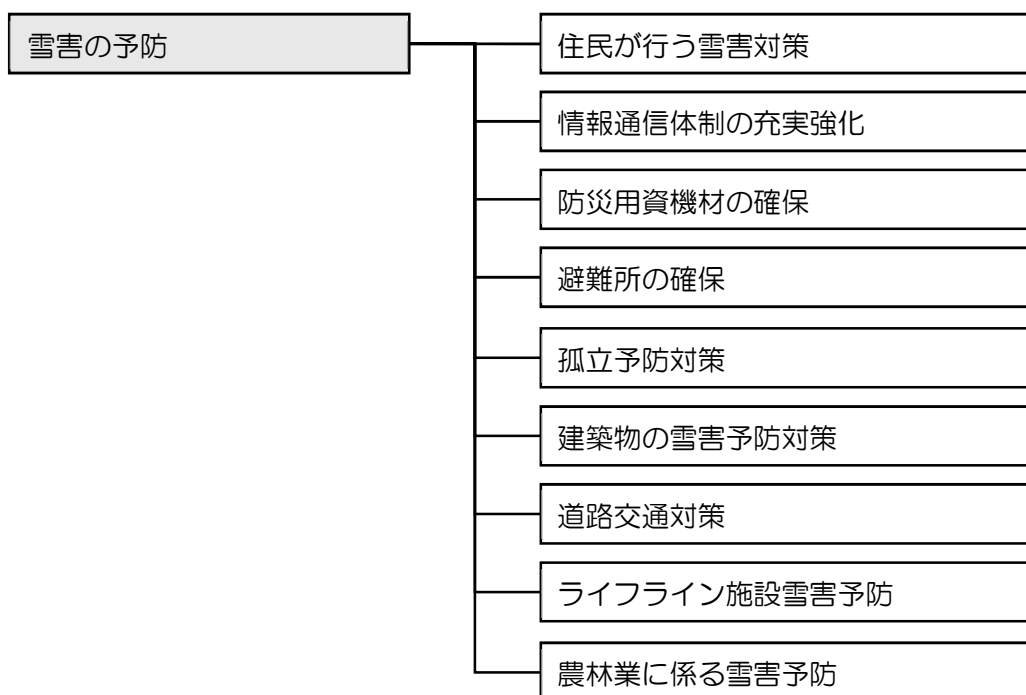
村	総務課、建設課、産業観光課
関係機関	県

基本的な考え方

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い人命救助等に優先的に対応することとなる。このため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

施策の体系



1 住民が行う雪害対策

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、村が実施する防災活動に積極的に協力する。

村は、住民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。村は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努める。

2 情報通信体制の充実強化

村は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関及び住民に伝達する体制を整備するとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ住民への周知に努める。

3 防災用資機材の確保

村は、救助活動等を実施するため必要となる、下記の防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努めることとする。

a	スノーシュー	b	かんじき	c	ストック	d	そり	e	スコップ
f	長靴	g	防寒着	h	防寒用具	i	ポリタンク	など	

4 避難所の確保

村は、人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保するよう努める。

5 孤立予防対策

本編第1章第2節第3 「5 孤立予防対策」に準ずる。

6 建築物の雪害予防対策

村は、役場や学校、防災活動拠点施設、その他不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

7 道路交通対策

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、雪害に対する安全性の確保に努める。

(1) 幹線村道除雪の優先順位

- ア 特に重要な基幹道路
- イ 雪捨て場へのアクセス道路
- ウ 凍結による交通危険箇所

(2) 村の除雪体制

- ア 必要に応じ、除雪対策本部を建設課に設置する。
- イ 建設課長は、必要な場合には村内土木業者へ村道の除雪を要請し、あらかじめ定めた村道の除雪にあたらせる。
- ウ 建設課長は、特に重要な通学歩道等の安全及び交通確保のため必要な場合は、総務課長に職員の動員を要請する。

【 第2編 風水害対策編 】
第1章 災害予防計画 / 第2節 被害防止対策の推進

エ 村は、幹線以外の道路の除雪については、あらかじめ行政区長会、自主防災組織等の団体を通じて、住民による除雪体制づくりを啓発する。

(3) 雪捨て場の選定

道路を除雪した雪が交通に支障がある場合、随時指定した箇所を雪捨て場とする。

(4) 凍結等危険箇所の把握

村は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め道路交通安全を期する。

(5) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、村は、県及び国等との連絡体制をあらかじめ整備する。

8 ライフライン施設雪害予防

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するために必要な防災体制の整備と施設の耐雪化凍結防止についての計画的な整備を図るとともに、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

9 農林業に係る雪害予防

村は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化の促進を図るとともに、被害防止に関する指導を行う。

第4 竜巻等の突風対策

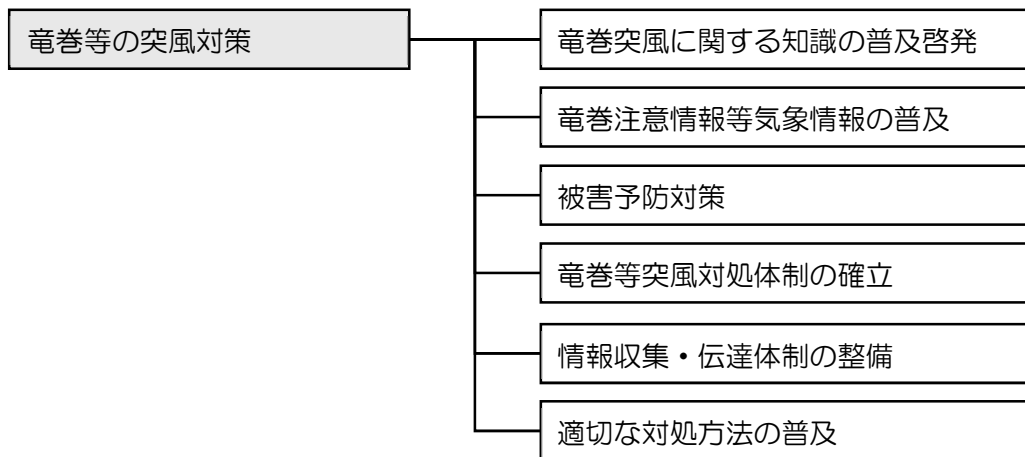
実施機関

村	総務課、産業観光課、教育委員会
関係機関	熊谷地方気象台

基本的な考え方

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民への注意喚起を行うとともに生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

施策の体系



1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

村は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

村は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く住民に対して被害の予防対策の普及を図る。

村などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（村）
- 低コスト耐気候性ハウス等の導入などの農作物における耐風対策（村）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（住民等）
- 屋内における退避場所の確保（住民等）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。そのため、村は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（１）住民への伝達体制

防災行政無線、タブレット端末などを用いた住民への多様な伝達体制を整備する。

（２）目撃情報の活用

県及び防災関係機関からの情報伝達に加え、住民により発信される SNS 情報など、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集・分析し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

「竜巻注意情報発表時」「積乱雲の近づく兆しを察知したとき」「竜巻の接近を認知したとき」には、以下に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	➤ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ➤ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10 分程度ごと）に確認する。 ➤ 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	➤ 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ➤ 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のような音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <屋内> ➤ 窓から離れる。 ➤ 窓の無い部屋等へ移動する。 ➤ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ➤ 地下室か最下階へ移動する。 ➤ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <屋外> ➤ 近くの頑丈な建物に移動する。 ➤ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ➤ 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料）気象庁資料をもとに作成

第3節 住民の自主防災力の向上

第1 防災教育

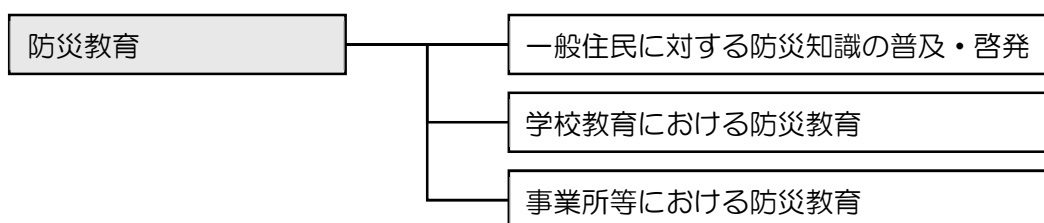
実施機関

村	総務課、住民福祉課、教育委員会
関係機関	消防本部

基本的な考え方

災害時に自らの身を守るための適切な行動がとれるよう、住民等に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、防災教育を行うものとする。

施策の体系



1 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

村は、防災とボランティア週間（1/15～1/21）、火災予防運動週間、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用も含む）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、要配慮者に対する支援や、男女共同参画に対する考えから、被災時の様々な性別の違いによる当事者のニーズに配慮した防災教育に努める。また、コミュニティセンター等の社会教育施設において防災教室等の住民への学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

また、住民に対し、以下に掲げる家庭内で実施すべき安全対策を周知し、理解と実施を促す。

- 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用方法を確認する。
- 生活用品、燃料、食料等の備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
- 災害時のトイレ対策として、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。
- 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する
- 「警戒レベル」に応じた行動の確認等、「避難情報」の内容について理解を深める。
- 風水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動を、ハザードマップ等の情報を利用してあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインを作成する。

《参考》

◆「マイ・タイムライン」について

マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画をいう。

時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また避難判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待される。

2 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として学校行事等を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

防災教育の実施にあたっては、教材・教具の有効活用を図るとともに、一般向けの各種ツールの利用にも努め、その活用を工夫する。

また、想定される災害に則した適切な指導計画を設定し、災害時の適切な行動に結びつくよう効果的な教育を行う。

（１）学校行事としての防災教育

児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害・土砂災害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

（２）教科目による防災教育

社会科や理科、保健体育科等の一環として、風水害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から

見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

3 事業所等における防災教育

災害時における民間企業の防災活動は、それぞれの事業所の被害の軽減化に結び付くほか、地域の一員として近隣の住民に対する援助及び行政の防災活動への積極的な協力等が期待される。

したがって、事業所の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

村は、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署と連携して、事業所における防災教育の充実に向けて、テキスト、研修マニュアル等の作成や防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第2 防災訓練

実施機関

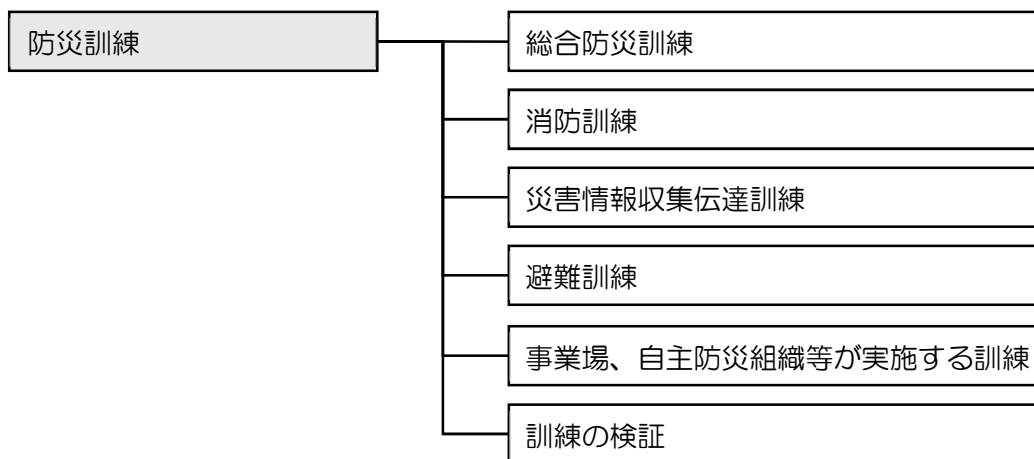
村	総務課
関係機関	消防本部、消防団、県

基本的な考え方

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努める。また、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、災対法第48条に基づき防災訓練を実施する。

防災訓練は、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

施策の体系



《参考》

◆「災害図上訓練（D I G）」について

D I Gとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。

◆「避難所開設・運営訓練（H U G）」について

H U Gとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

1 総合防災訓練

村は、関係機関と合同して、各種応急対策の万全を期するため、次により総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び、実施する。

(2) 実施方法

村の主催又は県との共催により、消防署等防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部を統合して立体的に実施する。

ア 避難誘導訓練	キ 避難所・救護所運営訓練
イ 救出救護訓練	ク 自衛隊災害派遣要請訓練
ウ 消火訓練	ケ 広域応援訓練
エ 水防訓練	コ 道路応急復旧訓練
オ 通信訓練	サ その他総合訓練に必要な訓練
カ 非常参集訓練	

2 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、住民の生命、財産を保護するため、次により消防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

春秋の火災予防週間を中心とした適当な日又は訓練を必要と認める日を選び実施する。

(2) 実施方法

消防職員及び消防団員を中心として、住民の協力を得て実施する。

(3) 訓練種目

- ア 基礎訓練
- イ 火災防御訓練
- ウ 水災防御訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 総合防災訓練

3 災害情報収集伝達訓練

職員の誰もが正しく防災行政無線（特に移動系）を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練等の訓練と併せて行うほか、随時単独で実施する。

(2) 実施方法

災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡するほか、被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

(3) 訓練種目

- ア 災害情報収集伝達訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 非常通信訓練

4 避難訓練

災害対策基本法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。村は、避難情報の発令等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の協力を得て実施する。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

(1) 村が実施する訓練

災害時における避難情報の発令等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

(2) 防火管理者が実施する訓練

学校、老人関連施設、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火訓練、避難訓練等を実施する。

(3) 児童・生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

(4) 避難行動要支援者等の訓練

地域内の避難行動要支援者の参加を積極的に促し、避難誘導等の必要な支援を行う。

村は、住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

5 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

村は、事業所や自主防災組織が実施する防災訓練等について、必要に応じ、訓練の支援を行う。

自主防災組織は、村及び消防機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

6 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに併せて実施し、評価及び検証を行う。

(1) 評価及び検証の方法

- ア 訓練後の意見交換会
- イ アンケートの実施
- ウ 訓練の打合せ時での検討

(2) 検証の効果反映

- ア 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。
- イ 村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ウ 次期の訓練計画に反映する。

第3 災害時の要配慮者の安全確保

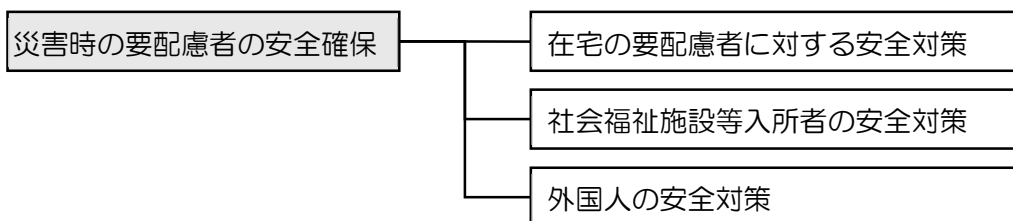
実施機関

村	総務課、住民福祉課、保健衛生課
関係機関	消防団、東秩父村社会福祉協議会

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者が適切な避難行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においてもこれらの要配慮者が被害を受ける場合が多くなっている。このため、村は、これら要配慮者に対する地域の支援や防災環境の整備等の防災対策を積極的に推進する。

施策の体系



《参考》

◆「要配慮者」について

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者をさす。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をさす。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

1 在宅の要配慮者の安全確保

(1) 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。そのため、村は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

(2) 防災訓練の実施

村は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施にあたり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

(3) 要配慮者の家庭内対策の支援

村は、消防団、村社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図ることが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

村は、避難行動要支援者について、行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、「避難行動要支援者名簿」を作成するものとし、その更新は年1回とする。

名簿の作成・活用・運用方法については、災害発生時及び平常時の避難行動要支援者支援対策について定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府（防災担当）」（以下、「取組指針」という。）をもとに、自主防災組織、福祉関係者等の協力を得て、支援体制の整備に努めるものとする。

ア 名簿に登載する者の範囲

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

- ① 介護保険における要介護3以上認定者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者
- ③ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の㊤またはAの認定を受けた者
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の交付を受けた者
- ⑤ 難病患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）別紙特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患に罹患している者等）
- ⑥ 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- ⑦ その他、村長が特に必要があると認めた者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、避難行動要支援者区分、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援者の有無を記載し、又は記録するものとする。

個人情報の入手方法は、次に掲げる福祉部等の通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。また、難病患者に係る情報等、村で把握していない情報が名簿の作成に必要があると認められるときは、県知事に対して情報提供を求めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ ひとり暮らしの高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査のデータにより把握する。
- ④ 民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑤ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。
- ⑥ 避難行動要支援者本人から同意を得て把握する。

ウ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するため、村が講ずる措置

災害発生に備え、避難支援等が円滑に実施できるよう、避難行動要支援者名簿の提供に関する同意分については、平時より避難支援等関係者等に名簿情報の提供を行うものとする。ただし、名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者から避難行動要支援者名簿に関する覚書を締結し、個人情報外部提供申請書を村長に提出しなければならない。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難行動要支援者名簿の提供に関する同意の有無に関わらず、すべての避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者に提供し、災害救助活動に活用することとする。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難に際しては、避難支援等関係者及びその家族等の身体の安全を守ることが大前提とする。そのため、村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(5) 個別避難計画の策定

令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定された。これを受け、村は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組むものとする。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、村が作成したハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者を始めとする庁内・庁外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、村が有する各種の広報ツール(ホームページ、広報東ちちぶ等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の

活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定するものとする。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めるものとする。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、個別避難計画作成に当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める

また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から情報を把握するものとする。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

① 更新の契機

- 本人、家族の申し出があった場合（意向、申出、届出）
- 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- 自主防災組織や行政区を通じて点検を呼びかけた場合

② 更新が必要となる事情の変更があった場合

- 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
- 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
- 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）

③ 更新の周期

- 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために村が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉砕して処分する。

（6）緊急通報システム等の充実

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

（7）防災基盤の整備

村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難場所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。

また、村、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、村は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

（8）要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

村は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシ

ミリなどの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境の提供に努める。

(9) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

村は、村内をブロック化し、避難所、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

村は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

村は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否確認を兼ねる配食サービスなどの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(10) 相談体制の確立

村は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、日常から支援体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

2 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 防災計画の策定

施設管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく「消防計画」のほか、大規模な災害の発生を想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、村は県の協力を得てこれを指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール、ロゴチャット等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

村は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させるなど、近隣の施設が相互に支援できる体制を確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。また、県の指導により、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する相互応援協定を締結するよう努める。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄しておくものとし、村はこれを指導する。

- ・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、村はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設運営及び入所者の生活安定について協力が得られるよう、日ごろから行政区、ボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティア派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、村との連携を図っておく。

(9) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、平常時から村内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

(2) 防災基盤の整備

村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やパンフレット、村ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

【 第2編 風水害対策編 】

第1章 災害予防計画 / 第3節 住民の自主防災力の向上

（4）防災訓練の実施

村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（5）通訳・翻訳ボランティアの確保

村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように村社会福祉協議会の協力を得て、外国語通訳、翻訳ボランティア等の確保を図る。

第4 自主防災組織等の整備

実施機関

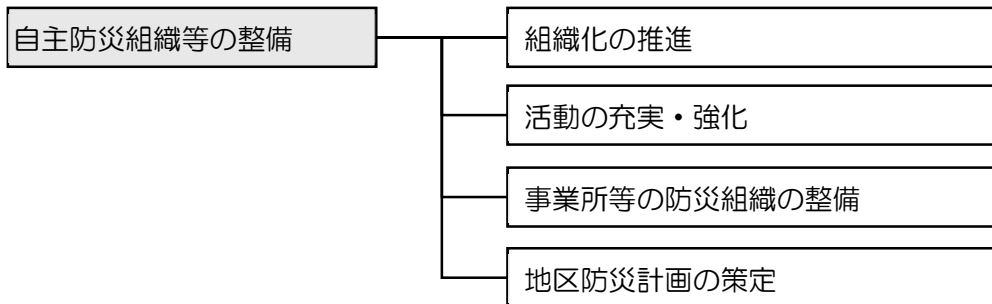
村	総務課
関係機関	自主防災組織、消防本部、消防団

基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず住民による自主的な防災活動、すなわち住民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

施策の体系



1 組織化の推進

自主防災組織を編成するように努めるとともに、組織の編成に当たって、次の点に留意し、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

■ 自主防災組織編成時の留意事項

- ① 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、更にブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする。また、行政区加入率の維持、向上を促す。
- ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

2 活動の充実・強化

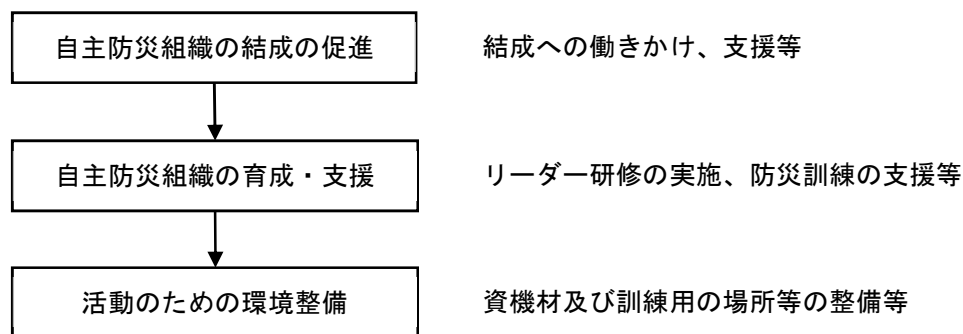
災害時に適切な行動をとるためには、日ごろの訓練により体得した経験が大切である。

村は、自主防災組織が実施する防災知識普及活動・防災訓練等の活動に対して補助金を交付し、自

主防災組織の育成強化を図る。

なお、育成に当たっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・育成に努める。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。



■ 自主防災組織の活動内容

平常時	ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ウ 地域の災害危険の把握 エ 資機材の備蓄、保守管理 オ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 カ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
発災時	ア 出火防止、初期消火の実施 イ 情報の収集・伝達 ウ 被災者等の安否情報・救助隊との協力・救出・救護の実施 エ 集団避難の実施 オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 カ 避難行動要支援者の安全確保等 キ 避難所の自主的な運営（村が避難所を運営する場合は運営の協力）

3 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、村内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間村外へ通勤して不在のケースも多い。このため、村内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

（１）施設内の防災組織の育成及び防災教育の推進

村は、学校、社会福祉施設、コミュニティセンター等不特定多数の人が出入する施設に対し、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成と防災教育の推進を図る。

（２）事業所内の防災組織の育成

村は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

各事業所は、災害時の企業の果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

（3）関係機関への協力体制の確立

村は、災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- ア 民生委員、日赤奉仕団及び行政区
- イ 農協、商工会等関係団体
- ウ PTA、女性団体及びその他の住民団体
- エ その他の公共的団体

4 地区防災計画の策定

災害発生時において地区内の居住者及び事業者が村と連携して、自発的に地区における防災活動を担えるよう、各地区においては地区防災計画の策定に努めるものとする。

村は、各地区より相談を受けた場合は、その作成方法等について指導し、地区防災計画の充実に努めるものとする。

第5 災害ボランティア活動のための環境整備

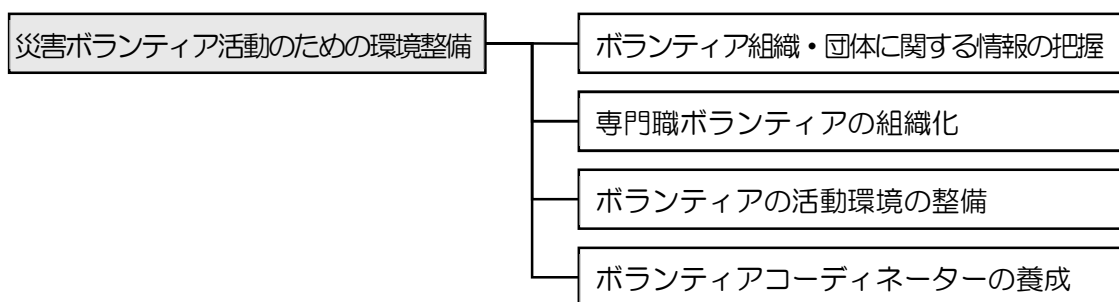
実施機関

村	総務課、住民福祉課
関係機関	県、東秩父村社会福祉協議会、ボランティア団体

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。このため、村は、埼玉県ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

施策の体系



1 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、村内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

村は、これら団体と円滑に連携できるよう、ボランティア関係機関等と連携し、日ごろからボランティア情報の共有化を促進する。

2 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、村は、村内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するよう努める。

■主な専門職ボランティア

- ・アマチュア無線技士
- ・外国語堪能者
- ・手話通訳者
- ・点字通訳者
- ・1級、2級建築士

3 ボランティアの活動環境の整備

村及び村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- ・必要な資機材の備え（村内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ・ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

4 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、村内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 村の活動体制

実施機関

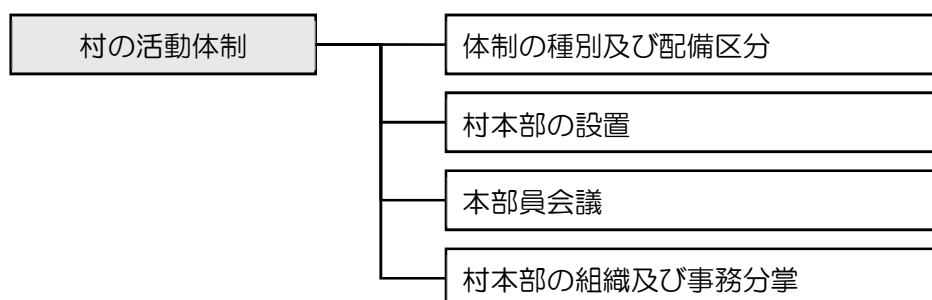
村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

応急対策実施に際しては、法令及び本計画の定めるところにより、必要な職員を動員配備して、その活動体制の確立に万全を期するとともに、必要により他の市町村、県及び防災関係機関等へ応援を要請する。

施策の体系



1 体制の種別及び配備区分

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じた活動体制をとり、災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図る。

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び区分は、次のとおりとする。

活動体制	配備区分	活動開始基準	活 動 内 容	動 員
警戒体制	第1 配備	○気象情報（注意報）が発表され、警報になる可能性が高い場合 ○気象警報が発表された場合 ○台風、前線が接近し、災害発生が予想される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	総務課 2 名 建設課 2 名
	第2 配備	○気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合 ○その他村長が必要と認めるとき	危険箇所巡回等による監視活動で情報を収集し、応急対策実施に備えて活動する体制	非常体制の施行に備えて、村長が必要と認める人員
非常体制	第1 配備	○災害が発生、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○特別警報が発表された場合 ○その他村長が必要と認めるとき	応急対策活動実施のため、村本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動を実施するに当たり、村長が必要と認める職員
	第2 配備	○大規模な災害が発生した場合 ○その他村長が必要と認めるとき	全職員を動員して村の組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢	全職員

ア 警戒体制（村本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）

第1 配備	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警戒等の伝達を任務として活動する
第2 配備	軽微な災害が発生し、更に災害の拡大が予想される場合において、非常体制に準じて活動する

イ 非常体制（村本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

第1 配備	相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように、当該本部長が必要と定める職員を配備して活動する
第2 配備	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する

2 村本部の設置

（1）村本部の設置基準

村長は、次に掲げる基準に該当するときは、村本部を設置する。

- ① 村の地域に災害が発生、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合
 - ② 村に特別警報が発表された場合
 - ③ 村の地域に大規模な災害が発生した場合
 - ④ その他村長が必要と認めるとき。

【第2編 風水害対策編】
第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

(2) 村本部閉鎖時期

村の地域に災害の拡大するおそれが消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したときに、村長が村本部を閉鎖する。

(3) 村本部設置及び閉鎖の通知

村本部の設置及び配備体制の決定又は村本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。

- ア 埼玉県知事
- イ 東秩父村防災会議委員
- ウ その他必要と認める機関の長

(4) 村本部の設置場所

村本部は、役場に設置する。

被災等により村役場に設置できない場合は、保健センターに設置する。

(5) 村本部の活動分担任務

本部長	村長
副本部長	副村長、教育長
本部員	総務課長・税務会計課長・企画財政課長・住民福祉課長・保健衛生課長・産業観光課長・建設課長・議会事務局長・教育委員会事務局長・社会福祉協議会事務局長、比企広域消防本部消防長
構成員	全職員

- ア 村本部に部を置き、部に部長、副部長を置く。
- イ 本部長は村長とする。村長が不在又は事故ある場合は副村長、教育長の順次でその職務を代行する。
- ウ 部長は、本部長の命を受け、部に属する業務を掌理し、所属の部を指揮監督する。
- エ 各部に属する職員は、当該部員となりあらかじめ定められた業務に従事する。
- オ 部長は、所属職員の中から情報連絡員を指名し、部長の指示の周知及び当該部各班が実施する応急活動状況、収集した情報の取りまとめ等に当たる。
- カ 本部員及び構成員は、本部長の指揮の下に各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。

3 本部員会議

- (1) 本部長は、村の災害対策を推進するため、本部員会議を招集・主宰し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部員会議の処理事項は、次のとおりである。

ア 報告事項（情報交換）

- ① 災害情報（村本部に集中すべき情報を明らかにしておく）
- ② 各対策部の措置事項

イ 協議事項

協議事項は次のとおりであり、これらの協議事項は被害状況の把握が前提となるものが大部分で

ある。そのため、情報の収集・伝達計画と整合させておくものとする。

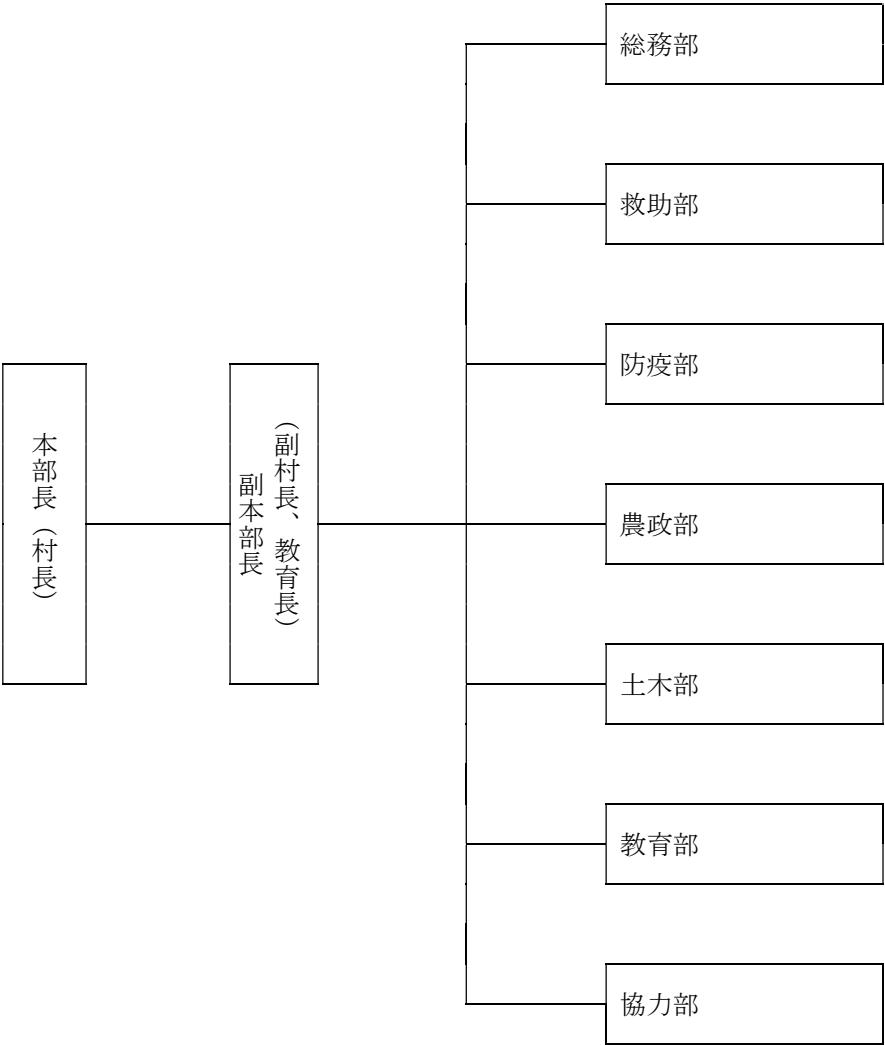
- ① 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - ② 動員配備体制に関すること。
 - ③ 各部課間調整事項の指示に関すること。
 - ④ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
 - ⑤ 現地災害対策本部に関すること。
 - ⑥ 国、県、及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - ⑦ 災害救助法適用申請に関すること。
 - ⑧ 他市町村への応援要請に関すること。
 - ⑨ その他

4 村本部の組織及び事務分掌

村本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりである。

別表 村本部の組織及び事務分掌

1 組織



【 第2編 風水害対策編 】

第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

2 事務分掌

本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 本部員：各課（局）長

部（部長）	事務分担
総務部 （総務課長） 副本部長＝ 企画財政課長 税務会計課長	〔総務班〕 1 村本部の開設、閉鎖及び記録に関する事。 2 部員の招集及び派遣に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 現地調査に関する事（総括）。 5 関係機関との連絡に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 本部長・副本部長の秘書に関する事。 8 陳情・見舞者等の応援に関する事。 9 災害対策従事者の損害補償等に関する事。 10 災害の広報（広報資料の収集・整理・記録含む）に関する事。 11 災害出動のための配車に関する事。 12 交通対策に関する事。 13 災害救助法の適用に関する事。 14 災害情報の受報及び通報に関する事。 15 村有施設の災害対策に関する事。 16 物資の調達に関する事。 17 避難情報の発令に関する事。 18 気象情報等の収集、伝達に関する事。 19 罹災証明に関する事。 20 災害統計に関する事。 21 その他各部に属していない事項。 〔財政班〕 1 緊急予算の編成及び資金の調達に関する事。 2 公共交通に関する事。 3 情報セキュリティに関する事。 4 部内他班の応援に関する事。 〔会計班〕 1 災害関係経費の出納に関する事。 2 災害時の税制に関する事。 3 被災納税者の調査に関する事。 4 固定資産の被災調査に関する事。 5 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事。 6 罹災証明に関する事。 7 部内他班の応援に関する事。
救助部 （住民福祉課長） 副本部長＝ 社会福祉協議会事 務局長	1 衣料・食料・寝具・生活必需品の購入支給に関する事。 2 応援団体の誘導に関する事。 3 救援物資の配布に関する事。 4 避難所の開設及び維持管理に関する事。 5 現地調査に関する事。 6 所管に関する諸証明に関する事。 7 被災者の救出捜索に関する事。 8 たき出しその他食品の供与に関する事。 9 ボランティアの受入れに関する事。 10 保育所との連絡調整に関する事。 11 被災者に関する各種相談に関する事。 12 避難行動要支援者の安全確保対策に関する事。 13 福祉関係の被害の取りまとめ記録及び報告に関する事。 14 埋火葬の許可に関する事。 15 災害見舞金等に関する事。

防疫部 (保健衛生課長)	1 医薬品・衛生材料等の調達補給に関すること。 2 各種消毒に関すること。 3 病院・診療所・助産所の把握に関すること。 4 被災者の医療・助産に関すること。 5 応急救護所の設置に関すること。 6 日赤・保健所・その他の関係機関との連絡に関すること。 7 細菌並びに飲料水の水質検査に関すること。 8 清掃に関すること。 9 仮設トイレの調達、設置に関すること。 10 死体の収容及び措置に関すること。
農政部 (産業観光課長)	1 被災農家の災害融資に関すること。 2 農林関係被害の取りまとめ記録及び報告に関すること。 3 被害農家の営農指導に関すること。 4 家畜及び家畜施設の被害調査に関すること。 5 災害復旧に関すること。 6 商工業の災害対策に関すること。 7 商工業関係被害の取りまとめ記録及び報告に関すること。 8 被害商工業者に対する融資に関すること。
土木部 (建設課長)	1 資材・労力の調達に関すること。 2 道路・河川・橋梁の応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 水防に関すること。 6 建築物の災害対策に関すること。 7 公共土木施設の災害対策に関すること。 8 公共土木施設関係被害の取りまとめ記録及び報告に関すること。 9 給水及び給水計画に関すること。 10 簡易水道施設等の被害調査に関すること。 11 県土整備事務所・その他関係機関との連絡調整に関すること。 12 災害復旧に関すること。
教育部 (教育委員会事務局長)	1 情報の収集及び公報に関すること。 2 村本部との連絡及び指令の伝達に関すること。 3 応急教育実施の予定場所に関すること。 4 応急教育の方法及び指導に関すること。 5 教育施設等の被害の取りまとめ記録及び報告に関すること。 6 教科書及び教材等の配給に関すること。 7 罹災時の給食及び保健指導に関すること。 8 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 9 教育関係機関の義援金品の受付に関すること。
協力部 (議会事務局長)	各部の応援に関すること。

第2 職員の動員計画

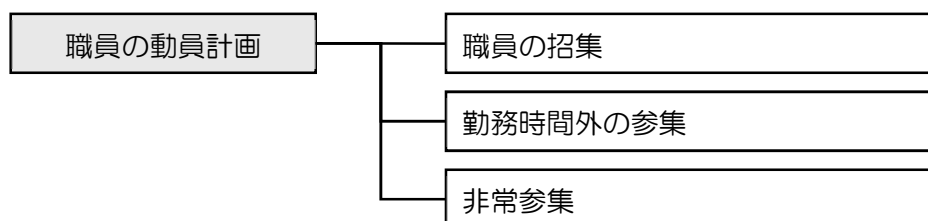
実施機関

村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員は災害防止活動、応急対策活動に従事しなければならない。この場合、災害の危険度に応じた動員計画を整備し、平常業務との調整を図る。

施策の体系



1 職員の招集

(1) 警戒体制時の招集

風水害等により災害の発生が危惧される場合は、前もって総務課長が本部長の承認を得て、組織体制を決定する。

台風の接近、前線の通過等、気象情報から休日、夜間にかけて状況の悪化が予想される場合は、勤務時間中に職員を招集し、警戒体制を確立しておくものとする。この場合、動員対象とならない職員にも、勤務時間外の配備命令伝達の可能性を周知しておく。

ア 職員の招集に当たっては、庁内放送、電話、急使等の方法により行う。

イ 各部各課は、常に所属職員の住所及び緊急連絡方法を整備し、各職員に周知しておく。

ウ 動員命令を受けた職員は、速やかに招集場所に参集し、所属課長にその旨報告する。

(2) 非常体制時の招集

災害の状況に応じて、村長が決定し、勤務時間内においては庁内放送、電話等、勤務時間外においては緊急連絡網によって、速やかに職員に周知を図る。

2 勤務時間外の参集

(1) 参集場所

休日、夜間に緊急連絡網による配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い担当の場所に急行する。

事故、災害の発生を覚知または発生のおそれが高いが、連絡がない場合又は連絡を受けることがで

きない場合は、テレビ、ラジオ、SNS等で情報収集を行い、自身の参集基準を満たす場合は自発的に参集する。参集基準に達しないと判断した場合は自宅で待機し、緊急招集に備えるものとする。

(2) 参集時の留意事項

- ア 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携帯する。
- イ 職員は、人命救助等以外は速やかな参集に努めるとともに、参集途上における被害状況等の情報について、スマートフォン等を用いて撮影するなど、記録をとりながら参集する。

3 非常参集

住民等から突発的な事故等が発生したという連絡を受けた場合、総務課長は、直ちに村長に報告し、村長の配備指示を各部長等に連絡する。

村職員は、勤務時間外等において、大規模な事故災害等が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに村役場又は最寄りの指定避難所に参集する。参集後、所定の配備につくことができない、又は配備につく必要がないとされた場合は、所属課長に今後の対応について確認を行い、指示に従う。

第3 情報通信手段の確保

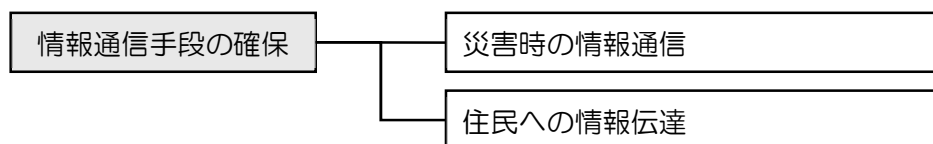
実施機関

村	総務班
関係機関	防災関係機関

基本的な考え方

災害発生時には、災害応急対策等の実施の基礎的要件として不可欠な正確な情報を速やかに収集することが重要である。また、収集した災害情報の県への報告は、村所有の通信施設を活用するほか、通信施設が使用困難な場合は他機関の通信施設を利用するなど、通信の確保を図る。

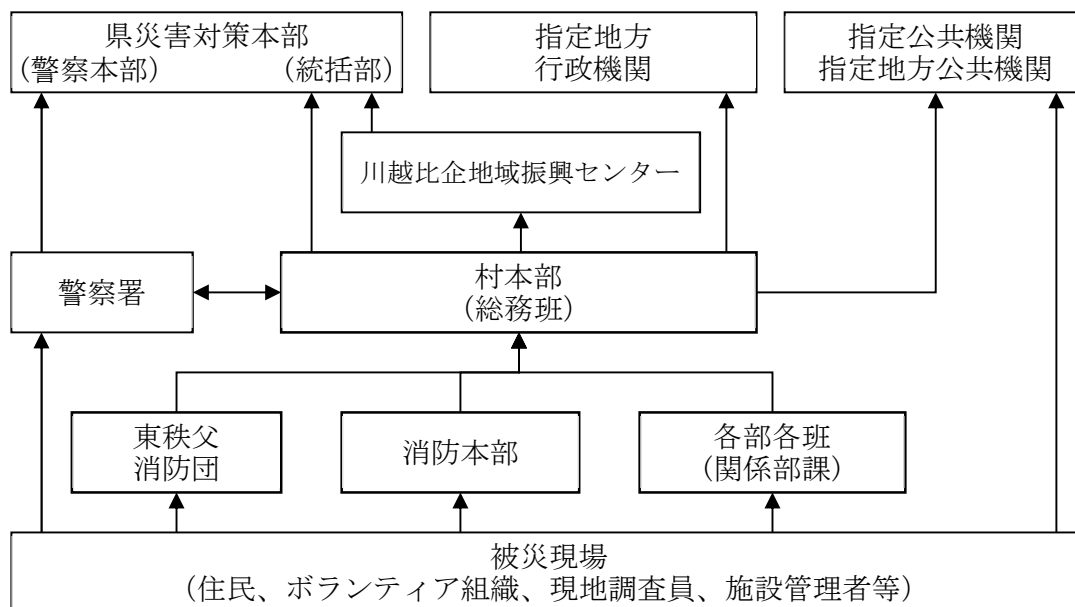
施策の体系



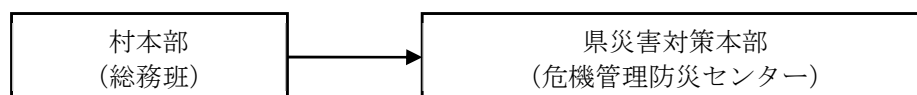
1 災害時の情報通信

災害時における被害情報等の通信連絡系統は次に示すとおりである。

■通信連絡系統



■災害オペレーション支援システムの場合



（１）災害情報のための電話の指定

村は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

資 料 編 ・ 災害時優先電話設置状況一覧

（２）災害情報通信に使用する通信施設

村は、県（本庁・地域機関）及び防災関係機関等との間で災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 防災行政無線 | ・ 非常無線 |
| ・ 指定電話 | ・ ファクシミリ |
| ・ 災害オペレーション支援システム | ・ 衛星携帯電話 |

（３）非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第 57 条、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条並びに電気通信事業法施行規則（昭和 60 年省令第 25 号）第 55 条、第 56 条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

（４）災害情報通信のための通信施設の優先使用

村が災対法第 57 条の規定に基づいて通信施設の優先使用する場合は、この計画に定めるところにより行うものとする。

ア 有線電話通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関	電気事業者
消防機関	鉱業事業者

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。➤ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。 |
|--|

ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。➤ 村が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておくものとする。 |
|--|

（５）非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52

【 第2編 風水害対策編 】
第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

なお、非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとする。

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
関東総合通信局無線通信部陸上二課	03—6238—1771	03—6238—1769

(6) すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

2 住民への情報伝達

(1) 防災行政無線（固定系）による情報伝達

村から住民への情報伝達手段としては防災行政無線（固定系）があり、村は、これを用いた住民への情報伝達を積極的に行う。

(2) 防災情報通信システム等による情報伝達

村は、村内の各戸に個別配布したタブレット型端末を利用して、防災行政無線で放送した防災情報や、村が発信する情報を配信している。

また、村ホームページ、緊急速報メールなど、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、村は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

第4 広域応援要請

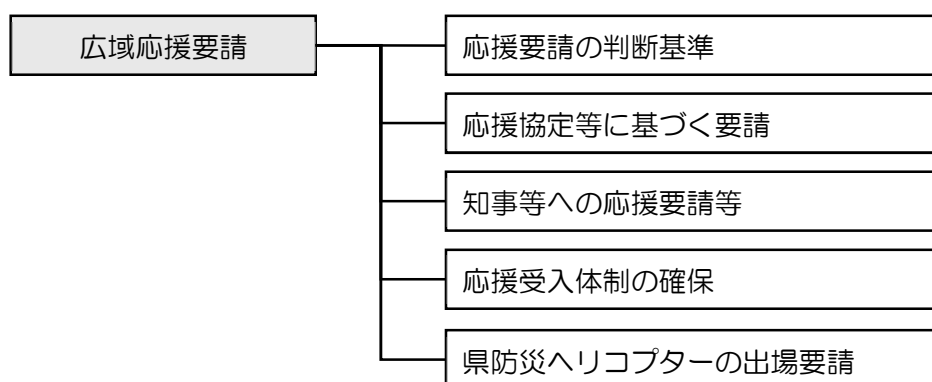
実施機関

村	総務班
関係機関	県

基本的な考え方

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により、適切な応急救助を実施するものとする。

施策の体系



1 応援要請の判断基準

村は、災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めらるものとするが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行うものとする。

- ▶ 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、村のみでは十分に行えないと判断される時。
- ▶ 村のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断される時。
- ▶ 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難な場合や、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

2 応援協定等に基づく要請

村は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ次の覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手続に従い、直ちに応援を求めるものとする。

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	全国霊柩自動車協会	① 霊柩車及び棺等葬祭用品の提供
災害時における東秩父村と小川郵便局及び東秩父郵便局の協力に関する覚書	小川郵便局 東秩父郵便局	① 災害救助法適用時の郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策

【第2編 風水害対策編】
第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

		② 避難場所、物資集積所等の提供 ③ 施設及び用地の提供 ④ 避難先及び避難状況の情報の相互提供 ⑤ 臨時郵便差出箱の設置
大規模災害時における相互応援に関する協定書	熊谷市 東松山市 坂戸市 滑川町 嵐山町 小川町 都幾川村（現ときがわ町） 玉川村（現ときがわ町） 川島町 吉見町 鳩山町 大里村（現熊谷市）	① 情報の収集及び提供 ② 食料、飲料水、生活必需品とその供給に必要な資機材の提供 ③ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供 ④ 車両及び職員の派遣 ⑤ 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難所の相互利用 ⑥ 施設の提供及び幹旋 ⑦ 児童生徒の小中学校への一時受入れ ⑧ その他協力できる事項

資 料 編	・災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 ・災害時における東秩父村と小川郵便局及び東秩父郵便局の協力に関する覚書 ・大規模災害時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害時の隣接市町村相互応援に関する協定実施細目
-------	---

3 知事等への応援要請等

村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、県（統括部）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	本章第24節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	① 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条

4 応援受入体制の確保

（1）連絡窓口の明確化

村長は、県及び他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、総務部に連絡窓口を設置する。

(2) 搬送物資受入れの準備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して飛行場場外離着陸場の整備を図るほか、救援物資を速やかに集積、仕分け、搬送等ができるよう、収積所を定め、集積スペースの区分け、受付・仕分け・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、情報伝達ルート多重化や情報交換のための収集・連絡体制を明確にしておくとともに、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

5 県防災ヘリコプターの出場要請

災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、埼玉県防災航空センター所長に対して電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、ファクシミリで送付し、県防災ヘリコプターの出場を要請する。

■要請時の明示事項

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①災害の種別 | ④飛行場場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 |
| ②災害の発生場所及び被害の状況 | ⑤応援に要する資機材の品目及び数量 |
| ③災害発生現場の気象状態 | ⑥その他必要な事項 |

資料編	・飛行場場外離着陸場一覧 ・防災航空隊出場要請（受信）書
-----	---------------------------------

第5 自衛隊の災害派遣要請

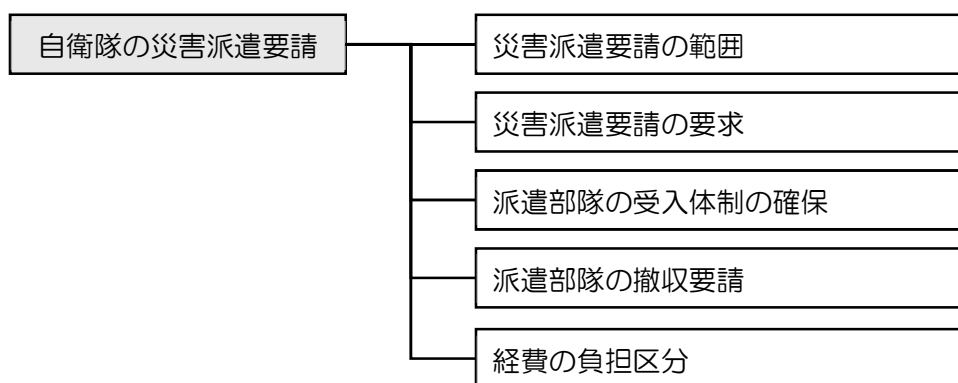
実施機関

村	総務班
関係機関	県、自衛隊

基本的な考え方

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を県に要求し、人命又は財産を保護するものとする。

施策の体系



1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつその実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

■ 自衛隊災害派遣の活動範囲

活動範囲	災害派遣時に実施する救援活動
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常の他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

活動範囲	災害派遣時に実施する救援活動
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

出典：防衛省「防衛省防災業務計画（令和4年3月）」

2 災害派遣要請の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

（1）要請依頼方法

村長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県（統括部）
提出部数	3部
記載事項	➤ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➤ 派遣を必要とする期間 ➤ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ➤ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➤ その他参考となるべき事項

■ 県の連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 F A X 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 F A X 048-830-8119

■ 自衛隊の連絡先

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮）	第3科長	部隊当直司令 （連隊夜間当直）	大 宮 （048）663—4241 内 線 435・437 時間外 402

【第2編 風水害対策編】
第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令	東京 (03) 3933—1161 内線 230・238 時間外 727・728
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間)	運用第2班長	中空司令部当直幕僚	狭山 (04) 2953—6131 内線 2233 時間外 2204・2209
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防衛部長 又は第3幕僚室 長	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 (046) 822—3500 内線 2543・2547 時間外 (046) 822—3508(直通)

3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

(1) 緊密な連絡協力

村長は、県、警察、消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総務部に設置する。

(5) 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置き場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車一台の基準：3 m×8 m）
- オ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

村は、ふれあい広場を受入れ場所に指定している。

資料編 ・ 飛行場場外離着陸場一覧

4 派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、派遣部隊の長と協議のうえ知事に依頼する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上費及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第6 ボランティアとの連携

実施機関

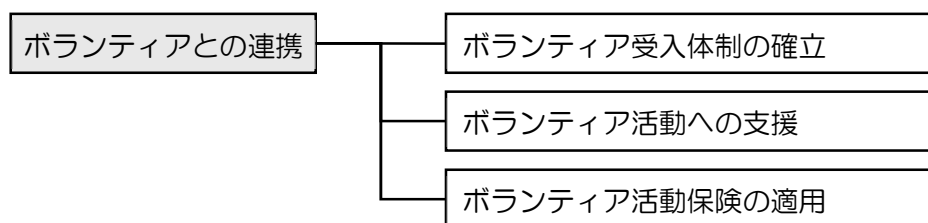
村	救助部
関係機関	東秩父村社会福祉協議会、ボランティア団体

基本的な考え方

大規模な災害が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、村は、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行うことを目的に村社会福祉協議会と連携し、東秩父村災害ボランティアセンターを設置する。

施策の体系



1 ボランティア受入体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターの開設

ア 村は、発災後直ちに村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる東秩父村災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害ボランティアセンターは、村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- ① ボランティアの受入、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
- ② 村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) 備品等の用意

災害ボランティアセンターには、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器、事務用品等を用意する。

2 ボランティア活動への支援

村は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- (1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- (2) ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

3 ボランティア活動保険の適用

村の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続きを行う。

また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配付するものとする。

第7 災害救助法の適用

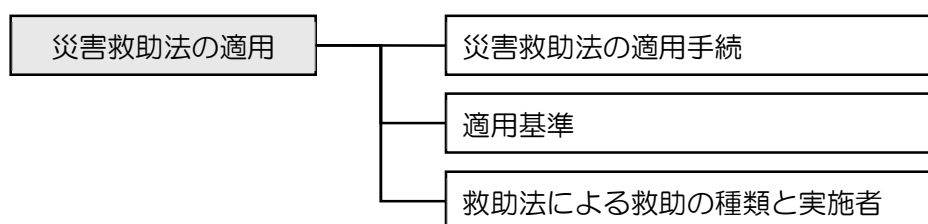
実施機関

村	総務班
関係機関	県

基本的な考え方

被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

施策の体系



1 災害救助法の適用手続

(1) 大規模な震災が発生し、村における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、村長は県知事（埼玉県危機管理防災部災害対策課：048-830-8181）に対して災害救助法の適用申請を行う。

ア 総務部総務班は、災害救助法に基づく被害状況の収集を行い、村長に報告する。

イ 村長は、被害状況の報告から、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると判断した場合、以下の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

- ① 災害発生時の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 法の適用を要請する理由
- ④ 法の適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

(2) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、厚生労働省（社会・援護局保護課）に対して緊急報告を行う。

2 適用基準

(1) 災害が発生した場合の適用基準

災害救助法第2条第1項に基づく、災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規定による。村における具体的適用基準等は、次のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
村内の住家が滅失した世帯の数	村内30世帯以上	第1項の1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち村内の住家が滅失した世帯の数	県内2,500世帯以上 かつ村内15世帯以上	第1項の2号
	県内12,000世帯以上 かつ村内多数	第1項の3号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情※がある場合 ※「特別の事情」は以下のとおり ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）	多数	第1項の3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、下記の基準に該当するとき ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号） ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）	多数	第1項の4号

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害救助法第2条第2項に基づく、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

3 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法に定める救助の種類は、下表に示すとおりである。なお、知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を村長に委任することができ、県では、次のとおり救助に関する一部の職権を村長にあらかじめ委任している。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	村
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	村
飲料水の供給	7日以内	村
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	村
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内、 文房具 15日以内	村
災害にかかった者の救出	3日以内	村

【 第2編 風水害対策編 】

第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

埋 葬	10日以内	村
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の 選定＝村設置＝県
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	村
遺体の捜索	10日以内	村
遺体の処理	10日以内	村
障害物の除去	10日以内	村

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

資 料 編 ・災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第8 自主防災組織等の活動体制

実施機関

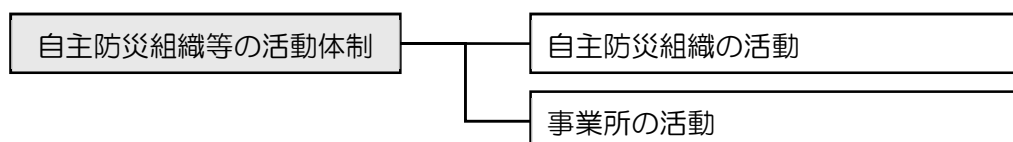
村	総務部
関係機関	自主防災組織、事業所

基本的な考え方

村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主防災組織は村及び防災関係機関と緊密な連携を図り、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

施策の体系



1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、村や防災関係機関と連携協力した次のような活動を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

- ア 地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の浸水等の状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- イ 防災情報通信システム、電話、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(2) 避難誘導

- ア 自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って集団で避難する。
- イ 避難に際しては、住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障がい者、外国人など避難行動要支援者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(3) 救出救護

- ア 救出活動
 - ① 救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。
 - ② 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。

【 第2編 風水害対策編 】
第2章 風水害応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

イ 救護活動

負傷者が出た場合は、住民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷者を救護病院等への搬送を行う。

(4) 水防活動

大規模な災害時には、多数の被害、道路冠水等により関係機関のみでは十分な水防活動が行えないことが予想されるため、土のう作成等、消防団の水防活動への協力に努める。

(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、避難所住民、村、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、避難生活が良好に秩序だて管理運営されるよう努める。

2 事業所の活動

事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は適切な対応により、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として行政区等と連携を図り、地域の安全確保、各種の応急対策活動を展開する。

- (1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- (5) 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- (7) 事業所としてできる経済社会安定活動

第2節 警戒活動期の応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

実施機関

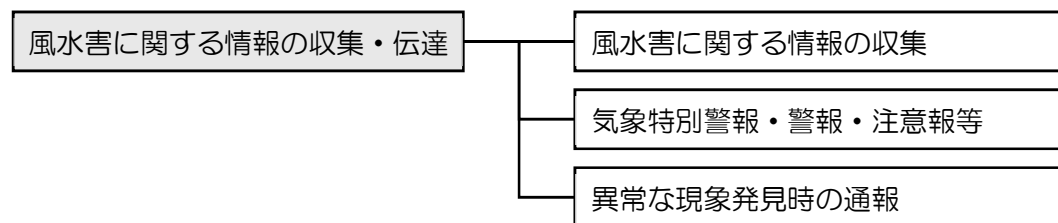
村	総務課
関係機関	熊谷地方気象台

基本的な考え方

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から村に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。

警報発表から比較的間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、住民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

施策の体系



1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報等に関する情報の収集は、総務班が一元的に収集する。

■風水害に関する情報の収集の概要

NO	区分	内容
①	熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報、情報（気象業務法による））については、県防災行政無線及びN T TからのF A X（警報発令時のみ）を通じて入手する。
②	雨量情報	熊谷地方気象台が発表する雨量情報などを収集・整理する。
③	警戒パトロール情報	警戒体制を敷いた場合、関係各課、消防団は、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施し、その結果を総務課へ報告する。総務課は収集された情報を整理する。
④	被害情報等	総務課は、119番通報の状況等、消防本部の把握している情報を入手するとともに、村の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。また、小川警察署とも連絡を取り情報の共有化を図る。
⑤	夜間・休日の場合	N T Tから村にF A Xによる情報（警報発令時のみ）が伝達される。
⑥	熊谷地方気象台と村とのホットラインの運用	熊谷地方気象台は、下記の場合（※）において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、村の担当部署へ電話連絡する。 なお、緊急性が高い場合などには、村長または幹部職員に直接連絡を行う。また、村が、避難指示等の発令の判断や災害対策の検討等を行う

NO	区分	内容
		際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■（※）熊谷地方気象台と村とのホットラインを運用する場合

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
- 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
 - 特別警報を解除した場合
- 注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 気象特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

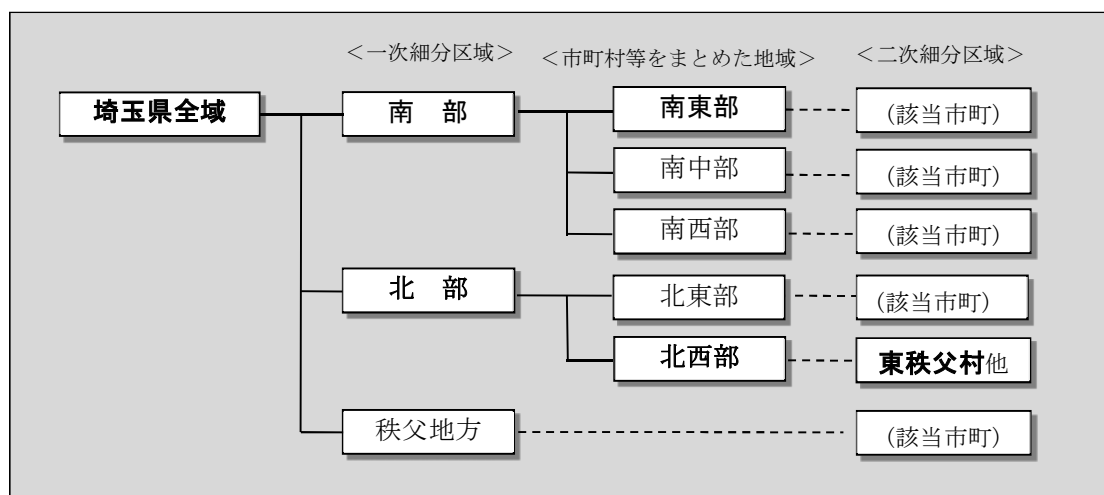
（1）対象地域

熊谷地方気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。

指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。

本村は、北部（一次細分区域）の北西部（二次細分区域）に該当する。

■埼玉県の地域細分表



■ 埼玉県の地域細分図

[平成24年10月1日現在]



(2) 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。

(3) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

(5) 警報の危険度分布（キキクル）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。

情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分)	大雨警報(浸水害)を補足する情報
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分)	洪水警報を補足する情報

【第2編 風水害対策編】

第2章 風水害応急対策計画 / 第2節 警戒活動期の応急対策活動

■別表（特別警報・警報・注意報の種類と概要）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表する。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表する。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

■別表（特別警報・警報・注意報の発表基準）

発表官署：熊谷地方気象台

(一次細分区域：北部、市町村等をまとめた地域：北西部、二次細分区域：東秩父村)

種 類			発 表 基 準	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	19
		土砂災害	土壌雨量指数基準	156
	洪水	流域雨量指数基準	槻川流域＝12	
		複合基準 注1)	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	槻川流域＝9.6	
		複合基準 注1)	槻川流域＝(5, 9.6)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%、実効湿度55%		
	低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値）		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

注)1 洪水警報・注意報の複合基準とは（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

出典：気象庁ホームページ（令和2年8月6日現在）

(特別警報の発表基準)

現象の種類	基準
大 雨	○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。

(7) 消防法に基づく火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。

ア 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

イ 平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く。

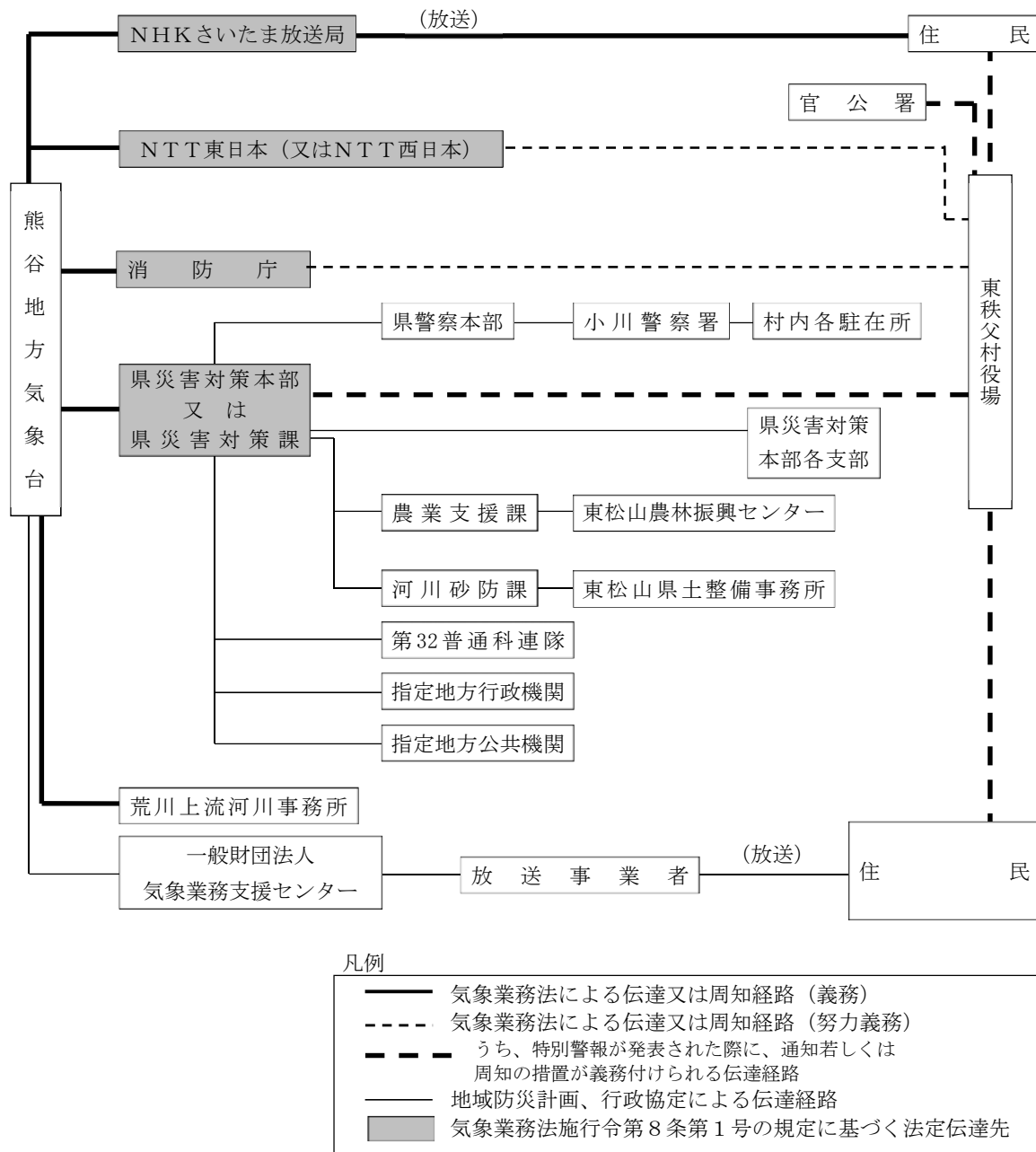
ウ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

(8) 消防法に基づく火災警報

村長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

(9) 気象注意報・警報等の伝達

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



3 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに村長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた村長は、この計画（東秩父村地域防災計画）の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【第2編 風水害対策編】

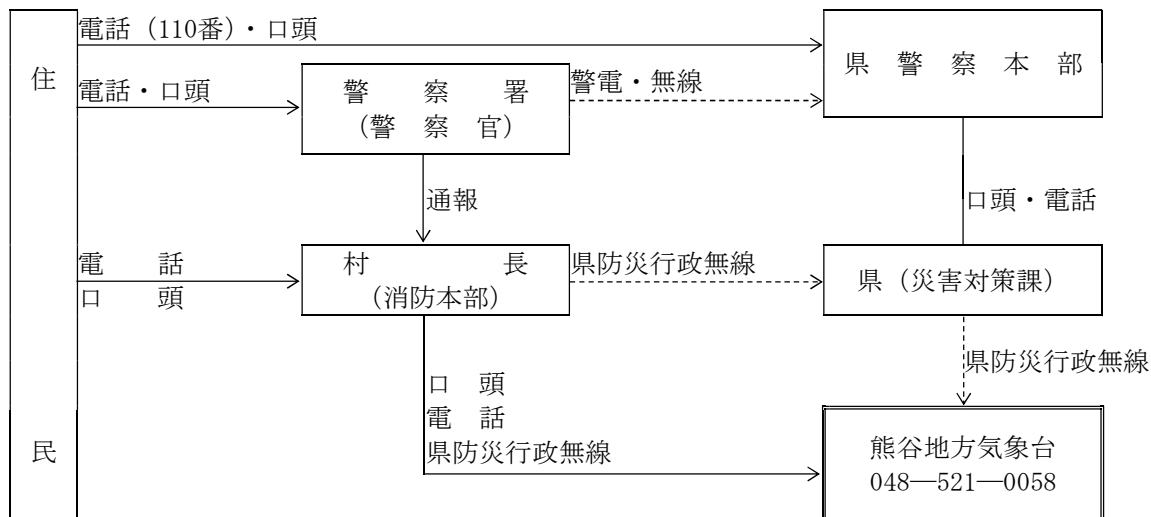
第2章 風水害応急対策計画 / 第2節 警戒活動期の応急対策活動

村長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象（例えば、たつ巻、強いひょう等）
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

■異常現象の通報・伝達経路



第2 水防・土砂災害防止活動

実施機関

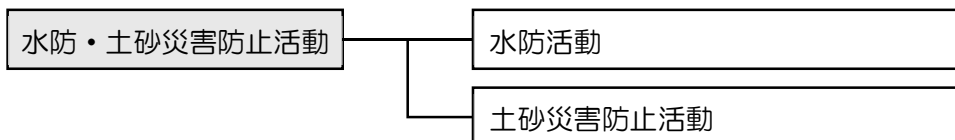
村	総務課、建設課
関係機関	消防団、東松山県土整備事務所

基本的な考え方

村は、気象状況等から村域において浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

村は、気象状況等から村域において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

施策の体系



1 水防活動

村は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

(1) 水防組織と配備基準

村の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

■水防組織

- 水防組織の統轄は、水防管理者である村長が行う。
- 水防の実務は、建設課及び消防団が行う。
- 水防組織は、その水害について村本部が設置されるまでの間、又は村本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、村本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■配備基準

- 大雨等により村内を流れる幹線水路の水量が増加し溢水等の被害が予想される時。
- 県水防本部から指示があったとき又は村長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

■活動内容

- 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入り

- を禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- 家屋等が浸水した場合等は、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
 - 巡視に当たっては、東松山県土整備事務所と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

2 土砂災害防止活動

本村には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されているため、土砂災害に関する情報の伝達、警戒避難体制を次のとおり徹底する。

（1）情報の収集・伝達

- ア 村は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- イ 村は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ウ 村はボランティアとの連携等、地域に密着した土砂災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- エ 村は、土砂災害警戒区域を含む行政区長や要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び村で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- オ 村は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

（2）避難誘導

村は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一に考えて迅速かつ沈着な行動をとり、避難などをするよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、老人、身体障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自治組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

（3）二次災害の防止

村は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ア 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- ウ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- エ 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- オ 村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検

を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

カ 村は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめこやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

- | | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・土石流危険溪流箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所（国土交通省所管）・地すべり危険地区・地すべり防止区域（国土交通省所管）・地すべり防止区域（農林水産省所管）・特殊通行規制区間及び道路通行規制基準・砂防指定地・土砂災害警戒区域 |
|-----|--|

第3 避難活動

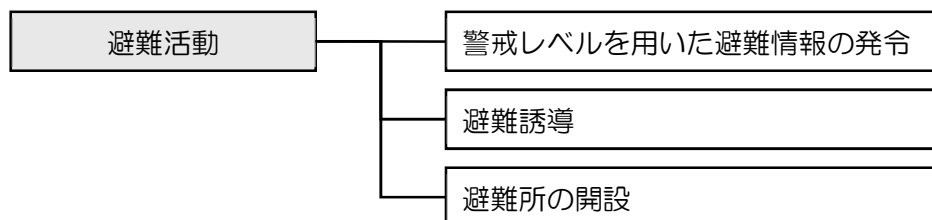
実施機関

村	各部
関係機関	

基本的な考え方

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

施策の体系



1 警戒レベルを用いた避難情報の発令

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

本部長（村長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令の目安は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参考に、次のとおりとする。

また、避難情報を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

■警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される情報 ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (村が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

■住民等のとる避難行動

避難行動	内容
避難行動 (安全確保行動)	数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。 ※下記①から③の全てが避難行動である。
緊急安全確保	①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること
立ち退き避難	②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること ○避難先の例 ・指定緊急避難場所（同施設）への移動 ・安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ）
屋内安全確保	③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

【第2編 風水害対策編】
第2章 風水害応急対策計画 / 第2節 警戒活動期の応急対策活動

■避難情報の発令の目安

項目		内容
緊急安全確保 【レベル5】	水害	○状況により、本部長が必要と認めるとき ※村域の河川等において、水位や現地情報等が把握できる場合、氾濫が発生し始めたときに緊急安全確保の発令を検討する。
	土砂災害	○大雨特別警報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ○土砂災害が発生したとき
避難指示 【レベル4】	水害	○消防署等関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 ○浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合
	土砂災害	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
高齢者等避難 【レベル3】	水害	○警戒巡視等により危険が予測される場合 ※村域の河川等において、降水量・降水時間と氾濫の関係性が明確になる場合、高齢者等避難の発令を検討する。
	土砂災害	○大雨情報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨言及されている場合

※水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難情報発令の判断材料とする。

※小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に村が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難情報の発令の参考とする。

（2）避難指示の実施責任者・区分等

避難指示を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により次のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

■避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
村長（村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産	警察官職務執行

		に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

(3) 警戒区域の設定

本部長（村長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

(4) 避難指示の内容

本部長（村長）は、浸水、崖崩れ等の発生のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

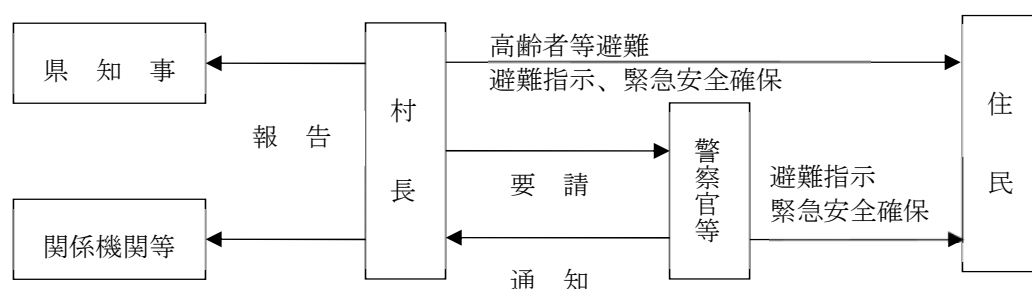
本部長（村長）が、避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア．火気等危険物の始末
 - イ．2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ．素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ．隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、村の指示に従うこと。

■避難指示等の流れ



(5) 伝達の方法

避難情報を発令した村長は直ちに次の方式により伝達広報を行うものとする。その際、「避難行動要支援者名簿」又は「個別計画」を活用し、ボランティア団体、自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確な周知を行い、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

また、外国人（旅行者含む）に対しての的確な避難指示を行うため、多言語による伝達広報について検討する。

方法	内容
信号による伝達	警鐘、サイレン
放送による伝達	防災情報通信システム、広報車、消防自動車
伝達員による個別訪問	避難情報が発令されたときは、伝達員は各分団、各部の消防団員により戸別に訪問し、避難の伝達及び指示、誘導を行うものとする。

2 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難指示が発せられた場合、「現場情報班」は、消防職員（警防班員）、消防団員と連携し、行政区及び自主防災組織の協力を得て、避難場所等安全な場所に村民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から次の順位で行う。

- 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者等の要配慮者及び必要な介護者
- 村民
- 防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

- 避難経路の明示
- 避難経路中の危険個所の事前伝達
- 避難経路中の危険個所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県へ応援要請を行う）
- 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、救助部は、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

資料編 ・ 避難場所一覧

3 避難所の開設

村は、風水害の危険からの避難、または風水害によって住居が倒壊又は流出、焼失して救助を要する被災者に対し、宿泊、給食等の救助を実施するために避難所を開設し、収容保護する。避難所開設の詳細は、別途作成している「東秩父村避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

（１）避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の村民からの要請があった場合、避難所を開設する。

（２）避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける。

避難準備・高齢者等避難開始が発令されると同時に避難所開設の準備を行う。

（３）開設の手順

避難所は、次の手順に従って開設する。

- ア 開設の決定と場所の選定割当て（避難所のなかから選ぶ。）
- イ 開設、設営と給水、給食、寝具等生活必需品の調達及び給付
- ウ 自主防災組織等への避難所開設の周知
- エ 避難者の収容

（４）避難所の開設

ア 避難所の開設は、村長の指示に基づき避難所に当てられた施設の管理者が行う。

イ 避難所は、次の条件を満たす施設を優先して選定する。

- ① 浸水に対し安全な床面積を有すること。
- ② 被災地に近く集団的に収容できる既存の建築物であること。
- ③ 耐震構造の建築物（学校、体育館等）であること。
- ④ 給食等の利便性があること。
 - ・ 給水及び給食施設を有するもの
 - ・ 給食施設を急造し得るもの
 - ・ 比較的容易に搬送給食できるもの

ウ 既存の建築物を利用できない場合は、野外に天幕又はプレハブ等を仮設する。

エ 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

(5) 避難者名簿の作成

救助部は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

(6) 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

避難所では、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）に沿って、新型コロナウイルス等の感染症対策を取るものとする。

(7) 避難所への収容対象者

収容対象者は、災害によって実際に被害を受けた者又は災害によって現に被害を受けるおそれがある者とする。

ア 災害によって実際に被害を受けた者には、次の者が該当する。

- ① 住家が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（流失、埋没、焼失）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
- ② 災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等））

イ 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。

- ① 避難指示等が発令された場合
- ② 避難指示等は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合

(8) 避難所開設の公示と報告

本部長（村長）は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し、保護する。

ア 感染症対策の周知

村は、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、防災行政無線、村ホームページ、防災情報通信システム等で次の事項を周知する。

- ① 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ③ 村の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- ④ 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、村の指示に従うこと。

イ 県への報告

村長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

第3節 初動対応期の応急対策活動

第1 災害情報の収集・伝達・共有

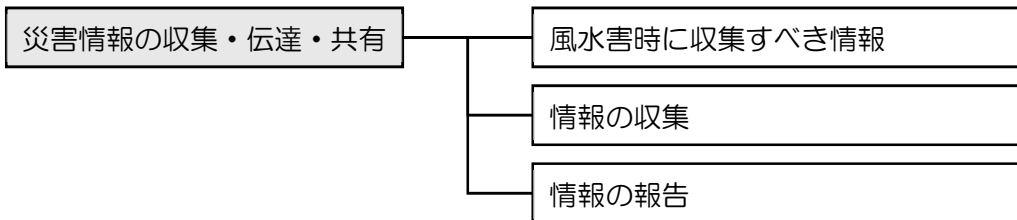
実施機関

村	各部、各班
関係機関	県、関係機関

基本的な考え方

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

施策の体系



1 風水害時に収集すべき情報

村本部が設置された後の災害情報については総務部が総括して行う。収集すべき情報は、次のとおりである。

■発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
① 発災情報	- 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） - 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 - 内陸滞水による浸水状況 - がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） - 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	- 消防団員 - 消防署 - 警察署 - 行政区 - 公共施設の管理者等
	ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関
② 住民の動向	発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	- 避難所管理者 - 避難所勤務要員 - 消防署 - 警察署 - 行政区

2 情報の収集

村は、災害の状況等に応じて災害情報の収集に努めるものとするが、収集に当たっては、小川警察署と緊密に連絡を行うものとする。

(1) 情報統括責任者の選任

村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる川越比企地域振興センターに報告する。

(2) 情報の収集

総務部は、県災害オペレーション支援システム及び埼玉県から送付される熊谷地方気象台の発表する台風情報等の情報を収集するほか、東松山県土整備事務所等の関係機関から送付されてくる情報を収集する。

(3) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

■調査上の留意事項

- 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 必要に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。

(4) 被害の判定基準

被害の判定については、資料編に定めるところにより認定する。

(5) 郵便局からの情報収集

「災害時における東秩父村と小川郵便局及び東秩父郵便局の協力に関する覚書」に基づき、東秩父郵便局から村内の被災情報を収集する。

(6) 協定締結市町村による協力

「大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づき、協定締結市町から村内の被災情報を収集する。

資 料 編 ・ 被害報告判定基準

3 情報の報告

村の地域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する村の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。

なお、県に報告ができない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ア 村の地域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 村が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が近隣市町にまたがるもので、本村における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- キ 地震が発生し、村内で震度4以上を記録したもの
- ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

（2）報告の種別

ア 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに村関係公共土木被害を優先して報告する。

① 発生速報

様式第1号の「発生速報」により、被害の発生直後に県災害オペレーション支援システム、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。

② 経過速報

様式第2号の「経過速報」により、被害状況の進展に伴い、収集した被害について県災害オペレーション支援システム、FAX、電話又は県防災行政無線で報告するものとし、特に県から指示がある場合のほか、2時間ごとに行う。

イ 確定報告

様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。

資料編 ・ 県報告関係様式

（3）報告先

ア 県への報告先

	【勤務時間内】 県危機管理防災部 災害対策課	【勤務時間外】 県危機管理防災部 当直	川越比企地域振興 センター
N T T回線	電 話 048-830-8181 F A X 048-830-8159	電 話 048-830-8111 F A X 048-830-8119	電 話 049-244-1110 F A X 049-243-1707
県防災行政無線 地上系・衛星系	電 話 (発信特番) -200-6-8181 F A X (発信特番) -200-6-8159	電 話 (発信特番) -200-6-8111 F A X (発信特番) -200-6-8119	電 話 (発信特番) -272-951 F A X (発信特番) -272-950

※防災行政無線の発信特番

- ・ 防災電話、防災FAX から発信 （地上系） 85 （衛星系） 89
- ・ 庁舎内線電話から発信 （地上系） *985 （衛星系） *989

【第2編 風水害対策編】

第2章 風水害応急対策計画 / 第3節 初動対応期の応急対策活動

イ 消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：30） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49012
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

■電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式
その他	電子メールの件名は、【埼玉県東秩父村（又は埼玉県東秩父村消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

■災害発生時の連絡体制

川越比企地域振興センター 049—244—1110				
		(休日・夜間)		(平日)
日 直 職 員 警 備 員				
総務課長		電話 0493—82—1221		
警 備 本 部 0493—82—1221				
第 1 連絡者		総務課長		電話0493—82—1221
第 2 連絡者		建設課長		電話0493—82—1222
第 3 連絡者		住民福祉課長		電話0493—82—1226
第 4 連絡者		保健衛生課長		電話0493—82—1777
第 5 連絡者		消防団長		電話0493—82—1221 (役場総務課)

名	役 割 分 担	配 備 要 員			
		警戒体制 第 1 配備	警戒体制 第 2 配備	非常体制 第 1 配備	応急業務を 担当する課 において課 長が必要と する人員
課	指 令 総 括 災 害 状 況 の 収 集 ・ 伝 達	人 2	人 5		
課	現 場 パ ト ロ ー ル 公共土木の災害対策に関すること	2	4		
政 課	緊 急 予 算 の 編 成	—	1		
光 課	現 場 パ ト ロ ー ル 農林関係の災害対策に関すること	—	2		
社 課 協議会	救 援 物 資 の 調 達 防 疫 活 動	—	2		
生 課	医薬品・衛生材料等の調達	—	2		
計 課	災害時の税制に関すること。	—	—		
員 会	教 育 施 設 の 点 検	—	1		
務 局	本 部 と 議 会 と の 調 整	—	—		
団	災 害 の 応 急 処 理	—	—		
		4	1 7		

第2 広報活動

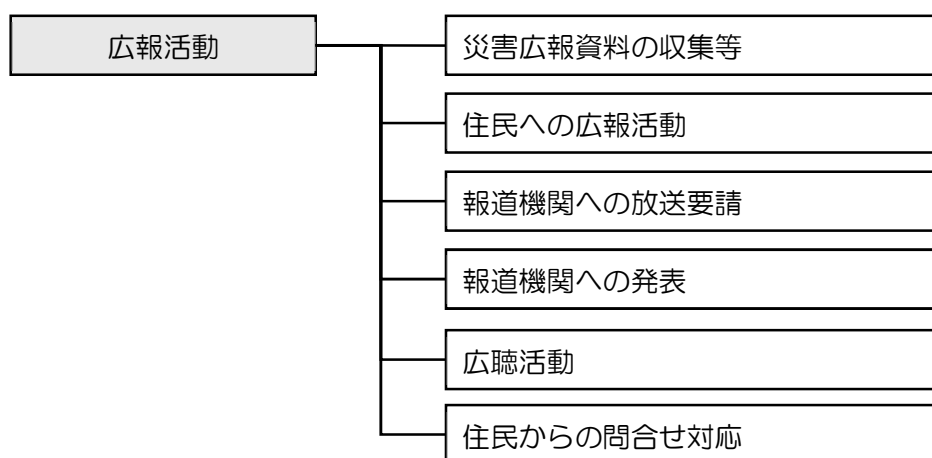
実施機関

村	総務部、救助部
関係機関	報道機関

基本的な考え方

村は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。

施策の体系



1 災害広報資料の収集等

(1) 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又関係機関等の協力を得て収集する。

- ア 総務班の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- イ 地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- ウ 報道機関等による災害現地の航空写真
- エ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

(2) 災害資料の取りまとめ

災害広報資料は、広報活動の資料だけでなく、被災住民への各種援助措置や災害復旧・復興の資料となるため、収集した資料は適切に記録、整理しておくものとする。

2 住民への広報活動

村は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

(1) 広報内容

住民等への広報内容の主なものは、次のとおりである。

なお、広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、住民の安全確保や精神的安定が図れる事項、住民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。

ア 気象に関する予警報及び情報

イ 地域の被害状況に関する情報

ウ 避難に関する情報

① 避難の勧告等に関すること。

② 避難所開設に関すること。

エ 地域の応急対策活動の状況に関する情報

① 救護所の開設に関すること。

② 交通機関の運行状況及び道路の交通規制状況・復旧状況に関すること。

③ 電気、水道等の復旧に関すること。

オ 住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

① 給水及び給食に関すること。

② 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。

③ 防疫に関すること。

④ 臨時災害相談所の開設に関すること等

カ その他必要と認められる情報

(2) 広報手段

次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。

ア 防災情報通信システムによる放送

イ 広報車による巡回放送

ウ 村ホームページへの掲載

エ 臨時広報紙の発行

オ 掲示板への掲示

カ 自治組織を通じての広報

キ 県を通じて報道機関への放送要請

(3) 要配慮者への広報

在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや行政区等の協力を得て、手話通訳者等の派遣依頼など適切に行うものとする。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知

災害発生時には、固定電話や携帯電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、村役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

3 報道機関への放送要請

本部長は、人命の安全確保、人心の安定を図るためなど、及び災害対策活動において緊急に住民、

関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、県総務部を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

4 報道機関への発表

村は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

報道機関等への情報の発表は、総務部が行う。

5 広聴活動

大規模災害時には、混乱と不安から住民の相談等が殺到することが予想される。村は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

ア 臨時相談窓口の設置

村は、状況に応じて村役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応するものとする。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

イ 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、防災情報通信システム、広報車等により住民に対して周知を図る。

6 住民からの問合せ対応

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係公共団体、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 救急救助活動

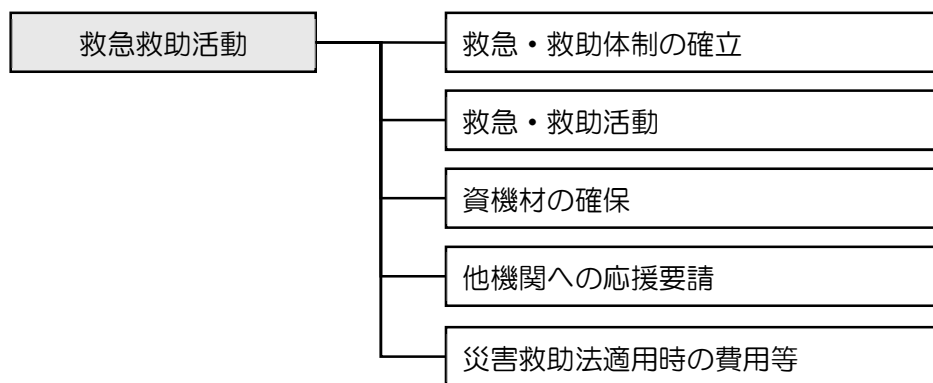
実施機関

村	防疫部、消防本部
関係機関	県

基本的な考え方

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速に医療救護活動を実施する。

施策の体系



1 救急・救助体制の確立

防疫部は、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署等と連携して、直ちに救助隊を編成し、救急・救助活動を実施する。

2 救急・救助活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 資機材の確保

村・消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び住民の協力を求め、現地調達する。重機等

の資機材が必要な場合は、村本部に連絡して緊急確保する。

4 他機関への応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動や、その他応援要請を求めることができる。

知事は、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断したときは、県内のその他の市町長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認め た時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

5 災害救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第4 医療救護活動

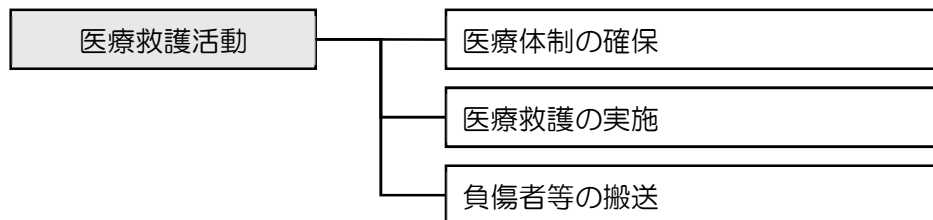
実施機関

村	救助部、防疫部
関係機関	

基本的な考え方

災害により被災した住民が負傷した場合は、応急的に医療を施し、又は救急搬送し、被災者の保護の万全を図る。

施策の体系



1 医療体制の確保

(1) 関係機関への協力要請

本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、医療班を編成し、医療救護を行うほか、比企医師会に医療救護班の派遣を要請する。

(2) 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び衛生材料は、災害の規模に応じて医薬品販売業者、小川薬剤師会等の協力を得て確保する。

2 医療救護の実施

(1) 救護所の設置

本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、指定避難所又は本部長の指示する場所に救護所を設置するとともに、防疫部により医療班を編成する。災害による要救護者が村の医療班の処理能力を超えと思われる場合、比企医師会に対し救護所への医療救護班の派遣を要請する。

(2) 医療班の業務内容

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ トリアージの実施
- ウ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- エ 軽症者に対する医療
- オ カルテの作成

カ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請

キ 助産救護

ク 死亡の確認

ケ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

（３）県への応援要請

災害の程度により村の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

（４）精神科救急医療の確保

村は県と連携し、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

（５）帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

3 負傷者等の搬送

負傷者等の救護医療機関への一次搬送、及び後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

（１）一次搬送方法

大規模な災害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- 村が消防本部に配車・搬送を要請する。
- 公用車、又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

（２）救護医療機関の受け入れ要請

村及び消防本部は、川越比企（北）保健医療圏（東松山保健所管内）の各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

（３）二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

■二次搬送の方法

- 一次搬送医療機関で対応できない傷病者の高度医療機関への搬送は、村及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

4 災害救助法適用時の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、村が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法

及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第5 交通対策

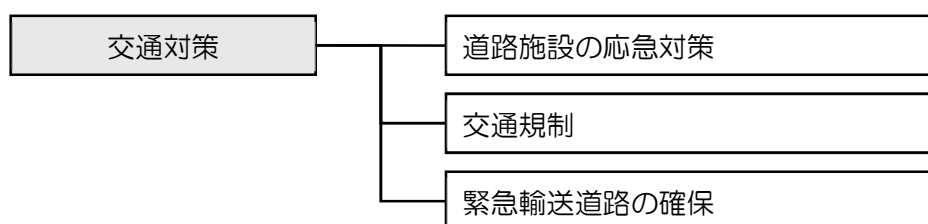
実施機関

村	土木部、総務班
関係機関	道路管理者、小川警察署

基本的な考え方

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、交通及び公共輸送の運行を確保する。

施策の体系



1 道路施設の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

- (1) 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。
- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、小川警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。
- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

2 交通規制

(1) 被災地内の交通規制

ア 交通規制を行う者

- ① 警察官等は道路交通法又は災害対策基本法の規定に基づき交通規制を行うものとする。
- ② 村は、道路交通法の規定に基づく交通規制を行うものとする。

イ 交通規制の方法

- ① 村長は村道について道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ② 村長はその管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する小川警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。あらかじめ通知する余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。
- ③ 村長は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。
- ④ 土木部は、パトロール等を実施して村内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省大宮国道工事事務所熊谷出張所、埼玉県東松山県土整備事務所、小川警察署等関係機関と連絡を密にし、隣接市町村を含む道路被害状況及び交通状況を把握する。
- ⑤ 土木部は被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため、必要と認めるときは県公安委員会（小川警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、村道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、道路法第46条に基づく通行の禁止または制限措置を施す。
- ⑥ 土木部は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となる下記の点を考慮し、村内建設業者等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、村道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

ウ 規制標識

交通を行った場合に立てる規制標識は区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省第3号）第4条第1項第3号に定める規制標識で、表示の様式は、災害対策基本法施則別紙様式第1によるものとする。

エ 交通規制に関する情報共有

村長は、交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。

（2）被災地内における一般交通の確保

村及び県公安委員会は、被災地における交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ア 関係道路の主要交差点への標示
- イ 関係機関への連絡
- ウ 一般住民に対する広報

3 緊急輸送道路の確保

（1）緊急輸送道路の応急復旧

村は、緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を速やかに調査し、国道・県道については県に報告するとともに復旧作業を要請する。また、村道については村が、避難、救出、物資の輸送等緊急性を優先し、迅速な障害物の除去や応急復旧が図れるよう占有工作物管理者、建設組合等の協

【 第2編 風水害対策編 】

第2章 風水害応急対策計画 / 第3節 初動対応期の応急対策活動

力を得て復旧作業を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は警察、自衛隊、消防へ協力を依頼する。

(2) 放置車両対策

村をはじめ道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 応急復旧、交通規制状況の広報

村は、村が管理する道路について、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、交通規制の状況等を広報するよう努める。

第6 緊急輸送手段の確保

実施機関

村	総務部
関係機関	県、小川警察署

基本的な考え方

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

施策の体系



1 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- ウ 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の一般車両の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、小川警察署において実施する。

村は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

(1) 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、村は、村有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。また、村は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

(3) 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、提示するものとする。

(4) 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等の返還をするものとする。

- ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- ウ 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

資料編	・ 庁用車両一覧 ・ 緊急通行車両等確認申請書 ・ 標章 ・ 緊急通行車両等確認証明書 ・ 緊急通行車両等事前届出書 ・ 緊急通行車両等事前届出済証
-----	--

第7 給水活動

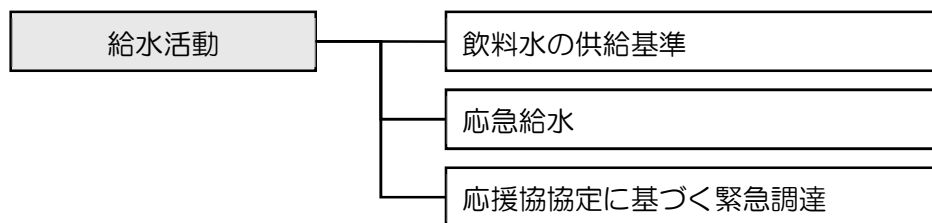
実施機関

村	土木部、救助部
関係機関	県

基本的な考え方

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を実施する。村は、給水計画を樹立し、被災住民に対して飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、近隣市町又は県に速やかに応援を要請する。

施策の体系



1 飲料水の供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に行う。

(2) 供給量

1人1日当たりの供給量は、災害発生時から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

2 応急給水

(1) 需要範囲の把握

災害によって村全域又は一部の地域で給水が停止し、若しくは汚染し、飲料水として適さない場合には、村は、次の方法により需要範囲を把握する。

- ア 住民からの通報
- イ 建設課からの報告

(2) 応急給水方法

- ア 水源

【第2編 風水害対策編】

第2章 風水害応急対策計画 / 第3節 初動対応期の応急対策活動

- ① 応急給水の水源は、各浄・配水池に貯溜する浄水とする。
- ② 必要に応じて、公共施設の受水槽等に貯溜する飲料水を当該管理者の了解を得て、水源として利用する。

イ 給水方法

- ① 応急給水は各浄・配水池に貯溜する浄水を給水することを基本とする。
- ② 給水車等による運搬給水が困難な場合は、被害の状況、作業の難易、復旧能力等を勘案し、仮設給水が効果的であると思われるときは、仮設の給水管で給水する。
- ③ 給水タンク等資機材は、ポリ容器20リットルを100個、給水袋6リットルを500枚保有しているが、不足する分は必要に応じ関係機関から調達する。

(3) 広報の実施

応急給水を実施する場合は、被災地域住民等に対して防災情報通信システム（タブレット端末）、広報車等により給水場所・時間等について周知を図る。

(4) 要配慮者への配慮

給水は戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そのため、土木部は救助部と協力して要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員及びボランティアなどの協力により要配慮者への給水を行う。

3 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害が発生し、村だけで給水活動を実施できない場合は、災害時の相互応援協定等に基づき、近隣市町や業者から飲料水を緊急調達する。

第8 食料の供給

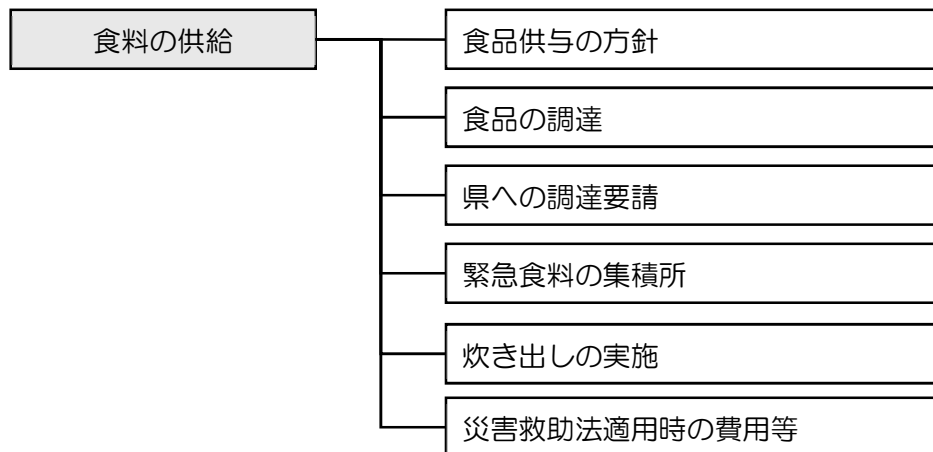
実施機関

村	救助部
関係機関	東秩父村商工会、東秩父村社会福祉協議会、埼玉中央農業協同組合、県

基本的な考え方

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

施策の体系



1 食品供与の方針

災害時における被災者等に対する食品の給与は、原則として次により実施する。

(1) 給与は、村長が実施する。

(2) 給与の内容は次のとおりとする。

ア 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

イ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

(3) 給与する食品の品目は、次のとおりとする。

ア 前項アにあつては、米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳とする。

イ 前項イにあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(4) 必要数量の把握

救助部は、避難者へ供給する食料の必要数量を把握する。その際には、高齢者、乳幼児等の要配慮

者の現状についても把握する。

(5) 食品給与計画の策定

村長は、災害時の食品給与の円滑を期すため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

2 食品の調達

食品が必要な場合には、次により調達するものとする。

(1) 村内販売業者からの調達

村内の米穀小売販売業者や食品販売業者から必要量の米穀や食品を調達する。

村内の食料の調達先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東秩父村商工会	東秩父村大字御堂369	0493—82—1315
埼玉中央農業協同組合	東松山市加美町1番20号	0493—22—4036

(2) 応援協定に基づく緊急調達

村が締結している「大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づき、協定を締結している市町から、食料の調達をする。また、大規模な災害により、村内販売業者から必要量の食品の調達が困難な場合は、近隣市町から必要量の食品を緊急調達する。

■食料調達時の留意事項

- 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳幼児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編 ・大規模災害時における相互応援に関する協定書

3 県への調達要請

(1) 米穀の調達

ア 大規模な災害のため、村内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

イ 村長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局「米穀の買入・販売等基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

(2) その他の食品の調達

大規模な災害のため、村内食品販売業者等では不足する場合は、知事に調達を要請する。

4 緊急食料の集積所

村内販売業者から調達した食品や、県から搬送された食料は、本部長の定める村内の施設に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

5 炊き出しの実施

炊き出しは、行政区及びボランティアの協力を得て、給食センター等の炊事設備を有する公共施設で行う。

多大な被害を受け、村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけるものとする。

本部長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

■食料供給時の留意事項

- 炊き出し施設には飲料適水を供給する。
- 必要な器具、容器を十分確保する。
- 炊き出し場所に皿洗い及び消毒設備を設ける。
- 食品にはハエその他害虫の駆除に十分注意する。
- 原料は新鮮なものを仕入れ保管に十分注意する。

6 災害救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊き出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ・災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第9 生活必需品等の供給・貸与

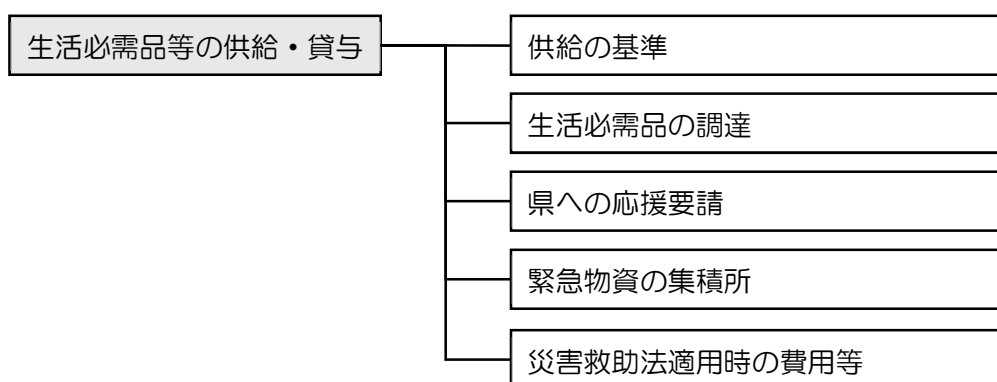
実施機関

村	救助部
関係機関	県

基本的な考え方

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

施策の体系



1 供給の基準

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 給（貸）与の品目

急場をしのぐ程度の、必要最低限の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じおおむね次に挙げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス、ローソク等）

2 生活必需品の調達

(1) 農業協同組合、村内販売業者からの調達

救助部は、避難者が必要とする生活必需品を把握し、JA 埼玉中央、村内販売業者から被災者ニーズに応じた生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、村内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、村が締結している「大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づき、近隣市町から必要とする生活必需品を緊急調達する。

■生活必需品調達時の留意事項

- 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資 料 編 ・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書

3 県への応援要請

大規模な災害のため、村内小売販売業者等及び近隣市町等から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県の備蓄物資の放出を要請する。

4 緊急物資の集積所

村内販売業者から調達した生活必需品や、県から搬送された生活必需品は、本部長の定める村内の施設に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。

5 災害救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊き出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第10 要配慮者の安全確保

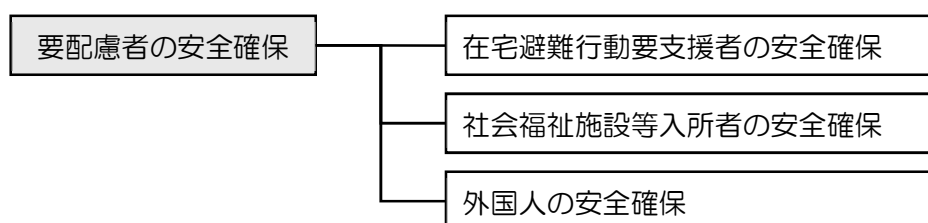
実施機関

村	救助部
関係機関	社会福祉施設管理者

基本的な考え方

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる避難行動要支援者の安全を確保する。

施策の体系



1 在宅避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否の確認の実施

村は、救助部を中心にして、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」等を活用し、民生委員、行政区等の協力を得ながら行う。

調査班は、安否確認の調査結果を直ちに村本部に報告する。村本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。

(2) 救助活動の実施

村は、「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画」等を活用し、行政区等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

(3) 名簿に記載されていない要配慮者の救助活動の実施

ア 妊産婦・乳幼児等

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握方法について検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施し、安全を確保する。

イ 外国人・旅行者等

外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

(4) 避難所における支援対策

避難所においては、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、必要により専用の部屋等を割り当て

るなどの措置を行う。

(5) 福祉避難所の開設

避難生活では、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により設備や介護体制が整っている社会福祉施設、医療施設に対して一時入所を依頼する。

(6) 生活救援物資の供給

村は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の放出、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般避難所と別に設けるなど配慮する。

(7) 情報提供

村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、福祉ボランティア団体等の協力による手話通訳者の派遣、音声情報の提供を行うほか、ファクシミリ等により随時必要な情報の提供をしていく。

2 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

村は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 受入れ先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、移送を行う。

村は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し、入所者等に配布する。

村は物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) ライフライン優先復旧

村は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、通信等の優先復旧を要請する。

(6) 巡回サービスの実施

村は、行政区、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

3 外国人の安全確保

(1) 安否確認

村は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

【 第2編 風水害対策編 】

第2章 風水害応急対策計画 / 第3節 初動対応期の応急対策活動

(2) 情報提供

村は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・臨時情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(3) 相談窓口の開設

村は、村役場等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第11 遺体の取扱い

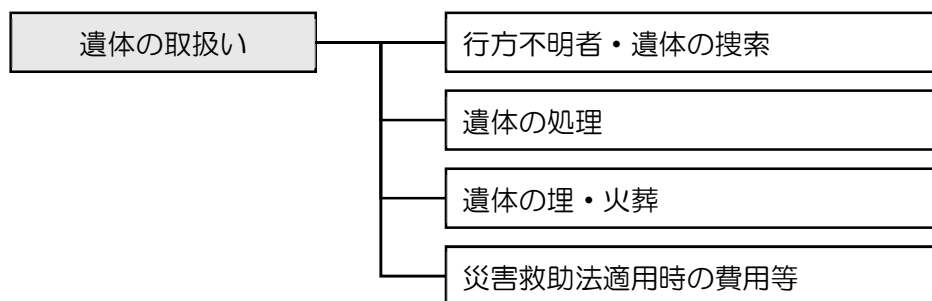
実施機関

村	福祉部、消防本部、消防団
関係機関	小川警察署、東松山斎場

基本的な考え方

災害により死亡又は死亡していると推定される者について、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

施策の体系



1 行方不明者・遺体の搜索

(1) 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、村が、県・県警察本部・関係機関及び消防団等の協力のもとに実施するものとする。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

ア 福祉部は、行方不明者については、避難所や村役場に相談窓口を設置し、小川警察署と連携を図りながら実施する。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴及び連絡先等、必要事項を記録しておく。

2 遺体の処理

遺体の処理は以下の手順で行う。

①遺体の検視（見分）	収容された遺体は、警察が検視（見分）を行う。
②遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、防疫部（医師）が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③遺体の輸送	警察官による検視（見分）及び防疫部（医師）による検案を終えた遺体は、村が県に報告の上、遺族等に引き渡すものとするが、身元不明の遺体は警察機関、消防機関等の協力を得て、遺体収容所へ輸送し、収容する。
④遺体収容所の開設	村は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園

	等収容に相当なところ)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、必要に応じて遺体収容所に、警察官による検視(見分)及び防疫部(医師)による検案を行うための検視所を併設する。 なお、候補となる建物が被災すること等を考慮し、あらかじめ候補となる建物を複数指定しておく。 遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具(納棺用具等)を確保する。
⑤遺体の収容	村は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影するとともに、遺留品等の整理を行う。
⑥遺体の一時保管	村は、検視(見分)、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。

①火葬の実施場所	火葬は、原則として東松山斎場で実施するものとするが、被災により火葬が行えない場合は、県に協力を要請する。
②他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは村が災害救助法適用地である場合は村が引き取るものとするが、村が混乱のため引き取る暇がないときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)するものとする。
③被災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④葬祭関係資材の支給	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。 ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬 ウ 骨つぼ又は骨箱

(2) 遺体の埋・火葬の実施

ア 火葬は、次の施設において実施する。なお、当該施設が災害により火葬できない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県に応援を要請する。

■火葬場

施設名	所在地	電話番号
東松山斎場	東松山市松山町2丁目8番32号	0493—22—4279

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、村は葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

4 災害救助法適用時の費用等

遺体の捜索等に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第12 障害物の除去

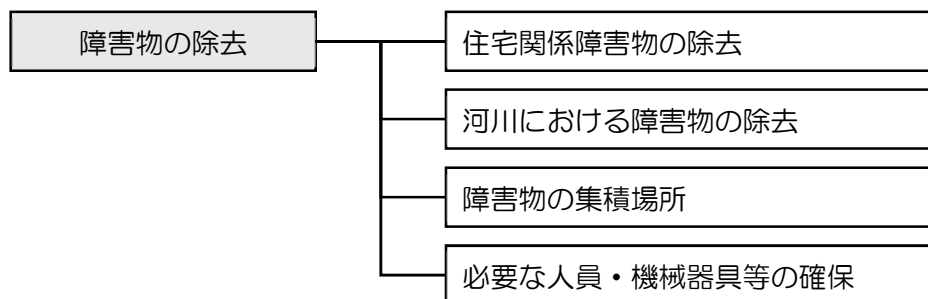
実施機関

村	土木部、総務班、農政部
関係機関	埼玉県建設業協会比企支部

基本的な考え方

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

施策の体系



1 住宅関係障害物の除去

(1) 除去の対象

自然災害等により住家に運び込まれた土砂、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 対象の選定

障害物除去対象の選定は、村で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で選定する。

(3) 除去の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、その結果を県へ報告する。

(4) 除去の方法

村は、村保有の器具、機械を使用して実施するが、労力又は機械力が不足する場合は、埼玉県建設業協会比企支部に協力を依頼し、障害物の除去を行う。

(5) 災害救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実

費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

（1）交通に支障のない村有地を選ぶものとする。

（2）適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

4 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、原則として村保有の器具、機械を使用して実施するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

第13 孤立集落対策

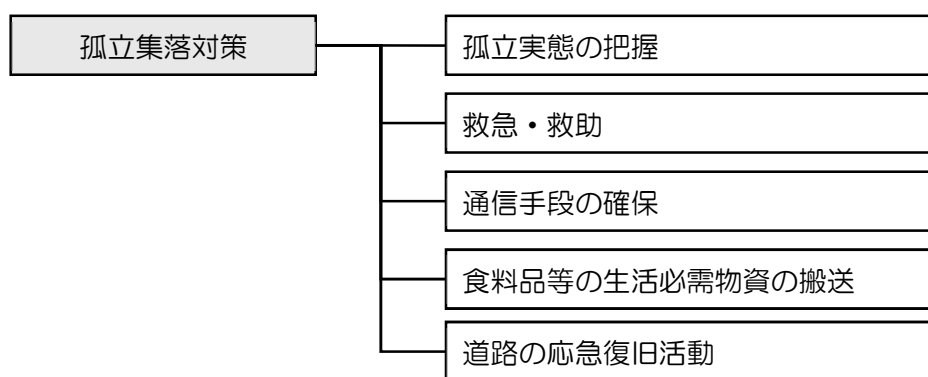
実施機関

村	土木部、総務班
関係機関	埼玉県建設業協会比企支部

基本的な考え方

村は、孤立が予想される地域について、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を推進する。

施策の体系



1 孤立実態の把握

孤立予想地域に対し、NTT回線、防災情報通信システム、衛星携帯電話等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況及び被害の概要について情報収集する。

2 救急・救助

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に通報するものとする。
- (2) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮する。
- (3) 孤立地域内の避難行動要支援者及び要配慮者等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

村は、NTT回線が不通になった場合は、職員の派遣、防災情報通信システム、衛星携帯電話等による中継及びSNSの活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

村は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対し

てヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

村は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

第4節 救援期の応急対策活動

第1 災害情報の収集・伝達・共有

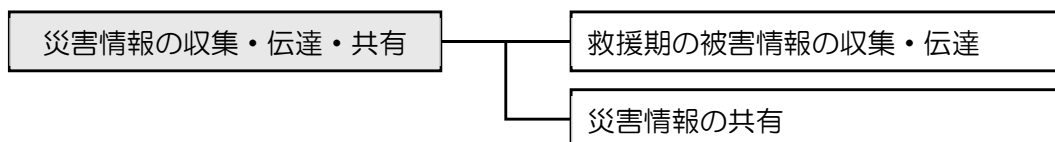
実施機関

村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。

施策の体系



1 救援期の被害情報の収集・伝達

救援期においても、引き続き第2編第2章第3節第1「災害情報の収集・伝達・共有」による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（村本部を閉鎖した場合）、7日以内に「被害状況調様式」により確定報告を行う。

2 災害情報の共有

総務班は、関係各部の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各部、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積地
- 応急仮設住宅の建設予定地
- 通行不能区間
- 交通規制区間
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

第2 広報広聴活動

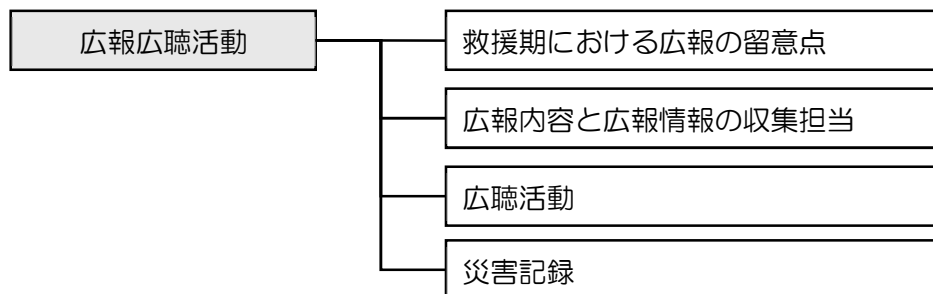
実施機関

村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

救援期の広報広聴活動は、被害情報、応急対策情報に加えて、生活情報の提供を進めていくものとする。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

施策の体系



1 救援期における広報の留意点

救援期においても、引き続き第2編第2章第3節第2「広報活動」による村民等への広報を積極的に行う。被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、村外への避難者に対する広報にも留意する。

2 広報内容と広報情報の収集担当

初動対応期の広報に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

■救援期に加える広報

広 報 内 容	収 集 担 当
住宅の確保に関する情報	・ 土木部
義援金品の配布等に関する情報	・ 財政班
災害弔慰金等の支給に関する情報	・ 会計班
被災者生活再建支援法に関する情報	・ 総務班
保健衛生に関する情報	・ 防疫部
融資、税の減免等に関する情報	・ 財政班 ・ 農政部

【 第2編 風水害対策編 】

第2章 風水害応急対策計画 / 第4節 救援期の応急対策活動

3 広聴活動

第2編第2章第3節第2「広報活動」と同じ体制で住民からの声を聴取し、的確な応急対策の実施に資する。また、避難所に広報広聴コーナーを設けて広聴活動を行う。

4 災害記録

総務班は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。また、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

第3 避難所の運営

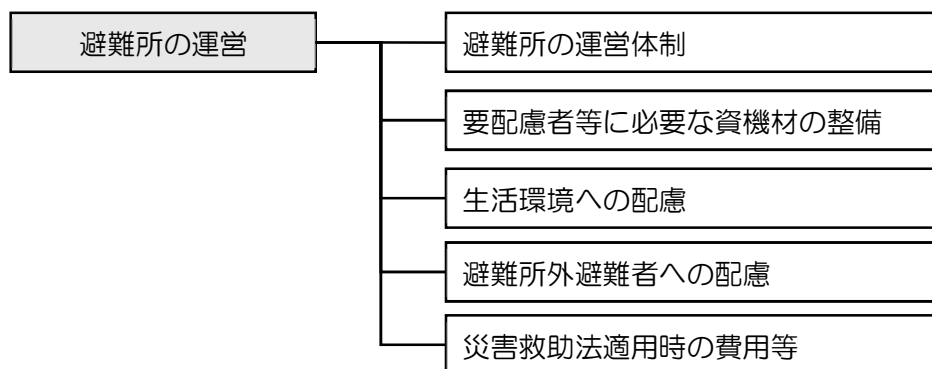
実施機関

村	救助部、防疫部
関係機関	自主防災組織

基本的な考え方

避難所の運営は、開設当初は村職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、村、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。

施策の体系



1 避難所の運営体制

（1）管理責任者

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、自主防災組織を中心に組織する避難所運営委員会を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営委員会には複数の女性を参加させるよう配慮する。

（2）避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。村内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

（3）通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

（4）要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配

【第2編 風水害対策編】
第2章 風水害応急対策計画 / 第4節 救援期の応急対策活動

慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や避難行動要支援者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

2 要配慮者等に必要な資機材の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

■要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害	オストメイトトイレ
咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害	酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

3 生活環境への配慮

（１）プライバシーの確保

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

（２）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、比企医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

（３）避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるな

ど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

4 避難所外避難者への配慮

村は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等を行い、被災者の生活環境の整備を図るものとする。

5 災害救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」による。

資料編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第4 防疫及び保健衛生

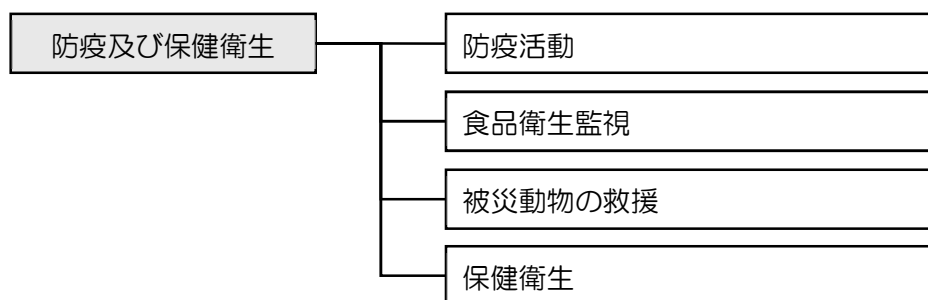
実施機関

村	防疫部
関係機関	東松山保健所、比企医師会、県獣医師会

基本的な考え方

災害時には、道路障害等によりし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

施策の体系



1 防疫活動

被災地においては、衛生条件の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。そのため、家屋の消毒、昆虫駆除等により感染症等の防止措置や被災者に対する防疫活動を実施する。

(1) 実施責任者

- ア 災害時における応急防疫は、村長が行う。
- イ 知事は、村長の要請に基づき防疫消毒機材及び予防接種資材の斡旋を行うほか、村の防疫機能が損なわれるときは、村長の事業を代執行する。

(2) 村の防疫組織

防疫部は、東松山保健所、比企医師会等の協力を得て防疫班を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

(3) 感染症予防業務の実施方法

村は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

ウ 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件については、法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては、同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

(4) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(5) 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。村は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(6) 防疫資材の調達

防疫及び保健衛生用機材等が不足する場合には、村内関係業者から調達するものとするが、調達不可能な場合は、県又は近隣市町から応援を要請するものとする。

2 食品衛生監視

(1) 食品衛生監視の実施

村は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、救援物資集積所等の救護食品の監視指導及び炊き出し実施時の衛生指導など食品に起因する危害発生の防止を実施する。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他食品に起因する被害発生の防止

3 被災動物の救援

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

(1) 動物救護本部への要請

災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。

- ア 動物保護施設の設置
- イ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ウ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- エ 飼養困難動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- カ 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、村、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

村は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(4) 情報の提供

村は、動物救援本部等を通し、次の情報を県に提供する。

- ア 村域の被害及び避難所での動物飼育状況
- イ 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

4 保健衛生

(1) 精神保健活動

ア 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者が精神的不調を来す場合がありますことから、精神科医等の協力を得て、精神保健相談を実施する。

イ 精神保健活動班の派遣要請

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求めるものとする。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の診療
- ② 精神科医療機関の斡旋
- ③ 精神科医療機関への搬送手段の確保
- ④ 村、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者の精神保健福祉相談

ウ 心のケアセンターの設置

村は、県及び精神科医等の協力を得て、精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」の設置を図る。

(2) 栄養指導

ア 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、村は、定期的に避難所、炊き出し現場

等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

イ 栄養指導班の派遣要請

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求めるものとする。

- ① 炊き出し、給食施設の管理指導
- ② 患者給食に対する指導
- ③ その他栄養補給に関すること。

第5 廃棄物対策

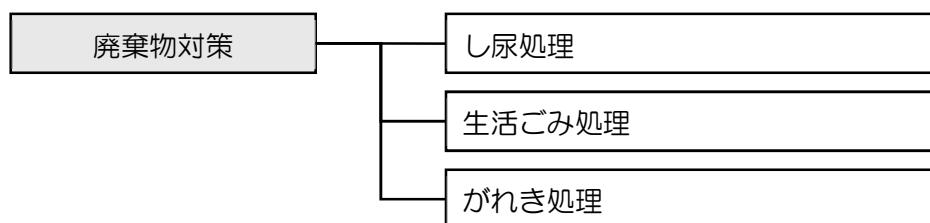
実施機関

村	防疫部
関係機関	小川地区衛生組合

基本的な考え方

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。災害により生じた廃棄物の処理は、「東秩父村災害廃棄物処理計画」に基づき村が適正に行うものとする。村のみでは適正な処理が困難な場合は、県に広域的な支援を要請する。

施策の体系



1 し尿処理

大規模災害に伴う断水、停電等により水洗トイレが使用できない場合、村は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、仮設トイレを設置するものとする。

(1) 処理施設

大規模災害発生に伴い電気・水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

■小川地区衛生組合のし尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
小川地区衛生組合池ノ入環境センター	嵐山町志賀1710	100kl/日	0493—62—0530

(2) 仮設トイレの設置

ア 断水、停電等により水洗トイレが使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。なお、設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

イ 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸への汚染、周辺の環境を十分考慮し、やむを得ず素掘り・埋立で処理を行う。

- エ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、行政区等の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について住民に啓発する。
- オ 水道、電力の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

（3）し尿収集活動

避難所等のし尿のくみ取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

2 生活ごみ処理

村は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

（1）処理施設

災害時に発生するごみは、家具等の粗大ごみ加わり、膨大な量になることが予想される。

このため、村は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

（2）ごみ収集活動

- ア 廃棄物のうち、腐敗しやすく防疫上早急に収集すべき生ごみを最優先に収集する体制を確立し、処理に努める。
- イ 家具等のごみは、大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集するなど、適切な収集処理計画を策定して実施する。

（3）広報活動

分別の徹底等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止などごみ出しマナーの徹底を呼びかける。

（4）応援要請

- ア 民間の廃棄物処理業者へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等を把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ埼玉県建設業協会比企支部等へ協力を要請する。
- イ 村本部は、村だけで対応できないと認める場合には、県等に対して応援を要請し、計画的、効率的な収集に努める。

3 がれき処理

（1）がれき処理活動

村は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。

（2）仮置き場の確保

村は、がれきを選別・保管できる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

（3）分別の徹底

応急活動後、村は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

村は、有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努めるものとする。

第6 応急住宅対策

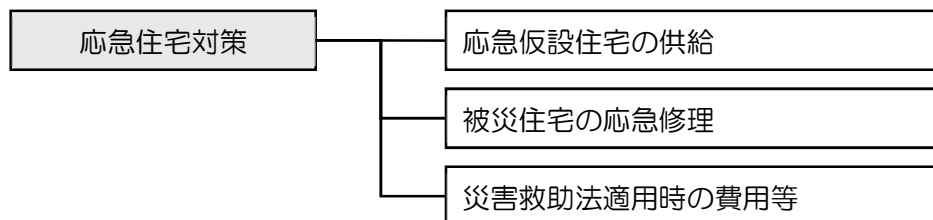
実施機関

村	土木部
関係機関	県

基本的な考え方

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設、あるいは住宅の応急修理を実施する。

施策の体系



1 応急仮設住宅の供給

(1) 入居者の選定

村は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

なお、選定に当たっては、総務課・住民福祉課職員、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

- ア 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- イ 居住する住宅がない被災者
- ウ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

(2) 入居時の留意事項

- ア コミュニティ形成への配慮

それまでの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮して入居させるよう努める。

- イ 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 入居期間

入居期間は、竣工の日から原則2年以内とする。

(4) 既存住宅の利用

- ア 公的住宅の利用

- ① 村は、村営住宅の確保に努めるとともに、県、他市町及び公団・公社等に空室の提供を依頼

し、被災者に供給する。

② 入居者の選定は、応急仮設住宅に準じて村が行う。

イ 民間賃貸住宅の利用

① 村は、県と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

② 入居者の選定は、応急仮設住宅に準じて村が行う。

③ 入居者の管理は、県が定める基準に準じて村が行う。

2 被災住宅の応急修理

(1) 修理戸数の決定

村は、被害状況、応急危険度判定結果等により修理戸数を決定する。

(2) 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

ア 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

(3) 応急修理の実施

村は、埼玉県建設業協会比企支部等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(4) 県への報告

村は、応急修理した結果を県に報告する。

3 災害救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を村長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また村が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第7 文教・保育対策

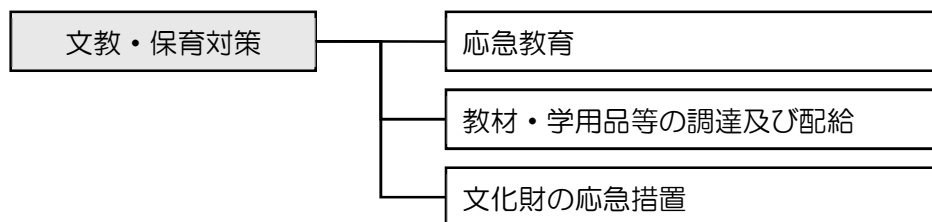
実施機関

村	教育部
関係機関	

基本的な考え方

文教施設、設備の被害又は児童生徒等の被災により通常の実教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給、その他について定める。

施策の体系



1 応急教育

(1) 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

(2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の方法

- ア 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の実教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- イ 被害の程度により臨時休校の措置をとることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

(4) 給食等の措置

- ア 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ウ 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意するものとする。

エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(5) 教育実施者の確保

教職員の被災により教育の実施が困難な場合は、当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により、教育実施者の確保に努める。

2 教材・学用品等の調達及び配給

被災児童・生徒等に対する学用品の給与は、災害救助法の基準に準じて行うものとする。調達及び配給の方法については村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画をたてておくものとする。

(1) 給与の対象者

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む）に対して行う。

(2) 給与の範囲

学用品の給与は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書（教材を含む。）

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(4) 災害救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ・ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(5) 授業料の減免、奨学金貸与の措置

ア 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。

イ 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講ずるものとする。

(6) その他の事項

ア 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休校の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努める。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講ずる。

ウ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

エ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

3 文化財の応急措置

(1) 文化財の応急措置

ア 建造物が被災した場合には、村教育委員会やボランティアによる災害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ① 被害が小さいときは、県と連絡を取り合って応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設けるよう県に要請する。
- ③ 災害の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図るよう県に要請する。

イ 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(2) 県等への報告

文化財に被害が発生した場合は、文化庁又は県教育委員会へ報告する。

資 料 編	・ 指定文化財一覧 ・ 埋蔵文化財包蔵地一覧
-------	---------------------------

第8 商工・農林業対策

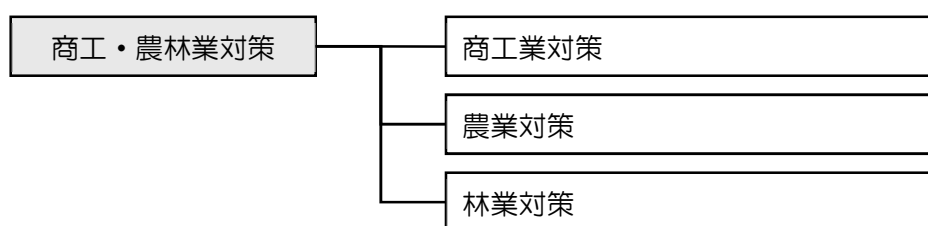
実施機関

村	農政部
関係機関	東秩父村商工会、埼玉中央農業協同組合、埼玉県中央部森林組合

基本的な考え方

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

施策の体系



1 商工業対策

村は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、東秩父村商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

村は、災害が発生したときは、埼玉中央農業協同組合等の協力を得て、村内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

村は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

(3) 農作物の応急措置

村は、農作物について被害が発生したときは、埼玉中央農業協同組合等と連携して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

村は、災害が発生したときは、埼玉県中央部森林組合等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧復興計画

第1節 災害復旧計画

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、村が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他の資金計画
- その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は、次のとおりである。

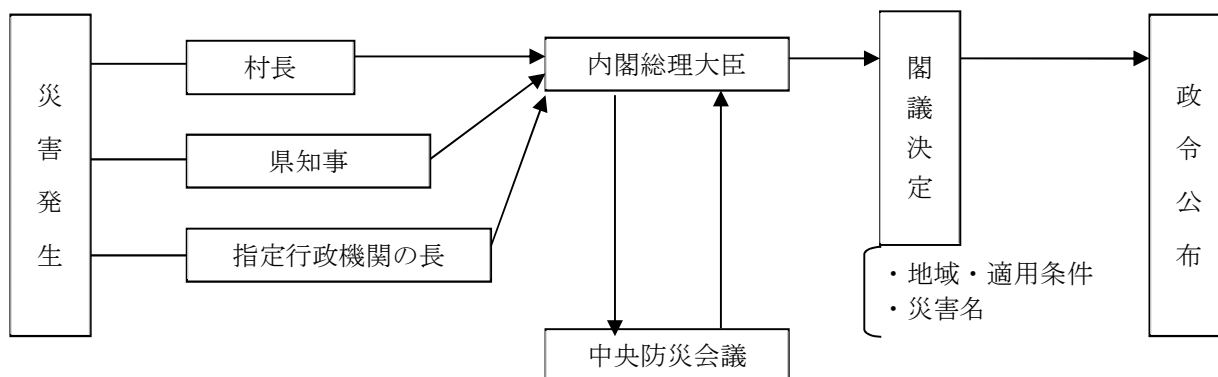
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、村は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

■激甚災害の指定手続き



（１）財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 女性保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■農林水産業に関する特別の助成

- 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

■ 中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業に対する資金の融通に関する特例

■ その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災公営住宅建設資金の特例
- 産業労働者住宅建設資金の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

(2) 激甚災害に関する調査

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、村は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 災害復興対策本部の設置

村は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、村の復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

1 村は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

2 村は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講ずる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業支援

村は、災害により離職を余儀なくされた失業者を支援するため、県を通じて埼玉労働局又は東松山公共職業安定所に対して就職に関する臨時相談所の設置など再就職促進措置や雇用保険の失業給付に関する措置の実施を要請する。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

（1）生活福祉資金

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を、相談支援とともに行う。

■住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

■災害を受けたことにより臨時に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内

【 第2編 風水害対策編 】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
------	--

（2）災害復興住宅融資

住宅金融支援機構が行う、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

項 目	内 容
融資を受けることができる者	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入の場合は住宅が「全壊」した旨の罹災証明書） ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、「罹災証明書」の提出に加えて被災住宅の修理が不能又は困難である旨の申し出が必要 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人
融資を受けることができる住宅	1 建設・購入・補修 ・居住室、台所及びトイレが備えられていること。 2 建設・購入 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。
融資限度額	1 建設の場合 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 2 購入の場合 3,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 3 補修の場合 1,200万円
融資金利	1.18～1.42%（団体信用生命保険に加入する場合（保険の種類で金利が異なる）） 0.98%（団体信用生命保険に加入しない場合） 【令和4年8月現在】
最長返済期間	建設35年、購入35年、補修20年 融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。 年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。
担保	建設・購入：建物及び土地に機構が第1順位の抵当権を設定 補 修：建物及び土地に機構が抵当権（後順位で可）を設定

（3）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、村が実施主体となり、東秩父村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害（当該市町村で大規模な被災があった場合）

【 第2編 風水害対策編 】

第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

項目	内容
	② 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害（県内で広域にわたり大規模な被災があった場合） ③ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害（特に大規模な被災があった場合） ④ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害（都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合）
支給対象者	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者も含む） ② 他市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者 いずれかの死亡者の遺族とする。 死亡者の範囲は、次に掲げるものとする。 ① 配偶者②父母③子④孫⑤祖父母 兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者：500万円 ② その他の者：250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害 （災害弔慰金の対象災害と同じ）
支給対象者	上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の障がいが残った住民
対象となる障がいの程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円

【 第2編 風水害対策編 】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

項目	内容
	⑤ 〃 が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 〃 150万円 ③ 住居の半壊 〃 170万円(250万円) ④ 住居の全壊 〃 250万円(350万円) ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 〃 350万円 ⑥ ①と②が重複 〃 250万円 ⑦ ①と③が重複 〃 270万円(350万円) ⑧ ①と④が重複 〃 350万円 * () は、特別の事情がある場合の額
利率	年3% ただし据置期間は無利子
据置期間	3年
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(4) 東秩父村災害見舞金等の支給

村民が自然災害(住宅災害に伴うものに限る。)及び火災(以下「災害」という。)により、住民の死亡、負傷又は住宅に被害を受けた場合、その世帯主等に災害見舞金及び生活物資(以下「災害見舞金等」という。)を支給する。災害見舞金等の支給内容は、次に示すとおりである。なお、災害見舞金等は、当該災害による死亡者について、災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けられるときは支給されない。

■災害見舞金等の支給

項目	内容
対象災害	自然災害(地震、風水害等)、火災
支給対象	① 死亡した者の遺族：死亡者の死亡当時その者と生計を共にした者(支給の範囲等は災害弔慰金の規定を準用する) ② 災害を直接原因として負傷した場合で全治1か月以上の者 ③ 住宅の面積の2分の1以上を焼失又は滅失したとき
支給額等	人的被害
	死亡した者1人につき 10万円
	負傷した者1人につき 8万円限度
	住宅の被害
	全壊又は全焼 10万円
	半壊又は半焼 8万円限度
	生活物資
	全壊又は全焼 1人当たり8,000円に世帯人員を乗じて得た額の範囲内の生活物資
	半壊又は半焼 1人当たり4,000円に世帯人員を乗じて得た額の範囲内の生活物資

2 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置の実施を県(産業労働部)に要請す

る。

また、村は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

■経営安定資金（災害復旧関連）】

項目	内容			
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、村の罹災証明を受けていること			
融資限度額	設備資金8,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8,000万円（組合の場合 8,000万円）			
融資条件	使途	設備資金及び運転資金		
	貸付期間	10年以内		
	利率 （令和4年 4月1日現在）	期間	大臣指定等貸付	知事指定等貸付
		5～10年	年1.0％以内	年1.1％以内
		3～5年	年0.9％以内	年1.0％以内
		1～3年	年0.8％以内	年0.9％以内
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める		
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要		
信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する			
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内			
申込受付場所	中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会			

3 被災農林漁業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

（１）天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入、漁船の建造または取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0％以内、年5.5％以内、年6.5％以内 （具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合又は金融機関

【 第2編 風水害対策編 】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

担 保	保証人
その他	村長の被害認定を受けたもの

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期 間	15 年以内（据置期間 3 年以内）
貸付利率	年0.20～0.50%（令和4年8月19日現在）
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
担 保	相談のうえ決定

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業場の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子（県・村が利子補給するため、借入者の利子負担はない）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担 保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	村の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害の補償等

農業保険法に基づく農業共済制度及び農業経営収入保険制度の概要は、次のとおりである。

■農業共済制度の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

■農業経営収入保険制度の概要

項目	内容
対象者	青色申告（簡易な方式を含む）を行っている農業者（個人・法人）
対象収入	自ら生産した農産物の販売収入全体が対象 ・原則として加工品は含まない（精米、もち等一部例外あり） ・一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含む ・マルキン等の対象（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵等）は除く
補填内容	保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填 ・保険料（掛捨て）と積立金の組合せで補填
保険料等	農業者は保険料・積立金を支払って加入（任意加入） ・保険料率（掛捨て）：1.179%（50%の国庫補助後、令和5年1月現在） ・積立金（75%の国庫補助）は補填に使われない限り翌年に持ち越し

第3 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

村は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、次のとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目 的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満

【第2編 風水害対策編】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

項目	内容				
	大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （＊世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）				
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	【全壊等】				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	【中規模半壊】				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	
支給額	100万円	50万円	25万円		
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給					

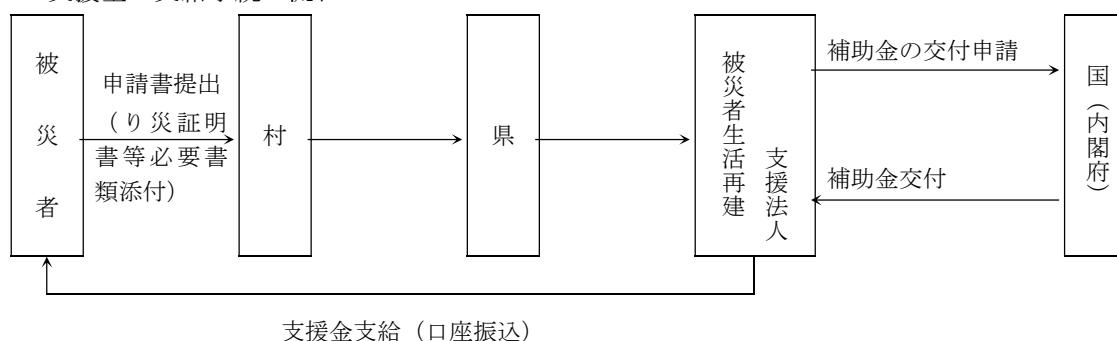
2 支援金の支給

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

■支援金の支給手続の流れ



第4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害に関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

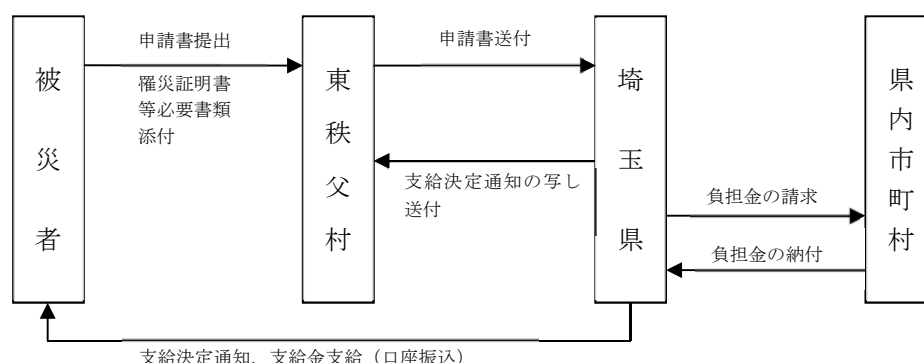
■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ① 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行																		

【第2編 風水害対策編】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

項目	内容
	③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支援手続き



2 埼玉県・市町村半壊特別給付金

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ給付金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定

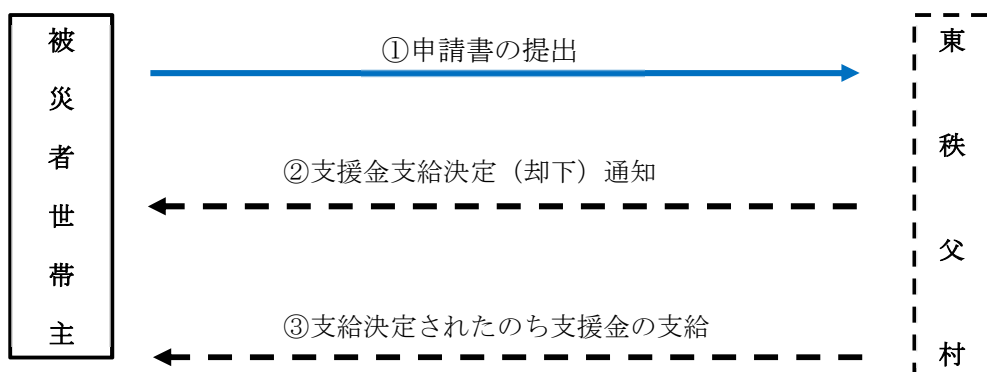
※【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】は「埼玉県・市町村生活再建支援金」と同じ。

3 東秩父村被災者住宅再建支援金

東秩父村被災者住宅再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

項目	内容																							
目的	村内において発生した自然災害により、その居住する住民の住宅が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に対し東秩父村被災者住宅再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。																							
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																							
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。																							
支給対象世帯	東秩父村被災者住宅再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの																							
給付金の額	<table><tr><th rowspan="2">被害区分</th><th rowspan="2">再建区分</th><th colspan="2">支給額上限</th></tr><tr><th>単数世帯</th><th>複数世帯</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊世帯</td><td>建設・購入</td><td>112万5千円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="2">大規模半壊世帯</td><td>建設・購入</td><td>93万7千円</td><td>125万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>56万2千円</td><td>75万円</td></tr></table> ※単数世帯については、複数世帯の3/4の額の支給（1,000円以下切捨て） ※支給額は、各災害に応じた予算の範囲内にて支給 ※再建区分について、2以上の該当がある場合は、支給額が最も高い額が上限となる。				被害区分	再建区分	支給額上限		単数世帯	複数世帯	全壊世帯	建設・購入	112万5千円	150万円	補修	75万円	100万円	大規模半壊世帯	建設・購入	93万7千円	125万円	補修	56万2千円	75万円
被害区分	再建区分	支給額上限																						
		単数世帯	複数世帯																					
全壊世帯	建設・購入	112万5千円	150万円																					
	補修	75万円	100万円																					
大規模半壊世帯	建設・購入	93万7千円	125万円																					
	補修	56万2千円	75万円																					
市町村	①東秩父村被災者住宅再建支援金支給申請書（様式第1号） ②罹災証明書 ③住民票 ④預貯金通帳の写し：銀行名、支店名、預金種目、口座番号、申請者（世帯主）名義のよみがなが印刷された部分 ⑤契約書等の写し：今後住まいをどのようにするのか（住宅の建設、購入、補修）を確認できる契約書などの写し																							

■埼玉県・市町村家賃給付金の支援手続き



4 埼玉県・市町村家賃給付金

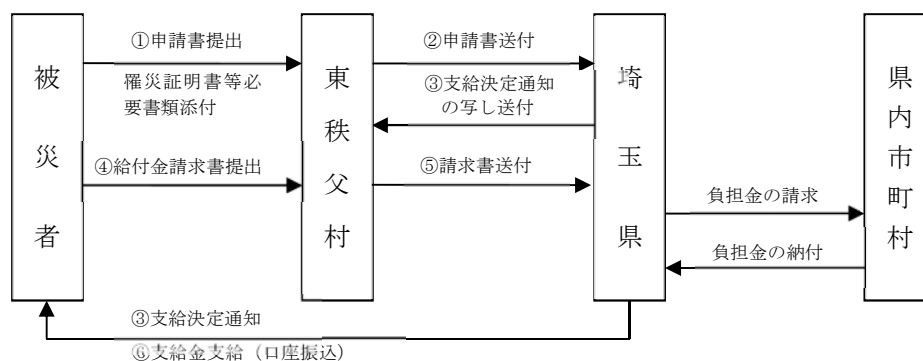
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

【 第2編 風水害対策編 】
第3章 災害復旧復興計画 / 第3節 生活再建等の支援計画

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

■埼玉県・市町村家賃給付金の支援手続き



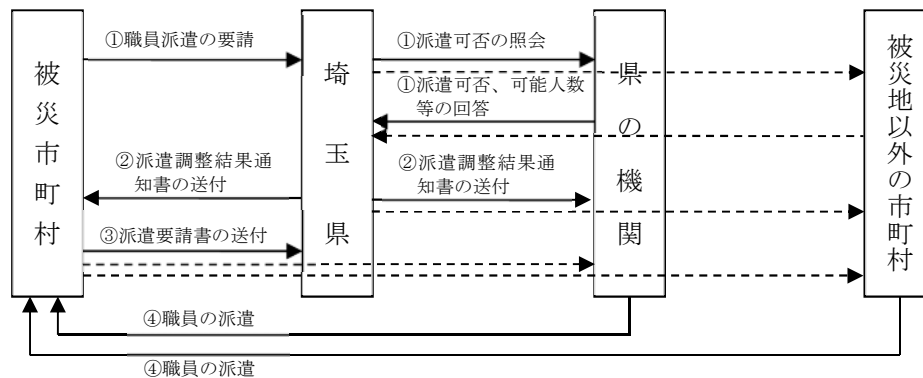
5 埼玉県・市町村人的相互応援

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き



第5 義援（見舞）金品の受入れ・配分計画

全国の市町村から送付されてくる義援金品を適切に受け付け、仕分け等を行い、被災者に確実に配分するものとする。

1 義援金品の受入れ

（1）義援（見舞）金品の受付

村に委託された義援金、村長あての見舞金及び義援品は、総務部が受け付ける。

（2）義援品の仕分け

受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分けを行い、避難所等に搬送する。

なお、仕分け作業は、必要に応じて他の部の応援やボランティア等の活用等により行う。

2 義援金品の配分

村は、村に委託された義援金品、また県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て、適切に被災者に配分する。

3 義援品の保管場所

受付・仕分けされた義援品は、状況によっては配分までの間、一時的に村長の決めた集積所において保管する。

第6 罹災証明書の発行

罹災証明書は、村長が証明し、遅滞なく発行する。ただし、火災については比企広域消防本部小川消防署長が証明し、発行する。

第7 被災者台帳の作成

村は、被災した住民に公平な支援を効率的に行うため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部局において共有・活用を行う。

また、村は、被災者台帳を作成するに当たり、県が災害救助法に基づく救助を行った場合は、その被災者情報の提供を依頼する。

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 村の防災力の強化

第1 活動体制の強化

1 防災活動拠点の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第1 活動体制の強化」の「1 防災活動拠点の整備」を準用する。

2 初動体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第1 活動体制の強化」の「2 初動体制の整備」を準用する。

3 応援協力体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第1 活動体制の強化」の「3 応援協力体制の整備」を準用する。

4 情報通信手段の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第1 活動体制の強化」の「4 情報通信手段の整備」を準用する。

5 職員の防災力の向上

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第1 活動体制の強化」の「5 職員の防災力の向上」を準用する。

第2 緊急対応活動のための準備

1 災害情報の収集・伝達体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第2 緊急対応活動のための準備」の「1 災害情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。

2 消防活動体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第2 緊急対応活動のための準備」の「2 消防活動体制の整備」を準用する。

3 救助、医療体制の整備

【 第3編 震災対策編 】
第1章 震災予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第2 緊急対応活動のための準備」の「3 救助、医療体制の整備」を準用する。

4 避難活動体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第2 緊急対応活動のための準備」の「4 避難活動体制の整備」を準用する。

5 緊急輸送体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第2 緊急対応活動のための準備」の「5 緊急輸送体制の整備」を準用する。

6 業務継続体制の整備

村は、大規模地震等が発生した場合においても行政機能を維持するため、「東秩父村業務継続計画（BCP）＜地震編＞」を平成30年に策定している。

（1）業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、大規模災害時には行政自体も被災することを前提とし、人、物、情報等の利用できる資源に制約が生じた状況下において、住民の生命・生活及び財産を保護し、社会機能を維持するため優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。具体的には、以下の重要6要素について定めている。

- ① 職務代行順位及び職員の参集体制
- ② 代替庁舎の特定
- ③ 電気、食料、飲料水等の確保
- ④ 通信手段の確保
- ⑤ 行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

（2）業務継続の基本方針

地震災害時における業務継続の基本方針は、次のとおりとする。

- ア 発災直後は人命救助に関わる業務に注力する。あらゆる施策を通じて、住民の生命、身体を災害から守るため最大限の努力をする。
- イ 非常時優先業務を最優先し、それ以外の業務は積極的に休止・停止する。人員・施設・資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、非常時優先業務への影響を考慮しつつ順次再開する。
- ウ 非常時優先業務を実施するための体制を確立する。全庁を挙げて非常時優先業務を実施するための体制を確立する。特に庁舎・電力・通信等の業務資源の確保に努める。

7 帰宅困難者の安全確保体制の整備

大規模地震が発生した場合、本村においても最大で519人の帰宅困難者が発生すると想定されており、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策の強化・充実を図る。

（1）帰宅困難者対策の普及啓発

ア 住民への啓発

① 一斉帰宅の抑制

安易に移動することは二次被害を発生させる危険性があることから、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」といった基本原則の周知徹底を図る。

② 安否確認方法

災害発生時に電話がかかりにくい場合でも、安否等が確認できる「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言版等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を図る。

イ 企業等への要請

職場や学校などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体を通じて次の点を要請する。

- ① 施設の安全化
- ② 災害時のマニュアルの作成
- ③ 飲料水、食料の確保
- ④ 情報の入手手段の確保
- ⑤ 従業員等との安否確認手段の確保
- ⑥ 災害時の水、食料や情報の提供
- ⑦ 仮宿泊場等の確保

(2) 帰宅困難者支援体制の整備

ア 一次滞在施設の確保

村は、村内で帰宅困難となった滞留者を一時的に滞在させるための施設(公共施設、民間施設問わず)の確保に努める。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。一時滞在施設に備蓄を確保できない場合は、防災拠点又は防災備蓄倉庫からの備蓄物資の提供方法を定めるものとする。

イ 訓練の実施

村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練などを実施し、対策の検証を行う。

第3 生活維持活動のための準備

1 給水体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「1 給水体制の整備」を準用する。

2 食料・生活関連物資供給体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「2 食料・生活関連物資供給体制の整備」を準用する。

3 廃棄物処理体制の整備

【 第3編 震災対策編 】

第1章 震災予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「3 廃棄物処理体制の整備」を準用する。

4 保健衛生体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「4 保健衛生体制の整備」を準用する。

5 住宅対策体制の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「5 住宅対策給水体制の整備」を準用する。

6 文教に係る事前対策

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「6 文教に係る事前対策」を準用する。

7 動物愛護

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「7 動物愛護」を準用する。

8 孤立集落対策

第2編 風水害対策編 第1章 第1節「第3 生活維持活動のための準備」の「8 孤立集落対策」を準用する。

第4 調査研究

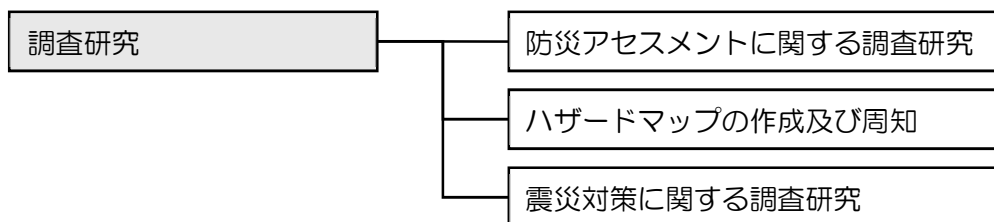
実施機関

村	総務課
関係機関	県

基本的な考え方

村の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、県及び防災関係機関が行う総合的かつ効果的な調査研究の資料を収集、活用し、実践的な震災対策を推進する。

施策の体系



1 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、行政区、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

2 ハザードマップの作成及び周知

防災アセスメント調査及び土砂災害防止法に基づく基礎調査、県が作成した水害リスク情報図で把握した地域の災害の危険性を住民に周知するためのハザードマップを作成する。ハザードマップには、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速かつ的確な避難ができるよう、被害の危険性が大きい地域とその程度、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、防災学習情報等の情報を掲載し、住民に広く配布するとともに、村のホームページへ掲載する。

3 震災対策に関する調査研究

村は、県が公表する震災予防に関する調査結果又は成果を、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組に活用する。

(1) 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究

- ・公共施設やライフライン施設の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究
- ・既存建築物の耐震性及び耐火性の向上のための調査研究

(2) 大震火災対策に関する調査研究

- ・出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究

【 第3編 震災対策編 】

第1章 震災予防計画 / 第1節 村の防災力の強化

(3) 避難住民の安全確保に関する調査研究

- ・避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究

(4) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

- ・緊急輸送路の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究

(5) 災害情報の伝達等に関する調査研究

- ・効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究
- ・緊急地震速報の利活用方法

(6) 社会的混乱の防止に関する調査研究

- ・大規模災害時の物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究

(7) 震災時の生活確保に関する調査研究

- ・供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究

(8) 震災復興に関する調査研究

- ・震災復興についての基本方針や行政手続き等に関する調査研究

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 建築物・施設等の安全化

実施機関

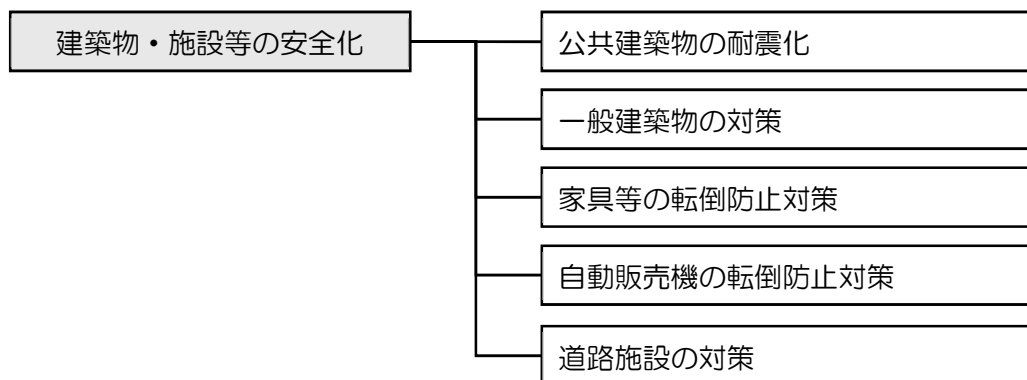
村	建設課、総務課、企画財政課、教育委員会
関係機関	

基本的な考え方

地震による建築物被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

また、一般建築物をはじめ、屋外設置物等についても適切な安全対策を講じるものとする。

施策の体系



1 公共建築物等の耐震化

村が所有又は使用する公共建築物等については、計画的に次の対策を講じて耐震性の向上を図る。

(1) 村有建築物の耐震改修等の推進

村有建築物のうち、防災拠点施設と位置づける村役場や小・中学校等の公共建築物については、耐震改修は概ね完了している。

(2) 耐震性貯水槽等の整備

大規模地震が発生した場合には、断水、停電などライフライン施設に被害が発生し、また道路被害や道路上の障害物等により、消防車等の出動に支障が生じることが予想されるため、防災上重要な施設については、耐震性貯水槽や非常電源設備等を計画的に整備する。

2 一般建築物の対策

(1) 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

【第3編 震災対策編】

第1章 震災予防計画 / 第2節 災害に強いまちづくりの推進

なお、不特定多数の者が使用する施設や、社会福祉施設等については、特に耐震性の確保に配慮する。

ア 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応じるため、県及び建築関連団体と協力し、相談窓口を設置する。

イ 耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断等を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

ウ 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(2) 窓ガラス等の落下物防止対策

村は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため、必要により県に対して次の対策を実施するよう依頼する。

ア 落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ 改修等の指導

落下物発生のおそれのある建築物については、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(3) 空き家等の実態把握

村は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ、県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア ブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査等を実施し、倒壊危険箇所の把握を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導

ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

3 家具等の転倒防止対策

村は、地震発生時にタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、村ホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全確保対策等の普及啓発を図る。

4 自動販売機の転倒防止対策

村は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

5 道路施設の対策

- ア 村は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。
- イ 村は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護対策等を実施することにより危険箇所の解消を図る。
- ウ 村は、管理道路の標識等について総点検を実施し、落下の危険度によりランク付けを行い、落下防止対策等を実施することにより危険個所の解消を図る。

第2 防災空間の確保

実施機関

村	総務課、産業観光課
関係機関	

基本的な考え方

防災上重要なオープンスペースの整備は、一時的な避難空間となる屋敷林や農地等を活用するなど、村の特性を生かし、自然空間の計画的保全を図りながら進めていく。

施策の体系

防災空間の整備

防災拠点周辺の空間整備

1 防災拠点周辺の空間整備

村内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

第3 地震火災の予防

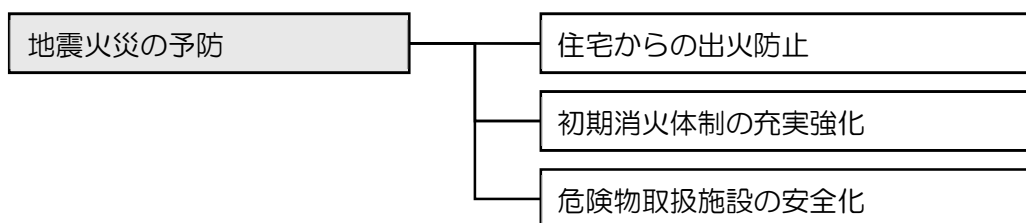
実施機関

村	総務課
関係機関	県、消防本部

基本的な考え方

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

施策の体系



1 住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

村は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報紙等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

- ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を住民に周知する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のため、タールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- ウ 通電火災の防止のため、感震ブレーカーや過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及啓発を図る。
- エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署は、平素から査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図っておくよう、指導する。

- ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。
- イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の

転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

(1) 地域における初期消火

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があるため、地域の自主防災体制を充実する必要がある。このため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の活動力の向上を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署及び東秩父消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

地震時に、事業所独自で行動できるよう防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(3) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、行政区及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

危険物取扱施設	村は県と連携して法令基準の適用を受けない小規模施設等の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
毒劇物取扱施設	毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県は監視指導を行っている。 毒劇物は、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがあることから、村は県と連携してこれら施設の実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。
火薬類施設	火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されていることから、村は県と連携して、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第4 宅地等の安全対策

実施機関

村	建設課
関係機関	県

基本的な考え方

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、盛土造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

施策の体系

宅地等の安全対策

宅地造成地の防災対策

1 宅地造成地の防災対策

(1) 災害防止に関する指導等

村及び県村は、建築基準法及び東秩父村埋土及び盛土等規制条例にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

(2) 指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

ウ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

村及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第3節 住民の自主防災力の向上

第1 防災教育

1 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第1 防災教育」の「1 一般住民に対する防災知識の普及・啓発」を準用する。

2 学校教育における防災教育

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第1 防災教育」の「2 学校教育における防災教育」を準用する。

3 事業所等における防災教育

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第1 防災教育」の「3 事業所等における防災教育」を準用する。

第2 防災訓練

1 総合防災訓練

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「1 総合防災訓練」を準用する。

2 消防訓練

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「2 消防訓練」を準用する。

3 災害情報収集伝達訓練

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「3 災害情報収集伝達訓練」を準用する。

4 避難訓練

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「4 避難訓練」を準用する。

5 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「5 事業所、自主防災組織等が実施する訓練」を準用する。

6 訓練の検証

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第2 防災訓練」の「6 訓練の検証」を準用する。

第3 災害時の要配慮者の安全確保

1 在宅の要配慮者の安全確保

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第3 災害時の要配慮者の安全確保」の「1 在宅の要配慮者の安全確保」を準用する。

2 社会福祉施設入所者等の安全確保

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第3 災害時の要配慮者の安全確保」の「2 社会福祉施設入所者等の安全確保」を準用する。

3 外国人の安全確保

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第3 災害時の要配慮者の安全確保」の「3 外国人の安全確保」を準用する。

第4 自主防災組織等の整備

1 組織化の推進

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第4 自主防災組織等の整備」の「1 組織化の推進」を準用する。

2 活動の充実・強化

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第4 自主防災組織等の整備」の「2 活動の充実・強化」を準用する。

3 事業所等の防災組織の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第4 自主防災組織等の整備」の「4 事業所等の防災組織の整備」を準用する。

4 地区防災計画の策定

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第4 自主防災組織等の整備」の「5 地区防災計画の策定」を準用する。

第5 災害ボランティア活動のための環境整備

1 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第5 災害ボランティア活動のための環境整備」の「1 ボランティア組織・団体に関する情報の把握」を準用する。

2 専門職ボランティアの組織化

【 第3編 震災対策編 】

第1章 震災予防計画 / 第3節 住民の自主防災力の向上

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第5 災害ボランティア活動のための環境整備」の「2 専門職ボランティアの組織化」を準用する。

3 ボランティアの活動環境の整備

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第5 災害ボランティア活動のための環境整備」の「3 ボランティアの活動環境の整備」を準用する。

4 ボランティアコーディネーターの養成

第2編 風水害対策編 第1章 第3節「第5 災害ボランティア活動のための環境整備」の「4 ボランティアコーディネーターの養成」を準用する。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 村の活動体制

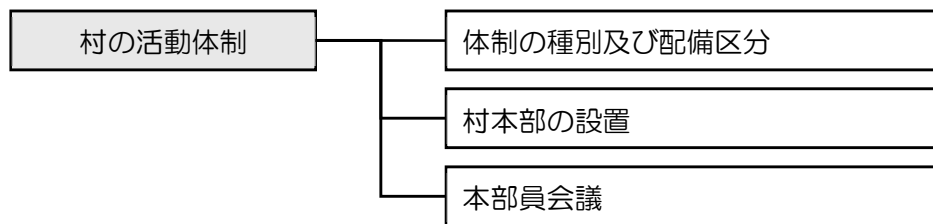
実施機関

村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

大規模地震発生時には、道路網の寸断、通信網の輻輳等により、防災関係機関の初動体制の遅れが予想される。このため、村の活動体制を迅速に確立し、防災関係機関のほか、自治組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

施策の体系



1 体制の種別及び配備区分

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するには、正確な情報をいかに素早く収集するかにかかっているが、大規模地震発生時には、交通の途絶、通信の混乱等が予想されるため、村は直ちに震度に応じた職員の動員配備を徹底して初動体制を確立し、村の地域の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じた的確な応急対策を実施する。

(1) 初動体制及び緊急体制（村本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）

配備区分	活動開始基準	体制	配備要員
初動体制	○原則として震度5弱の揺れが発生したとき【自動配備】	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	総務課2名 建設課2名
緊急体制	○原則として震度5強の揺れが発生したとき【自動配備】 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）を受けたとき【自動配備】 ○その他村長が必要と認めたとき	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	非常体制の施行に備えて、村長が必要と認める人員

【 第3編 震災対策編 】
第2章 震災応急対策計画 / 第1節 活動体制の確立

(2) 非常体制（村本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員
非常体制	○原則として震度6弱以上の地震が発生した場合 【自動配備】 ○その他村長が必要と認めたとき	全職員を動員して村の組織及び機能のすべてをあげて活動する体制	全職員

2 村本部の設置

(1) 村本部の設置基準

村長は、次に掲げる基準に該当するときは、村本部を設置する。

- | |
|--|
| ① 村の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合【自動配備】
② その他村長が必要と認めたとき。 |
|--|

(2) 村本部の設置場所

村本部は、役場に設置する。被災により村役場に設置できない場合は、保健センターに設置する。

(3) 組織及び分掌事務

村本部の組織及び分掌事務は、風水害対策編第2章第1節「活動体制の確立」の別表に定めるところによる。

(4) 村本部の活動分担任務

本部長	村長
副本部長	副村長、教育長
本部員	総務課長・税務会計課長・企画財政課長・住民福祉課長・保健衛生課長・産業観光課長・建設課長・議会事務局長・教育委員会事務局長・社会福祉協議会事務局長、比企広域消防本部消防長
構成員	全職員

ア 村本部に部を置き、部に部長、副本部長を置く。

イ 本部長は村長とする。村長が不在又は事故ある場合は副村長、教育長の順次でその職務を代行する。

ウ 部長は、本部長の命を受け、部に属する業務を掌理し、所属の各部を指揮監督する。

エ 各部に属する職員は、当該部員となりあらかじめ定められた業務に従事する。

オ 部長は、所属職員の中から情報連絡員を指名し、部長の指示の周知及び当該部各班が実施する応急活動状況、収集した情報の取りまとめ等に当たる。

カ 本部員及び構成員は、本部長の指揮の下に各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。

(5) 村本部設置及び閉鎖の通知

村本部の設置及び配備体制の決定又は村本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務部長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。

ア 埼玉県知事

イ 東秩父村防災会議委員

ウ その他必要と認める機関の長

3 本部員会議

- (1) 本部長は、村の災害対策を推進するため、本部員会議を招集・主宰し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部員会議の処理事項は、次のとおりである。

ア 報告事項（情報交換）

- ① 災害情報（村本部に集中すべき情報を明らかにしておく）
- ② 各対策部の措置事項

イ 協議事項

協議事項は次のとおりであり、これらの協議事項は被害状況の把握が前提となるものが大部分である。そのため、情報の収集・伝達計画と整合させておくものとする。

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること。
- ② 動員配備体制に関すること。
- ③ 各部課間調整事項の指示に関すること。
- ④ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ⑤ 現地災害対策本部に関すること。
- ⑥ 国、県、及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ 災害救助法適用申請に関すること。
- ⑧ 他市町村への応援要請に関すること。
- ⑨ その他

第2 職員の動員計画

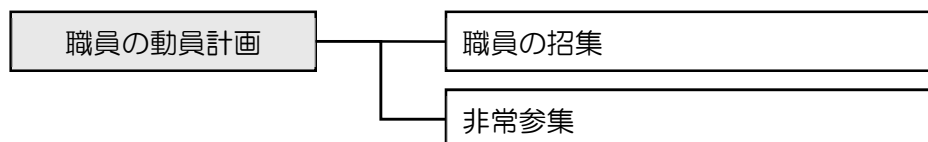
実施機関

村	各部、各班
関係機関	

基本的な考え方

村の地域に地震が発生した場合において、職員は災害防止活動、応急対策活動に従事しなければならない。この場合、震度に応じた動員計画により活動体制を確立する。

施策の体系



1 職員の招集

(1) 勤務時間内

勤務時間内においては、庁内放送、電話等で動員の指令を行う。

(2) 勤務時間外

震度5弱以上の揺れを覚知した場合、初動体制の配備要員は登庁し、その後被害状況等の情報収集に応じて必要な配備体制をとり、初期応急活動を行う。

(3) 参集時の留意事項

- ア 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携行する。
- イ 職員は、人命救助等以外は速やかな参集に努めるとともに、参集途上における被害状況等の情報について、スマートフォン等を用いて撮影するなど、記録をとりながら参集する。

2 非常参集

村職員は、勤務時間外等において、大規模な地震災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに所属課長に連絡して、今後の対応について確認を行う。直ちに所定の配備につく必要がないとされた場合は、当該施設管理者等の指示に従って応急活動に従事する。

なお、災害状況の推移に従い、参集が可能となった場合、直ちに所定の場所に参集する。

第3 情報通信手段の確保

第2編第2章第1節第3「情報通信手段の確保」を準用する。

第4 広域応援要請

第2編第2章第1節第4「広域応援要請」を準用する。

第5 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第1節第5「自衛隊の災害派遣要請」を準用する。

第6 ボランティアとの連携

第2編第2章第1節第6「ボランティアとの連携」を準用する。

第7 災害救助法の適用

第2編第2章第1節第7「災害救助法の適用」を準用する。

第8 自主防災組織等の活動体制

実施機関

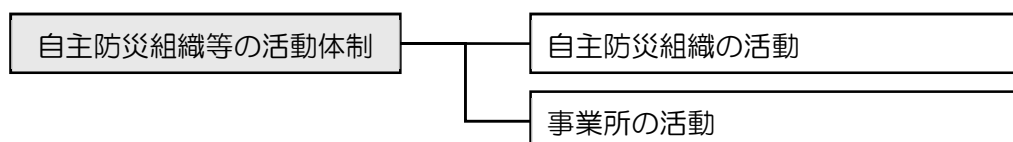
村	総務部
関係機関	自主防災組織、事業所

基本的な考え方

発災後、直ちに各地区において応急活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織は村及び防災関係機関と緊密な連携を図り、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

施策の体系



1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、村や防災関係機関と連携協力した次のような活動を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

- ア 地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- イ 防災情報通信システム、電話、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(2) 出火防止及び初期消火

- ア 地震が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、近隣住民に対して使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- イ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出動し、消火活動に当たる。
- ウ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- エ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- オ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動に当たる。

(3) 避難誘導

- ア 自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って集団で避難する。
- イ 避難に際しては、住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障

がい者、外国人など避難行動要支援者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(4) 救出救護

ア 救出活動

- ① 救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。
- ② 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。
- ③ 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動に当たる。

イ 救護活動

負傷者が出た場合は、住民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷者の程度により、軽傷者は救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は避難所住民、村、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、避難生活が良好に秩序だてて管理運営されるよう努める。

2 事業所の活動

事業所は、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として行政区等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- (5) 自治組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- (7) 事業所としてできる経済社会安定活動

第2節 初動対応期の応急対策活動

第1 災害情報の収集・伝達・共有

実施機関

村	各部、各班
関係機関	県、関係機関

基本的な考え方

地震災害が発生した場合、効果的に応急対策を行う上で、被害状況等の情報の収集は不可欠である。地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接に連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達するものとする。

施策の体系

災害情報の収集・伝達・共有

地震情報の収集・伝達

情報の収集

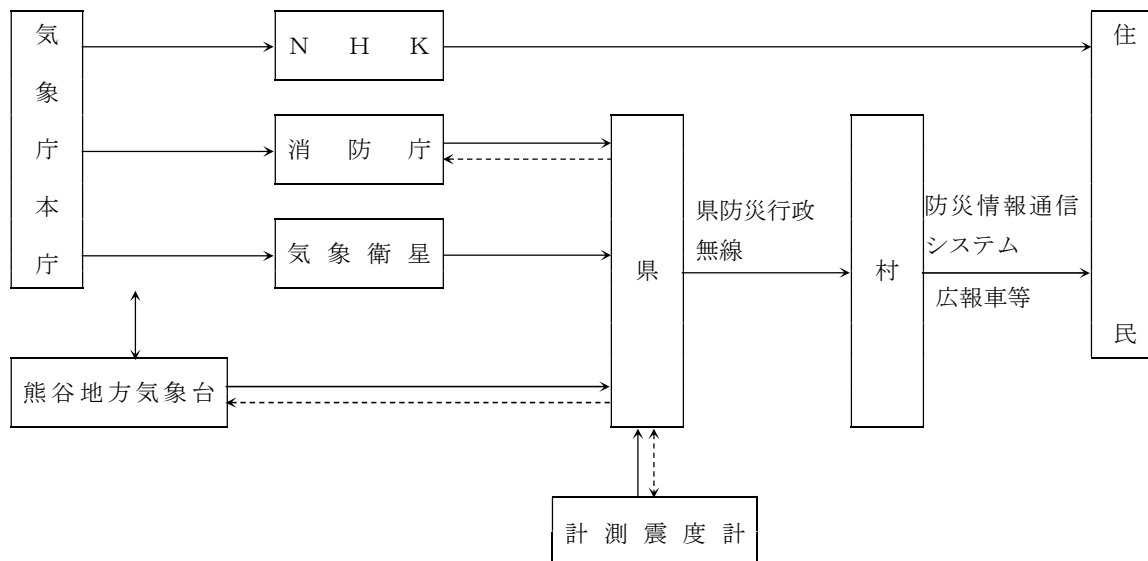
情報の報告

1 地震情報の収集伝達

村は、気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災情報通信システム、広報車等により住民等に伝達する。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

■地震情報収集伝達系統図



2 情報の収集

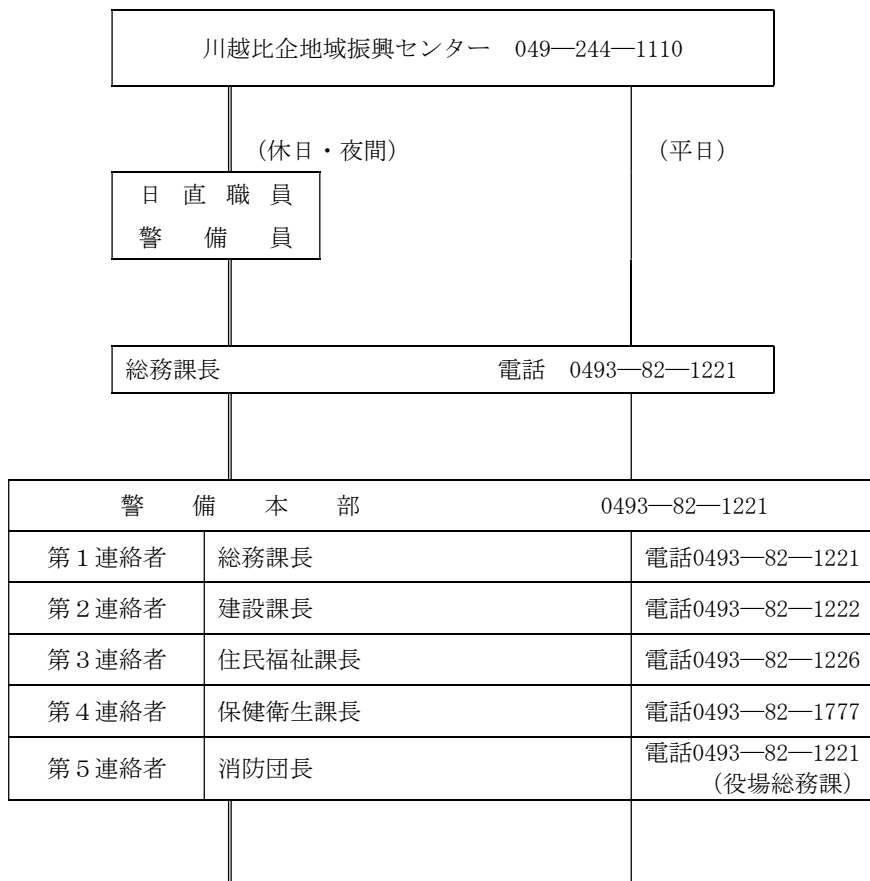
第2編第2章第3節第1「風水害に関する情報の収集・伝達」の2「情報の収集」を準用する。

3 情報の報告

第2編第2章第3節第1「風水害に関する情報の収集・伝達」の3「情報の報告」を準用する。

【 第3編 震災対策編 】
第2章 震災応急対策計画 / 第2節 初動対応期の応急対策活動

■災害発生時の連絡体制



課 名	役 割 分 担	配 備 要 員		
		初動体制	緊急体制	非常体制
総 務 課	指 令 総 括 災 害 状 況 の 収 集 ・ 伝 達	人 2	応急業務を担当 する課において 課長が必要とする人員	全職員
建 設 課	現 場 パ ト ロ ー ル 公共土木施設の災害対策に関すること	2		
企 画 財 政 課	緊 急 予 算 の 編 成			
産 業 観 光 課	現 場 パ ト ロ ー ル 農林関係の災害対策に関すること			
住 民 福 祉 課 社会福祉協議会	救 援 物 資 の 調 達 防 疫 活 動	—		
保 健 衛 生 課	医薬品・衛生材料等の調達	—		
税 務 会 計 課	災害時の税制に関すること。	—		
教 育 委 員 会	教 育 施 設 の 点 検	—		
消 防 団	災 害 の 応 急 処 理	—		
計		4		

第2 広報活動

第2編第2章第3節第2「広報活動」を準用する。

第3 消防活動

実施機関

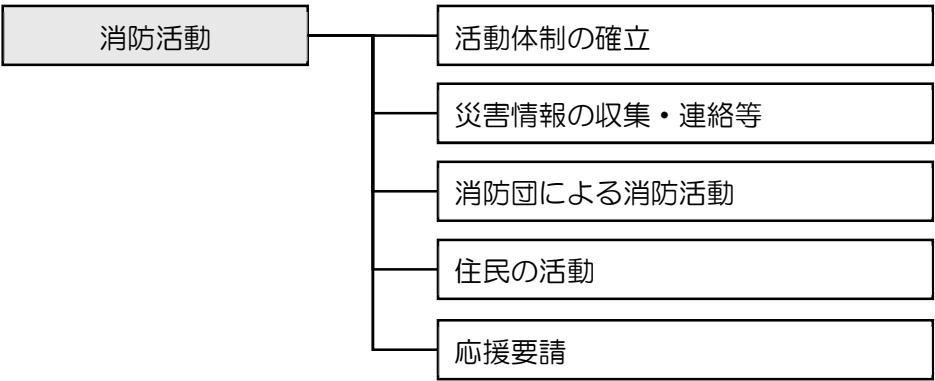
村	消防本部、消防団
関係機関	

基本的な考え方

大規模な地震が発生した場合は、二次災害である火災が同時多発に発生し、また家屋の倒壊等により、消防活動に支障が生じることが予想される。このため、発災時には自治組織や住民等による出火防止、初期消火を徹底し、火災の拡大防止を図る。

なお、消防活動全般については、比企広域消防本部小川消防署東秩父分署が主体となって実施するものとするが、本項においては、住民による出火防止、初期消火活動、村及び東秩父消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

施策の体系



1 活動体制の確立

(1) 村職員の非常招集

地震が発生した場合、二次災害である火災の発生に備え、配備該当職員を招集し、火災発生情報等の収集を行う。

また、大規模な災害に発達した場合は、村本部を設置し、関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に実施する体制を整える。

(2) 消防団員の招集

大規模地震発生と同時に、消防団員は、自主的に消防団詰所に参集し、火災発生に備える。消防団長及び副団長は、災害情報等を共有するため直ちに村役場に参集し、村本部と協働し、災害対策に当たる体制を整える。

2 災害情報の収集・連絡等

(1) 災害情報の収集・連絡

村は、火災発生の通報等があった場合は、消防・警察等関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

村は、自ら実施する応急対策の活動状況、村本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。また、必要に応じて県、関係機関と相互に情報交換を行う。

3 消防団による消防活動

東秩父消防団は、比企広域消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは比企広域消防本部に協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

比企広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難誘導する。

(5) 情報の収集

比企広域消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を比企広域消防本部小川消防署東秩父分署と協力して行う。

4 住民の活動

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等、適切な処置を行う。

(2) 電気器具は電源コードをコンセントから抜く。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。

(3) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(4) 屋外に避難するときは、電気のブレーカーを遮断してから避難する。

(5) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以

外は電話の使用を自粛する。

5 応援要請

村長は、村の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内の他市町又は消防本部の応援出動指示の実施を要請する。

(1) 要請方法

村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとする。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

■ 応援要請時の明示事項

- 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊の活動拠点の確保

第4 救急救助活動

第2編第2章第3節第3「救急救助活動」を準用する。

第5 医療救護活動

第2編第2章第3節第4「医療救護活動」を準用する。

第6 交通対策

第2編第2章第3節第5「交通対策」を準用する。

第7 緊急輸送手段の確保

第2編第2章第3節第6「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第8 給水活動

第2編第2章第3節第7「給水活動」を準用する。

【 第3編 震災対策編 】

第2章 震災応急対策計画 / 第2節 初動対応期の応急対策活動

第9 食料の供給

第2編第2章第3節第8「食糧の供給」を準用する。

第10 生活必需品等の供給・貸与

第2編第2章第3節第9「生活必需品等の供給・貸与」を準用する。

第11 要配慮者の安全確保

第2編第2章第3節第10「要配慮者の安全確保」を準用する。

第12 遺体の取扱い

第2編第2章第3節第11「遺体の取扱い」を準用する。

第13 障害物の除去

第2編第2章第3節第12「障害物の除去」を準用する。

第14 孤立集落対策

第2編第2章第3節第13「孤立集落対策」を準用する。

第15 ライフラインの応急対策

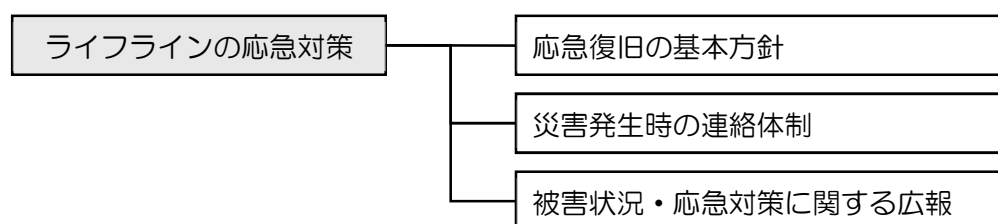
実施機関

村	土木部
関係機関	東京電力パワーグリッド、通信事業者、LPガス事業者

基本的な考え方

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

施策の体系



1 応急復旧の基本方針

村は、速やかに水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

村が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の関連施設等の緊急点検や応急復旧等の支援に努める。

電気、電話、ガス、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

村は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

村は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 村への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、村本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて住民に広報する。

事業者から通報を受けた村は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、

【 第3編 震災対策編 】

第2章 震災応急対策計画 / 第2節 初動対応期の応急対策活動

住民向けの広報を行う場合、村防災行政無線（固定系）、村ホームページ、防災情報システム及び広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第16 公共施設の応急対策

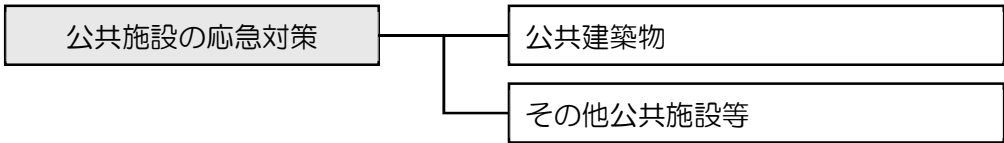
実施機関

村	土木部
関係機関	施設管理者

基本的な考え方

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携を図って応急対策を実施する。

施策の体系



1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

■ 危険度判定の目的

被災建築物 応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地 危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

村及び防災関係機関が所有または使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、村内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

(2) 危険度判定の実施

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、村内において被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町又は県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 被災度区分判定調査

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

(4) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

ア 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

村長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

(3) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

エ被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第17 帰宅困難者対策

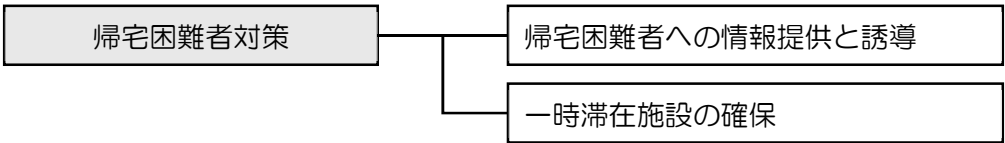
実施機関

村	土木部、総務班
関係機関	施設管理者

基本的な考え方

村は、帰宅困難者に対して交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等への安否確認のための手段を確保するよう努める。

施策の体系



1 帰宅困難者への情報提供と誘導

(1) 情報提供

村は、帰宅困難者に対して、ホームページ、メール、防災情報通信システム等を通じて、適切な情報提供を行う。

(2) 誘導

村は、徒歩帰宅者に対して簡易地図等を配布するなどして、安全に帰宅するための誘導を行う。

2 一時滞在施設の確保

- (1) 村は、大規模災害の発生により、村内に滞留者が発生した場合、その混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を一時滞在滞在施設として開放する。
- (2) 村は、小川警察署の協力を得ながら、一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内する。
- (3) 村は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対して、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。
また、道路などの被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供する。
- (4) 一時滞在施設の管理運営については、第2編第2章第2節第3「避難活動」を準用する。

第3節 救援期の応急対策活動

第1 災害情報の収集・伝達・共有

第2編第2章第4節第1「災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第2 広報広聴活動

第2編第2章第4節第2「広報広聴活動」を準用する。

第3 避難所の運営

第2編第2章第4節第3「避難所の運営」を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

第2編第2章第4節第4「防疫及び保健衛生」を準用する。

第5 廃棄物対策

第2編第2章第4節第5「廃棄物対策」を準用する。

第6 応急住宅対策

第2編第2章第4節第6「応急住宅対策」を準用する。

第7 文教・保育対策

第2編第2章第4節第7「文教・保育対策」を準用する。

第8 商工・農林業対策

第2編第2章第4節第8「商工・農林業対策」を準用する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としており、平成26年3月28日現在、同法に基づき1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。

村を含む埼玉県域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度4から5弱程度が推計されている。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表することとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、村においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

《参考》

◆「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで東秩父村地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなることとなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

資料編 ・ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、村が実施すべき必要な措置について定める。

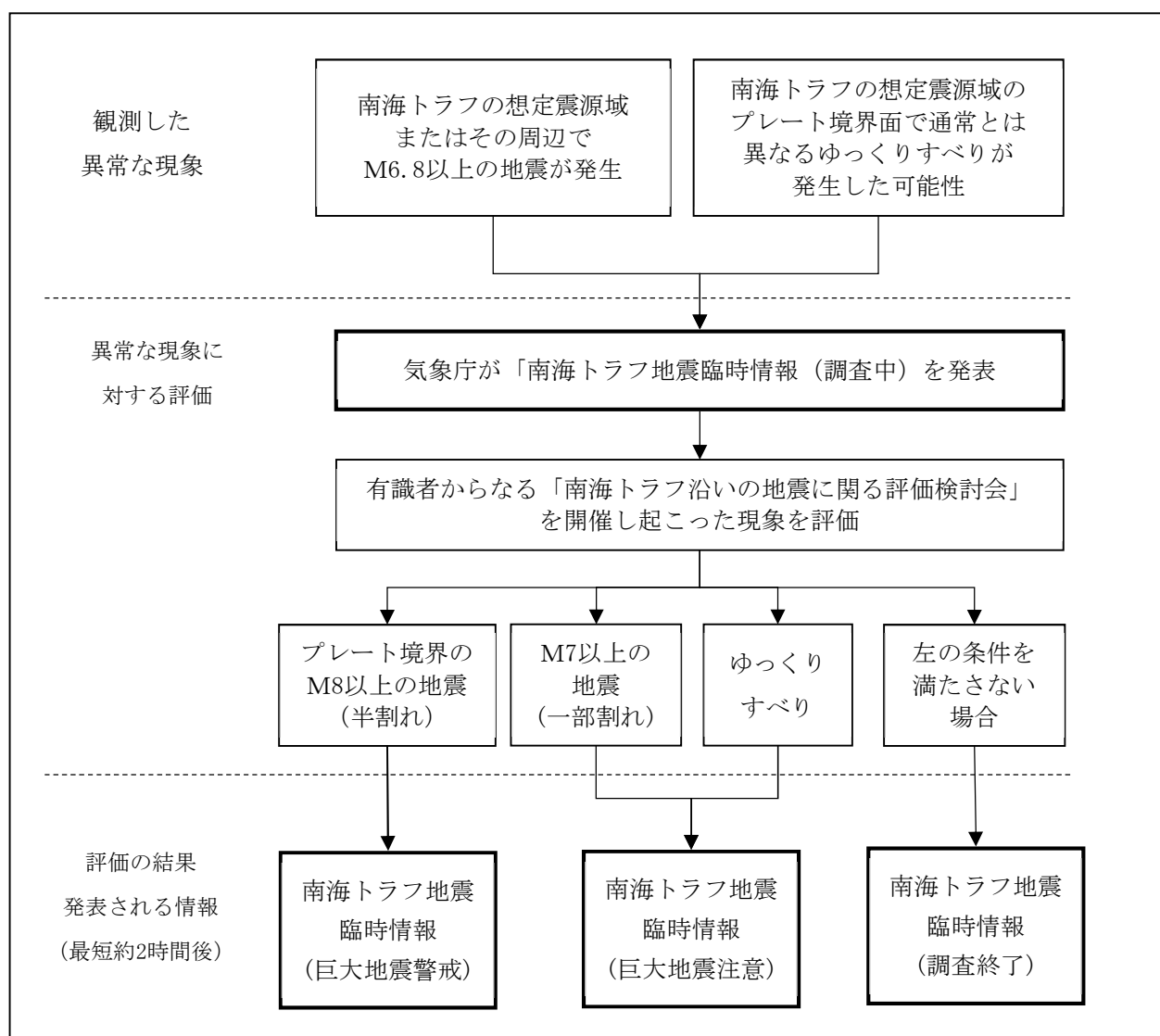
1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

村は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

(2) 村民、企業等へのよびかけ

村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、村民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	半割れ	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(3) 住民の防災対応

ア 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

イ 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

(4) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

<防災対応の例>

- ・安否確認手段の確認
- ・家具や日常生活用器具の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

【 第3編 震災対策編 】

第2章 震災応急対策計画 / 第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、村は、「第3編 第2章「震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第3章 震災復旧復興計画

第1節 災害復旧計画

第2編第3章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

第2編第3章第2節「災害復興計画」を準用する。

第3節 生活再建等の支援計画

第2編第3章第3節「生活再検討の支援計画」を準用する。

第4編 事故災害・その他災害対策編

第1章 事故災害対策計画

第1節 村で懸念される事故災害

村が策定する事故災害応急対策の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び村の地域環境の特性等を踏まえて以下のとおり選定する。

1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、村内における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、村が対応すべき事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

■村に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		村における発生の可能性		応急対応の可否
火災	大規模火災	延焼拡大のおそれのある住宅密集地はない。	×	—
	林野火災	村域のほとんどが森林である。	○	事故災害として取り扱う。
危険物等災害	危険物等災害	村に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	高圧ガス災害	村に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	村に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	毒物・劇物災害	村に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
放射性物質事故災害	輸送事故	村内を通る自動車専用道路はない。	×	—
	放射性物質取扱施設の事故	村に該当する事業所はない。	×	—
	原子力発電所の事故（広域放射能汚染）	村に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、村においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取り扱う。
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	村内では、米、野菜栽培などが行われている。	○	事故災害として取り扱う。
鉄道事故	鉄道事故	村内に鉄道路線はない。	×	—
道路災害	地震や水害による道路災害	村内を主要地方道熊谷小川秩父線等の幹線道路が通っている。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	村及び周辺に飛行場はなく、上空は定期飛行機の飛行コースでもないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、村では起こりえないと言	△	事故災害として取り扱う。

【 第4編 事故災害・その他災害対策編 】

第1章 事故災害対策計画 / 第1節 村で懸念される事故災害

事故災害区分		村における発生の可能性		応急対応の可否
		えない。		
文化財災害	文化財火災	村には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

注1)「村における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

○：発生する可能性がある。

△：発生する可能性は低いがある。

×：発生する可能性はほとんどない。

注2)「対応の可否」欄の「－」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2節 林野火災対策計画

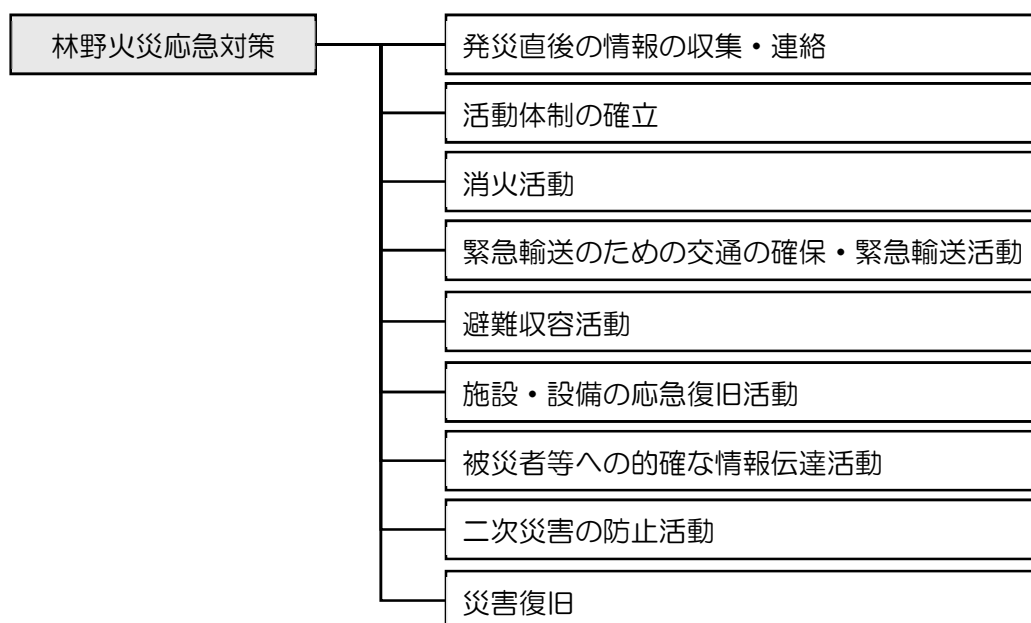
実施機関

村	総務課、消防本部
関係機関	埼玉県中央部森林組合

基本的な考え方

村の森林面積は、総面積の約8割を占めており、ひとたび火災が発生すれば、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ可能性が高い。林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合に、消火活動、捜索活動、救急救助活動、医療活動等を実施するため、村、県、防災関係機関、森林管理者等がとるべき対策について必要な事項を定める。

施策の体系



1 発災直後の情報の収集・連絡

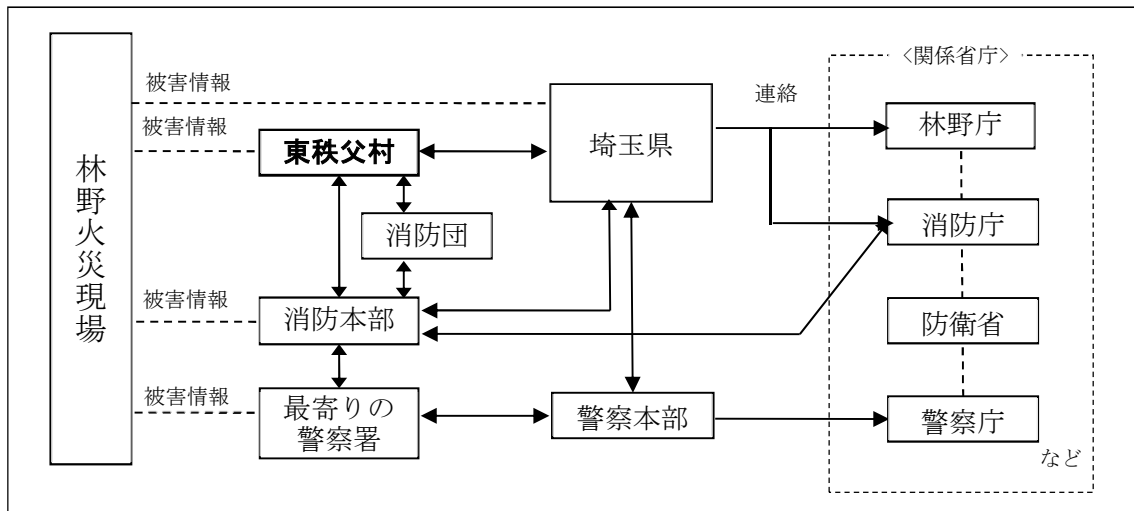
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

村は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

村は、県に、応急対策の活動状況、村本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

村及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、村は、大規模な災害が発生した場合には、村本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

（２）事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を

【 第4編 事故災害・その他災害対策編 】
第1章 事故災害対策計画 / 第2節 林野火災対策計画

考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第2編第2章第2節第3「避難活動」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

村及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車、防災情報通信システム等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった避難行動要支援者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

村は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

村は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

村は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧

村及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害応急対策計画

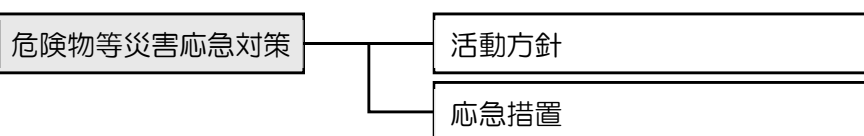
実施機関

村	総務課、消防本部
関係機関	関係事業所

基本的な考え方

村は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち災害の防止を図る。

施策の体系



1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

資料編 ・ 危険物施設の現況

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策計画

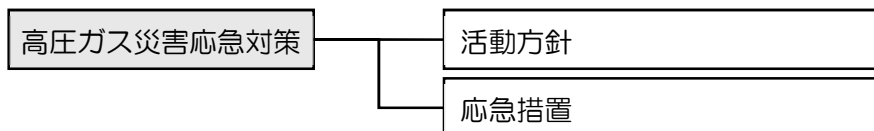
実施機関

村	総務課、消防本部
関係機関	関係事業所

基本的な考え方

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設等管理者は、二次的被害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

施策の体系



1 活動方針

村は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示を行う。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）に基づき応急措置を実施するものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、村長が基準適合命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策計画

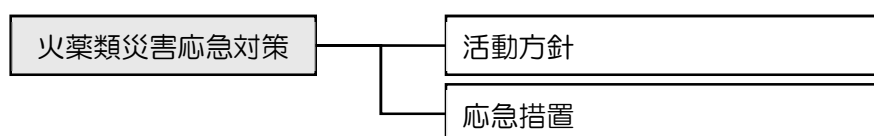
実施機関

村	総務課、消防本部
関係機関	関係事業所

基本的な考え方

火薬類取締法により、規制を受ける火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次の大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、施設の管理者は応急の措置を講じる。

施策の体系



1 活動方針

施設の管理者は、災害が発生または災害の発生のおそれがある場合、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策計画

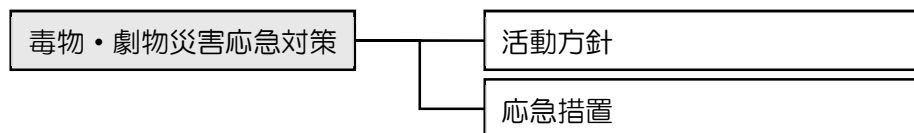
実施機関

村	総務課、消防本部
関係機関	関係事業所

基本的な考え方

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

施策の体系



1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害についての届出を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- (4) 施設周辺の住民の避難措置を講ずる。

第4節 広域放射能汚染対策計画

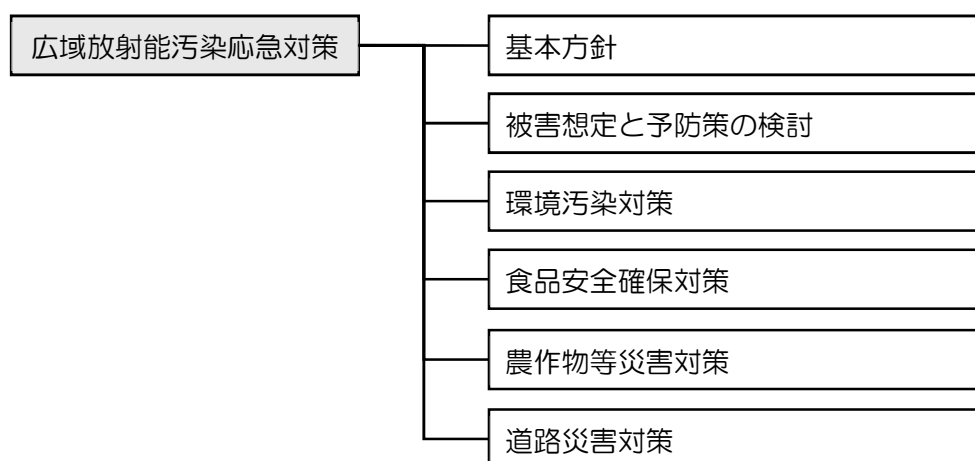
実施機関

村	総務部、防疫部、農政部、土木部
関係機関	県

基本的な考え方

村は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約130kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては村に影響が及ぶことも考えられるため、広域放射能汚染についての対策を定める。

施策の体系



1 基本方針

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、原子力災害対策指針（令和4年7月6日一部改正、原子力規制委員会）において、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。なお、村はいずれの区域にも該当していない。

■原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径5～30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

2 被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の 検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

3 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて集水池に堆積するなど、局所的に放射線量が高い箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

4 食品安全確保対策

村は、県が国のガイドラインに基づき実施している東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

5 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

村は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

また、近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示。
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- その他必要な処置。

6 道路災害対策

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、村民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

第5節 農業災害対策計画

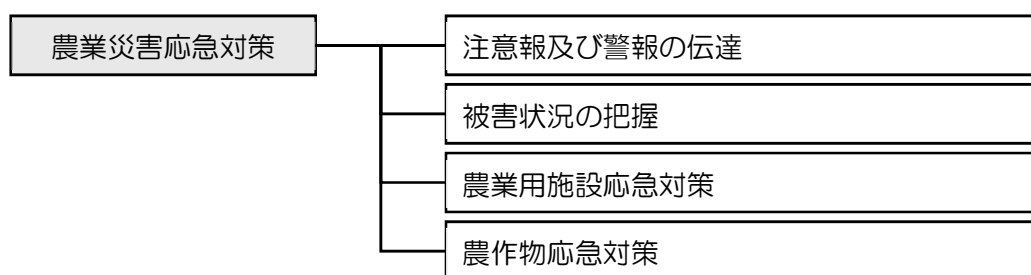
実施機関

村	農政部
関係機関	東松山農林振興センター

基本的な考え方

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

施策の体系



1 注意報及び警報の伝達

村は、県から埼玉県防災情報システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は東松山農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は防災行政無線等により速やかに埼玉中央農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

2 被害状況の把握

村は、埼玉中央農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

3 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

村では、風水害等で損失を受けた農業者に対して、被害農作物の回復に要する補助措置と、農業経営に必要な資金の貸付を行っている。

資料編	・東秩父村農業災害対策条例 ・東秩父村農業災害対策条例施行規則 ・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱
-----	---

4 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、東松山農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

【 第4編 事故災害・その他災害対策編 】

第1章 事故災害対策計画 / 第5節 農業災害対策計画

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

(3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第6節 道路災害対策計画

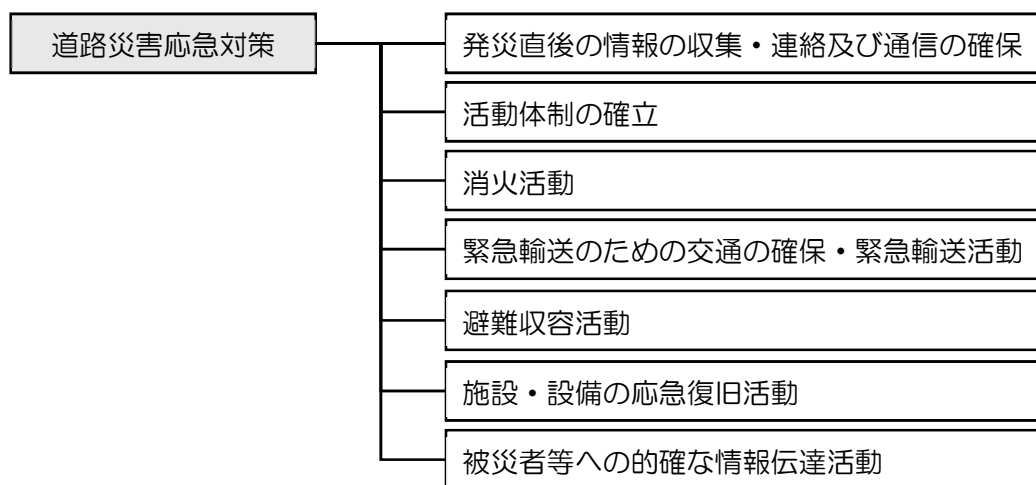
実施機関

村	総務部、土木部、消防本部
関係機関	県

基本的な考え方

村は、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

施策の体系



1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

村は、大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村、及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

村は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

ウ 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策活動の実施状況、村本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

村及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、村は、大規模な災害が発生した場合には、村本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

村長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、村長及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

村長は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

村長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

村及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災情報通信システム、掲示板、広報紙、ホームページ、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

村は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

第7節 航空機事故対策計画

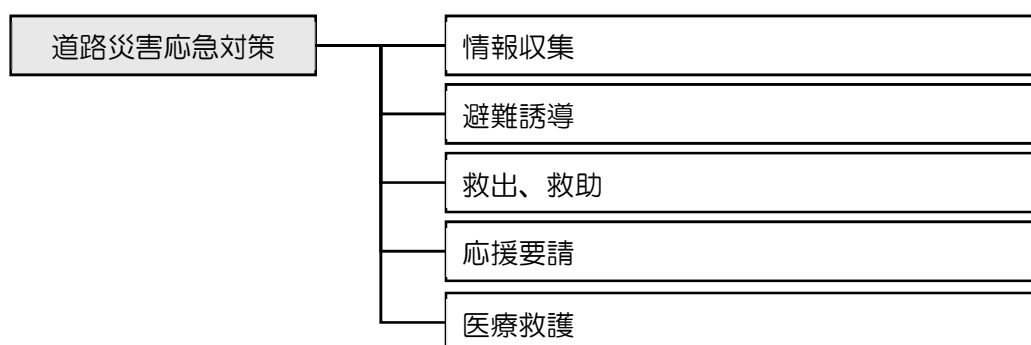
実施機関

村	総務部、救助部、消防本部
関係機関	県

基本的な考え方

本計画は、村内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、村の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

施策の体系



1 情報収集

村の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編第2章第3節第1「災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、村長、警察官等は第2編第2章第3節第3「避難活動」に準じ、避難指示を行う。

3 救出、救助

第2編第2章第3節第3「救急救助活動」に準ずるほか、協力者の動員を行う。

4 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は第2編第2章第1節第5「自衛隊の災害派遣要請」に、又他機関への応援要請は同第4「広域応援要請」に準ずるものとする。

5 医療救護

村は、村内に航空機事故が発生した場合、第2編第2章第3節第4「医療救護活動」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第2章 その他災害等対策計画

第1節 村で対象とするその他災害等

1 趣旨

この計画は、近年頻発している火山噴火や、東日本大震災で発生した大津波と原子力発電所事故による複合災害など、これまでにはあまり経験しなかった災害が多く発生している。本章は、これら災害の教訓を踏まえ、今後新たに想定される災害から村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を保護するとともに、他の自治体との相互協力において災害対応を行うことにより、被害の最小化を図ることを目的として定めるものである。

2 対象とする事象

村の地勢、気象等の自然的条件、人口、土地利用、交通等の社会的条件に加え、過去において全国で発生した各種災害の状況を勘案し、本村で発生し得るその他災害を次のとおりとする。

■対象とする事象

災害の種類	想定する事象
火山噴火降灰対策	火山の噴火による降灰等が、村民生活等へ直接影響を与える、又は影響を与えるおそれがある場合。
複合災害対策	同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生し、村民生活等への被害の激化、広域化及び長期化が懸念される場合。
広域応援	首都直下型地震（東京湾北部地震等）が発生し、東京都、神奈川県、千葉県で甚大な被害が見込まれる場合の被災地支援活動。
シビアコンディション	これまでの被害履歴や各種調査研究に基づかない最悪な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の想定

第2節 火山噴火降灰対策

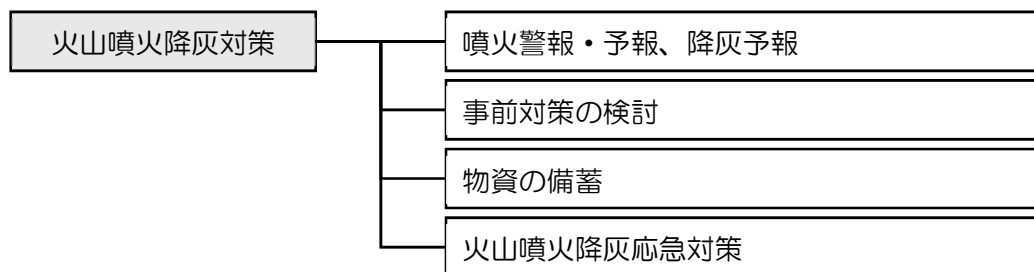
実施機関

村	総務部、救助部、消防本部
関係機関	県

基本的な考え方

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

施策の体系



1 噴火警報・予報、降灰予報

（１）噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

（２）噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル４ (避難準備)
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場	レベル３ (入山規制)

【 第4編 事故災害・その他災害対策編 】
第2章 その他災害等対策計画 / 第2節 火山噴火降灰対策

又は 火口周辺警報	火口周辺	合	
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

(3) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。
また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

(4) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

2 事前対策の検討

村は、火山降灰によって生じることが想定される災害予防として、次の予防・事前対策を検討する。

- (1) 村民の安全、健康管理等
- (2) 降灰による空調機器等への影響
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等への被害軽減対策
- (5) 水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理対策

3 物資の備蓄

火山の噴火に伴う道路等への降灰によって、物資の輸送に支障が生じ、物流が混乱する場合を想定し、村及び住民は、食糧、水、生活必需品等の備蓄を推進する。

4 火山噴火降灰応急対策

(1) 火山降灰に関する情報の発信

気象庁が村内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは村内に降灰があったときは、県と協力し、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得

し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を村民等へ周知する。

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

村は、下記に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

(3) 降灰に伴い取るべき行動の周知

村は、下記に示すような降灰時にとるべき行動を、村民に発信する。

- ア 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護すること。
- イ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さないこと。
- ウ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保すること。また、滑りやすくなるため、スリップに注意すること。

(4) 降灰の処理

- ア 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。また、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者により対応する。
- イ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先する。
- ウ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は村が実施するものとし、あらかじめ各家庭が集めた灰を詰めるためのポリ袋（克灰袋）を、各家庭へ配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
- エ 各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。村は、火山灰の処分場所を事前に選定しておく。

第3節 複合災害対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化及び長期化が懸念される。

そのため、地震及び風水害等による複合災害を想定し、村民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させるために必要な対策等について定める。

なお、複合災害であっても、単独災害の応急対策を確実に実施していくことが重要である。本節に定めのない事項については、第2編から第4編までの応急対策を準用するものとする。

第1 基本方針

複合災害に対応するための基本方針は以下のとおりとする。

1 人命救助第一

村は、人命の救助を第一に、県、自衛隊、警察、消防などの防災機関と緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次災害の防止

村は、村内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

村は、被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、通信等のライフライン等の早期復旧を図るための積極的な支援を行う。

第2 事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、村民等に対して周知する。

2 防災施設の整備等

村は、複合災害発生時の被害想定を検討するとともに、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ設定し、災害対応や業務継続性の確保を図るよう努める。

第3 応急対策

1 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、村は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

2 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。そのため、村は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第4節 広域応援

第1 基本方針

現在、県では、災害時に他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会、三県知事会で相互応援協定を締結するなど、広域応援体制の整備を推進している。

「東京湾北部地震」が発生した場合、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の4県合計で、死者約1万2千人、負傷者約22万5千人、避難者約593万人が発生すると想定されており、北関東・東北・中部地方からの交通ルートを通る埼玉県の担う役割は大きく、村では、県と連携した広域応援体制を推進していくことが求められる。そのため村は、県と連携し、災害時の広域応援体制を推進する。

第2 事前対策

1 広域避難者の受入体制の整備

村は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。また、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討する。

2 広域支援拠点の確保

村は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を事前に設定・確保しておくこととする。

3 広域応援要員チームへの参加

村は、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、県が事前に編成する職種混成の応援要員チームへの参加要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

4 県内被害の極小化による活動余力づくり

村は、減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

- (1) 村民の防災意識の高揚と災害の備えを強化するための普及啓発を行うとともに、住民参加型の実践的な防災訓練を積極的に行う。
- (2) 自主防災組織の活動において、中心的役割を担うリーダー育成を強化する。
- (3) 建物の耐震化・不燃化、社会資本の予防保全型維持管理を推進するなど、防災まちづくりを強化する。
- (4) 企業等による災害時の事業継続（BCP）の取組みを促進する。

第3 応急対策

1 後方応援本部への協力

村は、首都圏広域災害発生時等に、自村の被災が軽微又は被災していない場合、県が行う広域後方支援活動に協力するものとする。

2 広域応援要員の派遣

村は、県より広域応援要員の派遣要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

3 広域避難の支援

(1) 村は、県から他都道府県からの避難者の受入れ協力を求められた場合、特段の理由がない限り、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

(2) 村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援を行うよう努める。

4 その他の支援

村は、県が行う被災都県のがれき処理やし尿・ごみ処理について、必要に応じて、協力する。

第5節 シビアコンディションへの対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、村の防災対策は、比較的局地的な地震などを想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態が生じる可能性もあるため、村は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要があり、本計画を定めるものである。

第2 シビアコンディションへの対応

シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対しては、ハード整備だけで対応することには限界があり、確実に守ってくれる構造物という概念は、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。なお、人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

村は、県と連携し、最悪の事態を想定したシミュレーション結果について、防災関係機関や住民と共有しておくこととする。なお、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても住民の命を守ることを優先する。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本村は、県と連携し、積極的な広域支援を行っていくことになるため、村域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

そのため、本節において、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討することとする。

1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～

(1) シビアな状況

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われており、震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

(2) 課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

(3) 対策の方向性

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

(1) シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

(2) 課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

(3) 対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める必要な耐震改修等を行う。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

(1) シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼・拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われてい

ます。
一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに住民への被害が多くなります。

(2) 課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

(3) 対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、村民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

(1) シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。さらに、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧には4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヵ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。また、製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、村本部や防災活動拠点における災害対応、各避難所における避難生活等に大きな影響がで

ます。

(2) 課題

- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

(3) 対策の方向性

- 村の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保するとともに、村本部が設置される村庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、避難所の環境を向上させるとともに、村民及び他都・他市町村の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

(1) シビアな状況

沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性があります。また、走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われています。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

(2) 課題

- 各災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

(3) 対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 緊急交通路上の障害物・放置車両の撤去体制や、優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 デマやチェーンメールは新たな災害

(1) シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも、例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険となることも考えられます。

(2) 課題

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

(3) 対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化・非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

(1) シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

(2) 課題

- 負傷者に対し、迅速な医療救護活動と受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。

(3) 対策の方向性

- 衛星携帯電話の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させる。
- 一定の安全を確保した上での村民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みを検討する。

8 助かった命は守り通す

(1) シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺し、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されるため、万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

(2) 課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

(3) 対策の方向性

- 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

9 食料が届かない

(1) シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

また、そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。また、在宅避難者には支援が届きづらいという問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

(2) 課題

- 広域物資供給体制の整備。
- 広域緊急輸送体制の整備。

(3) 対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。
- 県からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の迅速かつ円滑な受領及び被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

10 災害の連鎖を防止せよ

(1) シビアな状況

- 災害の連鎖を防止することが重要です。
- 一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。
- ・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
 - ・港湾機能の麻痺によりサプライチェーンが寸断し、企業活動が影響を受ける。
 - ・工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
 - ・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。
- すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくことが重要です。

(2) 課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

(3) 対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。